

第7期

茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画

(素案)

《令和6～8年度》

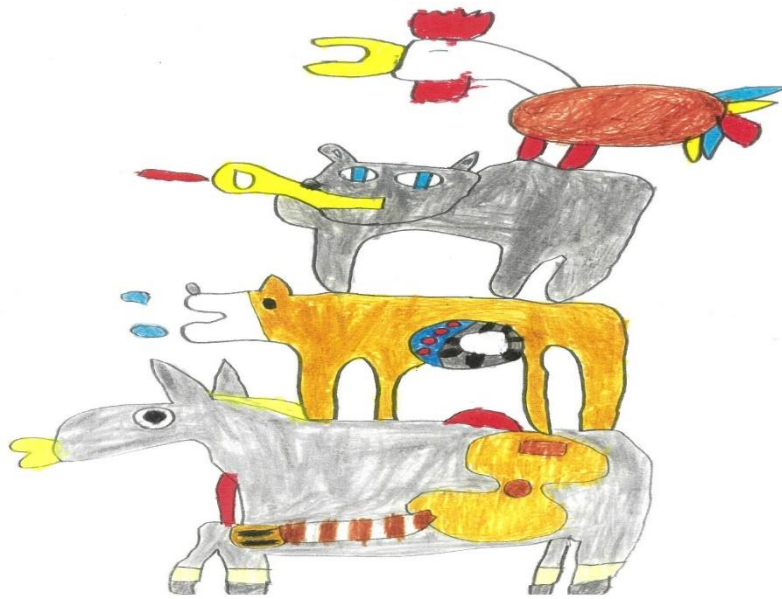


茅ヶ崎市

はじめに

令和6年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光



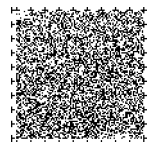
○障害の「害」の表記について

法や条例、要綱に規定されるものや国等が作成する計画、医師による診断名等を除き、「障がい」と表記しています。

○音声コード Uni-voice (ユニボイス) について

本計画書では、各ページに Uni-voice (ユニボイス) を貼付しています。Uni-Voice (ユニボイス) は JAVIS (日本視覚障がい情報普及支援協会) が開発した音声コードで、文字や数字を記録して音声データとして出力できる二次元コードです。

携帯電話やスマートフォンに対応しており、無償専用アプリをダウンロードすることにより、スマートフォンをかざせば自動で文章を読み上げます。



○切り欠き (計画書の半円の切り込み) について

音声コードを貼付した位置を示すため、計画書に半円の切り込みを入れています。

○本文中の右上に「*」が記されている用語について

資料編の「用語集」(133ページ以降)にて、説明しています。

○図表に記載されている統計やアンケート結果の割合について

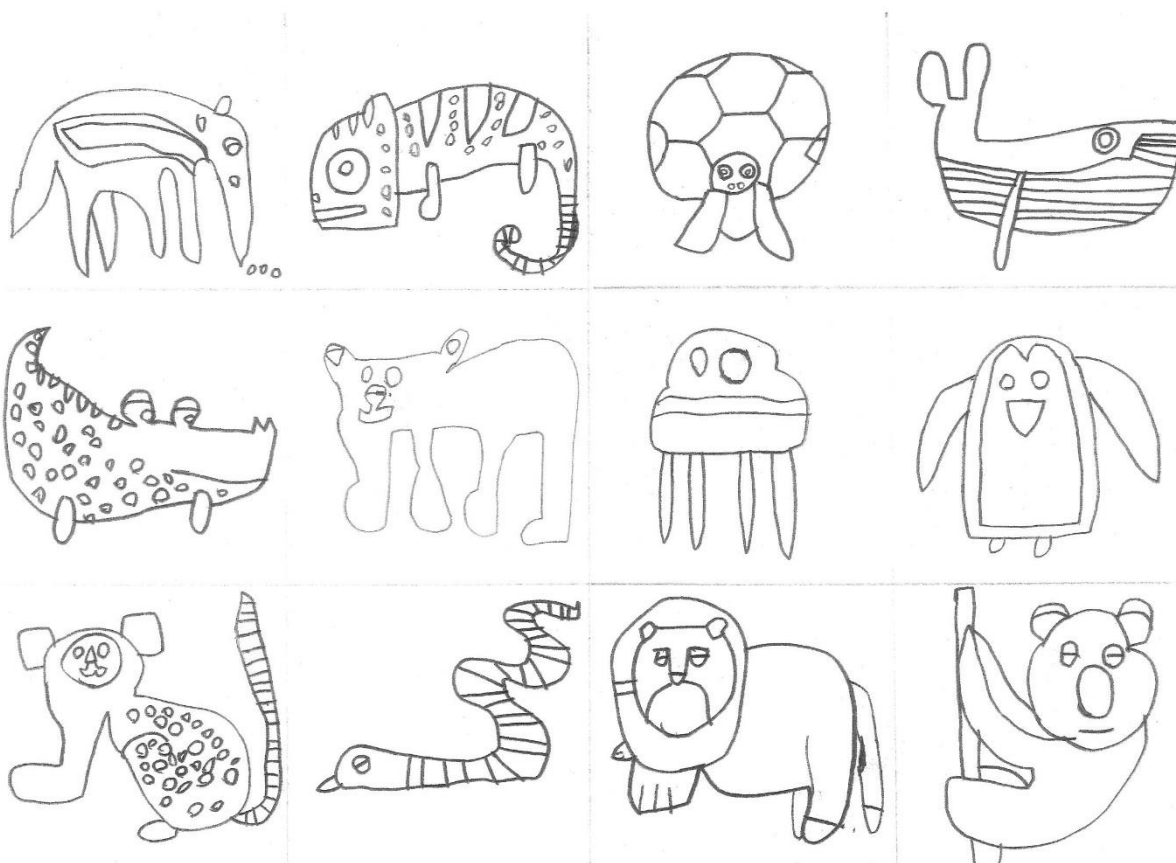
小数点第2位を四捨五入した上で表記しているため、構成比を合計しても 100.0%にならない場合があります。

○本計画書の表紙絵、および本文中の挿絵は、市内の障害福祉サービス事業所を利用している方々が製作したものです。

目 次

第1章 本計画の概要	1
1 本計画の策定と背景	3
2 本計画の位置づけ	5
3 本計画の全体像	8
4 本計画の策定経過	12
第2章 本市の障がい者の現状と将来推計	13
1 身体障がい者及び自立支援医療*（更生医療・育成医療）受給者数	15
2 知的障がい者	19
3 精神障がい者及び自立支援医療*（精神通院）受給者数	22
4 その他の障がい	26
5 障害支援区分*	27
6 各障がいの障害者手帳所持者数の将来推計	28
第3章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開	29
1 課題抽出のプロセス	31
2 取り組むべき施策の前計画（6期計画）からの変更	32
3 取り組むべき施策	35
第4章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量	73
1 障害福祉計画における成果目標	75
2 障害福祉サービス等の見込み量	81
3 地域生活支援事業の見込み量	87
第5章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量	97
1 障害児福祉計画における成果目標	98
2 障害児通所支援等の見込み量	100

第6章 本計画の推進.....	103
1 本計画の推進体制.....	104
2 本計画の進捗管理.....	106
資料編.....	107
1 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	108
2 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議	113
3 茅ヶ崎市自立支援協議会*	115
4 障がい者向けアンケート調査の実施概要.....	119
5 市民向けアンケート調査の実施概要.....	127
6 事業者向けアンケート調査の実施概要.....	128
7 自立支援協議会*からの意見聴取の実施概要	129
8 障がい者ヒアリング調査の実施概要.....	130
9 パブリックコメント実施概要	131
10 用語解説	133



第Ⅰ章

本計画の概要

第 1 章 本計画の概要

1 本計画の策定と背景

(1) 国の動き

茅ヶ崎市（以下「本市」という。）における「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」の令和3年3月策定以降（計画期間：令和3～5年度）、国の障がい者施策にいくつかの動きがみられました。

まず、令和3年5月に、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法*」という。）が改正（令和6年4月施行予定）されました。また、令和3年9月に「医療的ケア*児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア*児支援法」*という。）が、医療的ケア*児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に施行されました。また、令和4年5月には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」*という。）が施行されました。令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、共生社会の実現に向け、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念としています。さらに、令和6年4月には、障がい者の地域生活を支える多様な福祉サービスの基盤となる改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されます。障がい者を取り巻く課題や社会環境、当事者のニーズ等を踏まえた法改正が行われ、これらに基づいて関連する施策を推進していきます。

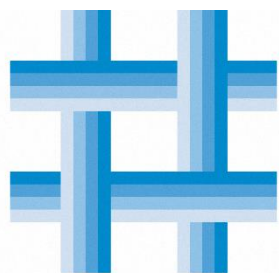
(2) 神奈川県の動き

神奈川県では、平成31年3月に「かながわ障がい者計画」、令和4年3月に「神奈川県障がい福祉計画」を策定し、様々な障がい福祉施策を推進しています。

具体的には、平成28年10月に制定された「ともに生きる社会かながわ憲章*」の理念の普及に向けた取組として、障がい者本人の意思を尊重するには、本人の立場に立たなくてはならないという考えをもとに、「当事者目線の障害福祉推進条例*」を令和5年4月に施行しました。

図表 1 ともに生きる社会かながわ憲章*

出所：神奈川県



ともに生きる社会
かながわ憲章



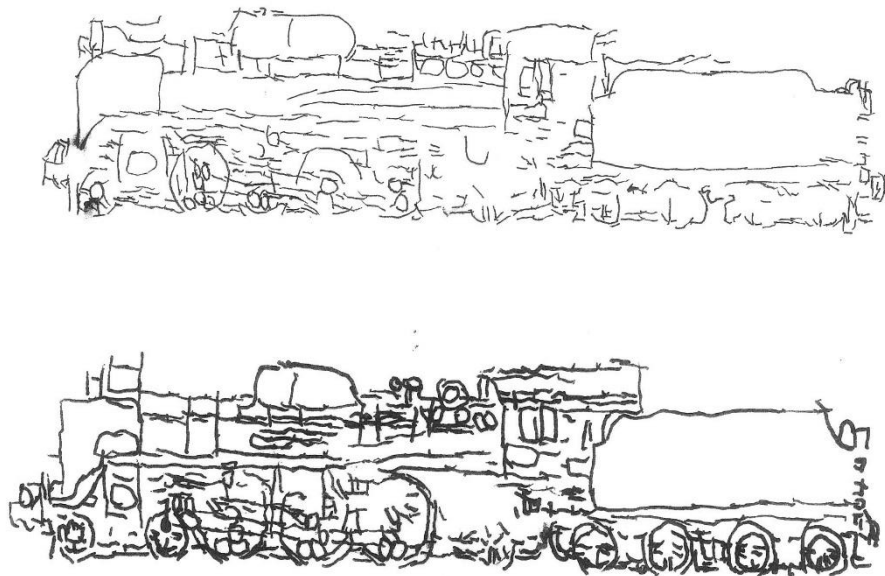
(3) 本市の動きと計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（計画期間：令和3～5年度、以下「前計画」という。）を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を目指す将来像に掲げ、様々な施策・事業を推進してきました。前計画の策定から3年が経過し、前計画における施策や事業の成果と課題が明らかになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障がい者支援においても「新しい生活様式」を踏まえた、誰もが安心して日常生活を過ごせるような施策を行ってまいりました。なお、本計画におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で行ってきた対応をふまえ、新興感染症や災害等の外的要因に柔軟に対応する事で、障がい者支援施策の提供を継続的に推進できる体制を構築した上で、事業を推進してまいります。

特に身体障害者手帳*の所持者自身の高齢化とともに、高齢者の増加による身体機能の低下に伴う取得者の増加が見込まれますが、計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる事も見据え、必要な障害福祉サービスの支給決定等を着実に行ってまいります。

このような事情のもと、前計画における目指す将来像を継承しつつ、国や神奈川県との動き、前計画の期間中に生じた課題、障がい者を取り巻く状況の変化等に対し、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和6～8年度（3年間）を計画期間とする「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



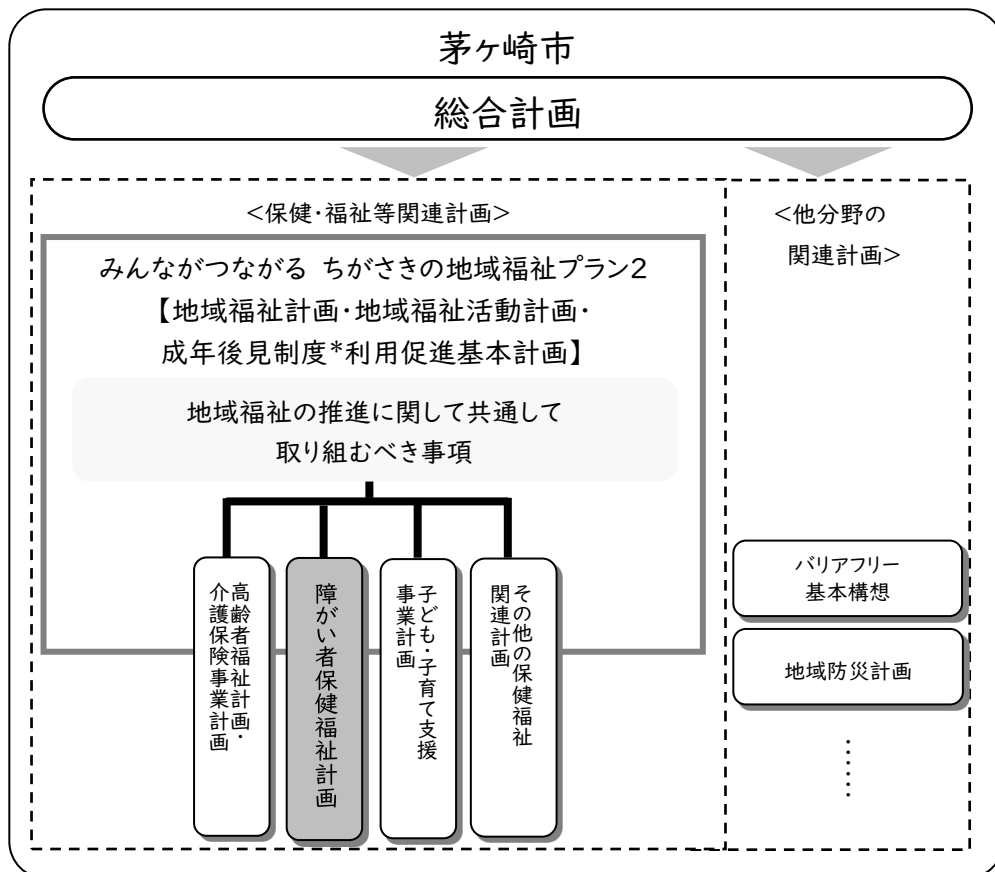
2 本計画の位置づけ

(1) 法令等における位置づけ

本計画は、障害者基本法*第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法* の第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法* の第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3.「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」等に関連する個別計画として位置付けます。また、保健福祉分野の総合計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度*利用促進基本計画）」や、障がい者施策と関連する各部門別計画との整合を図ります。

図表 2 本計画の位置づけ



(2) 対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法*や障害者総合支援法*、児童福祉法* に定義される「障害者」及び「障害児」に該当する方とします。

【障がい者】障害者の定義

○障害者基本法*第2条第1項

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法* 第4条第1項

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する発達障害*者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。

【障がい児】障害児の定義

○児童福祉法* 第4条第2項

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する発達障害*児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※児童福祉法* における「児童」の定義は満 18 歳に満たない者を指す。

(3) 計画期間

本計画は、障害者基本法*に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法*に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法*に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

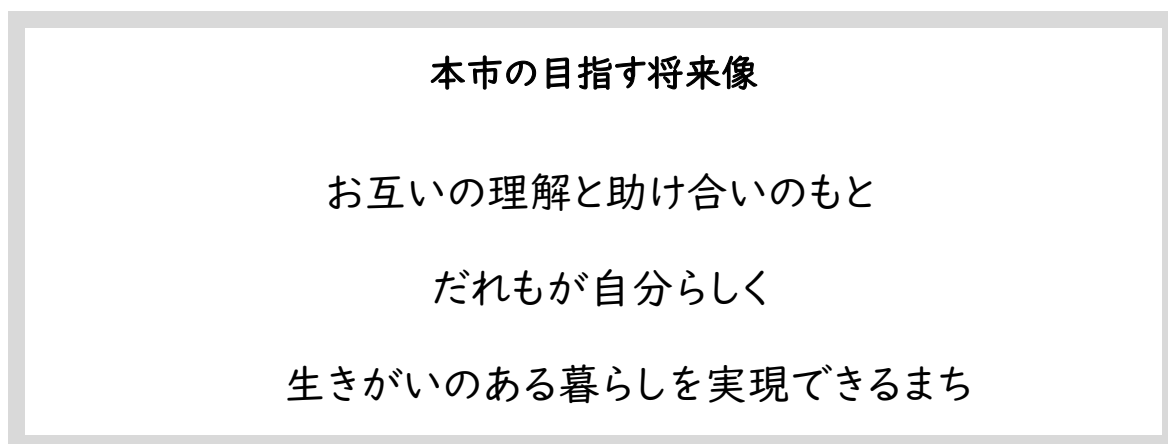
本計画の期間は、令和6～8年度の3年間とします。

図表 3 本計画の期間

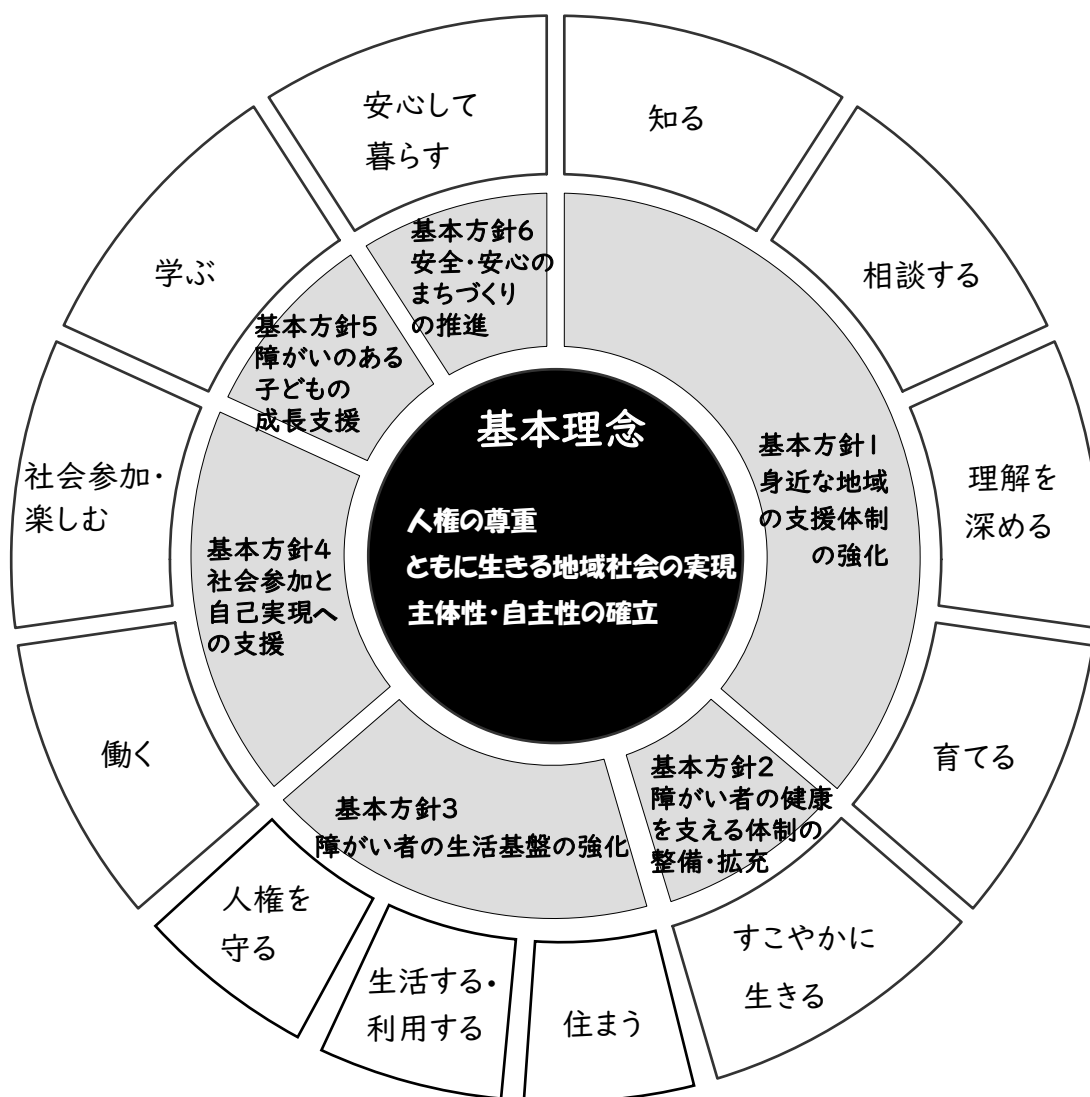
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画	第6期			第7期		
市町村障害者計画			見直し			見直し
市町村障害福祉計画			見直し			見直し
市町村障害児福祉計画			見直し			見直し



3 本計画の全体像



図表 4 本計画における基本理念・基本方針と「施策の方向性」



(1) 基本理念と本市の目指す将来像

この計画により本市の目指す将来像については、障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることから、本計画においても継承し、より一層発展させていくこととします。

基本理念1 人権の尊重

障がいのある人も障がいのない人も同じ権利を持っており、茅ヶ崎というまちで「ともに生きていく」市民です。いろいろな人たちが、それぞれの暮らしの中で、様々な形でふれあっていくことが、ごく当たり前であるという意識の浸透を図るとともに、必要な福祉活動の推進に努めます。

基本理念2 とともに生きる地域社会の実現

障がいのある人も障がいのない人もお互いに尊重しあいながら、ともに生きることができる地域社会が求められています。地域の人々が障がいに対する理解を深め、障がいの有無や種別・程度に関係なく、暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

基本理念3 主体性・自主性の確立

障がいのある人が、自分の住んでいる地域でその人らしく、かつ主体性や自主性を持って生きていくために、障がいのある人がそれぞれ持つ能力や特性に応じた支援の推進に努めます。



(2) 基本方針

この計画により本市の目指す将来像を実現するため、本計画の柱となる6つの基本方針と基本方針に沿った12の施策の方向性(『知る』『相談する』等)を設定します。この施策の方向性に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業のさらなる推進に努めていきます。

基本方針1 身近な地域の支援体制の強化

- 障がい者と家族が安心して生活できるよう、適切な情報の提供と相談支援体制の充実を図ります。
- 市民や行政職員等のより一層の理解促進を図ります。
- 本市の障がい者福祉の現場を支える福祉人材の育成・確保を図ります。

基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充

- 障がい者とその家族のすこやかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。
- 医療的ケア*児等に対する支援体制の整備・拡充を図ります。

基本方針3 障がい者の生活基盤の強化

- 障がい者とその家族が将来に渡って、現在住んでいる地域で安定した生活を営めるよう、住まいの確保に向けた支援を行うとともに、日常生活を支える障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 日常生活の様々な場面において、障がい者自らの意思に基づく選択・決定ができるよう、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。
- 障がい者の権利が守られるように施策の充実を図ります。

基本方針4 社会参加と自己実現への支援

- 障がい者が社会の一員として地域で生活できるよう、企業等への理解促進や職場定着、社会参加を支える環境づくり、地域の中での交流機会の拡充を図ります。

基本方針5 障がいのある子どもの成長支援

- 障がい児の健全な成長を支援するため、保健・医療・福祉・保育・教育等との連携及び体制の強化、教育現場への障がいに関する理解促進を図ります。

基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

- 誰もが安心して地域での生活を送れるよう、心のバリアフリー*を推進するとともに、障がい者に配慮した施設等の整備や災害に備えた体制の充実を図ります。

(3) SDGs

①持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年までを達成年限とする国際目標のことで、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

図表 5 持続可能な開発目標 (SDGs)



②SDGs と本計画の推進

本市では、令和3年度を始期とする「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、行政が SDGs という共通言語を持つことにより、本市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を生かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

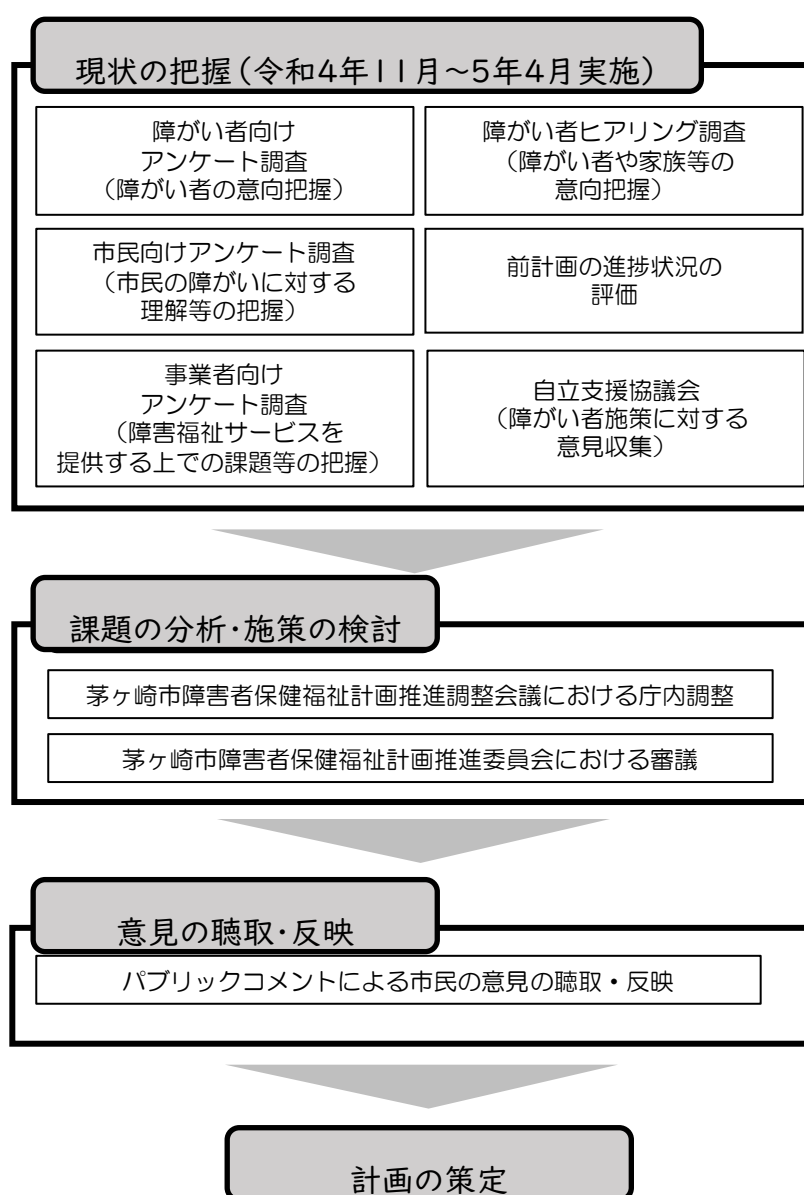
なお、本計画においては、各施策の方向性の目標達成に向けた取組が、SDGs のどのゴールの達成に寄与するかを明らかにします(第3章参照)。

4 本計画の策定経過

本計画は、市の「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、前計画の進捗状況の評価や、各種調査による課題の分析、施策の検討を行いながら、下図のようなプロセスで策定しました。

なお、各種調査の実施方法等は資料編（119 ページ以降）をご参照ください。

図表 6 本計画の策定経過



第2章

本市の障がい者の現状と将来推計

第2章 本市の障がい者の現状と将来推計

Ⅰ 身体障がい者及び自立支援医療*（更生医療・育成医療）受給者数

（Ⅰ）身体障害者手帳* 所持者数の推移

身体障害者手帳* 所持者数をみると、平成 30 年度をピークに、その後は微減傾向で推移しており、対総人口比（総人口に占める身体障害者手帳* 所持者数の割合）も低下傾向にあります。

身体障害者手帳* 所持者数が減少している要因としては、高齢化による心身の変化により手帳を取得される方が多い一方で、身体障害者手帳* 所持者の多くを占める高齢障がい者の死亡による自然減が理由として挙げられます。

図表 7 身体障害者手帳* 所持者数（各年4月1日現在）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手帳所持者数	5,965 人 (100.0)	5,933 人 (99.5)	5,906 人 (99.0)	5,871 人 (98.4)	5,866 人 (98.3)	5,844 人 (98.0)
総人口	241,532 人 (100.0)	241,723 人 (100.1)	241,925 人 (100.2)	242,371 人 (100.3)	243,670 人 (100.9)	244,610 人 (101.3)
対総人口比	2.47%	2.45%	2.44%	2.42%	2.41%	2.39%

注1) () 内の数値は、平成 30 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

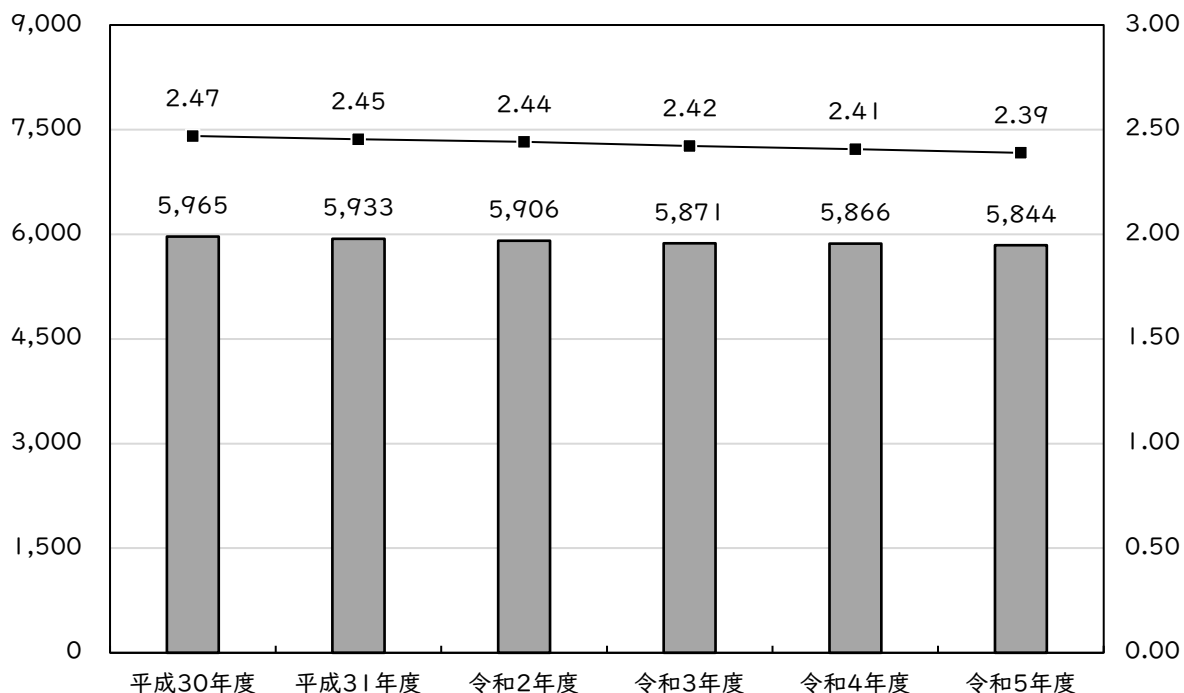
注2) 総人口：平成30年度から令和2年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

単位：人

図表 8 身体障害者手帳* 所持者数の推移（各年4月1日現在）

単位：%



■ 身体障害者手帳所持者数（左目盛） ■ 総人口比（右目盛） 出所：茅ヶ崎市

(2) 身体障害者手帳* 所持者の年齢別内訳

身体障害者手帳* 所持者を年齢別にみると、令和5年4月1日現在では18歳未満が全体の2.3%（「6歳未満:0.4%」と「6歳以上18歳未満:1.9%」の合計）、18歳~64歳は全体の27.6%（「18歳以上40歳未満:4.9%」と「40歳以上65歳未満:22.7%」の合計）を占めています。

一方、65歳以上が全体の70.2%（「65歳以上75歳未満:18.9%」と「75歳以上:51.3%」の合計）となり、高齢者が多くを占めている状況は前計画策定時の令和2年度と同様です。

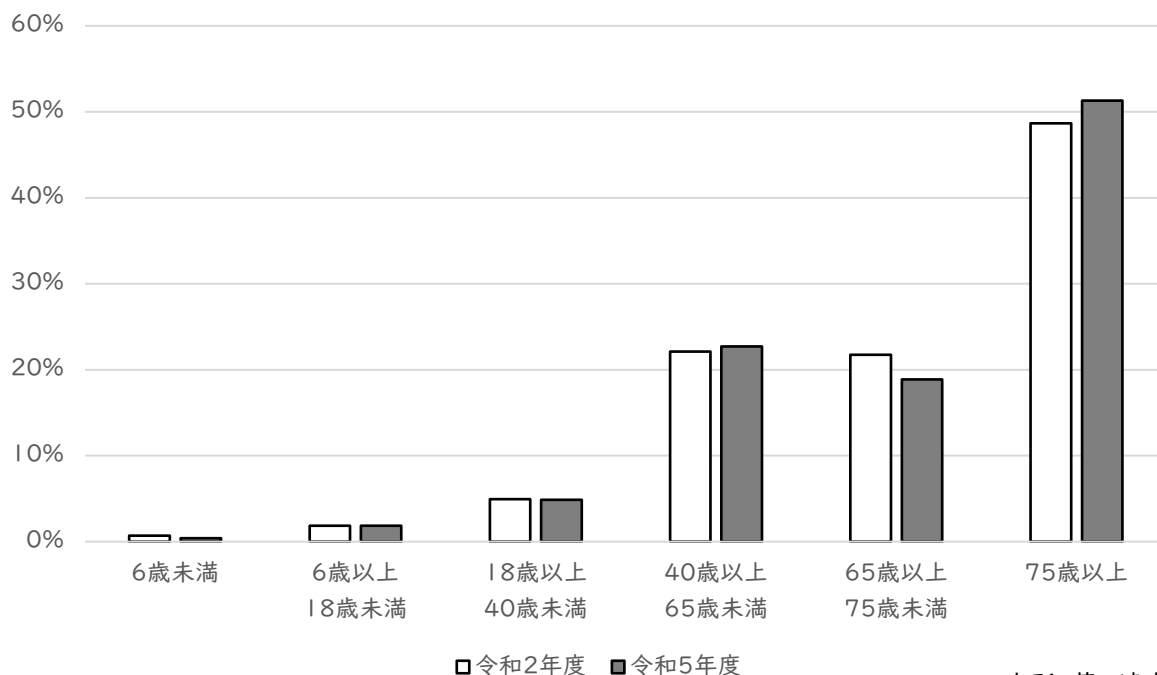
図表 9 身体障害者手帳* 所持者の年齢別内訳（各年4月1日現在）

	令和2年度		令和5年度	
	人数	構成比	人数	構成比
6歳未満	38人	0.6%	24人	0.4%
6歳以上18歳未満	109人	1.8%	109人	1.9%
18歳以上40歳未満	295人	5.0%	284人	4.9%
40歳以上65歳未満	1,322人	22.4%	1,326人	22.7%
65歳以上75歳未満	1,250人	21.2%	1,103人	18.9%
75歳以上	2,892人	49.0%	2,998人	51.3%
手帳所持者数	5,906人	100.0%	5,844人	100.0%

出所:茅ヶ崎市

(構成比)

図表 10 身体障害者手帳* 所持者の年齢別構成比の推移



出所:茅ヶ崎市

(3) 身体障害者手帳* 所持者の障がい種類別内訳

身体障害者手帳* 所持者を障がい種類別にみると、平成30年度から障がい種類によって人数の増減は異なりますが、聴覚障がい者は10.1%増加しており、視覚障がい者は13.4%減少しています。

図表 11 身体障害者手帳* 所持者の障がい種類別内訳(各年4月1日現在)

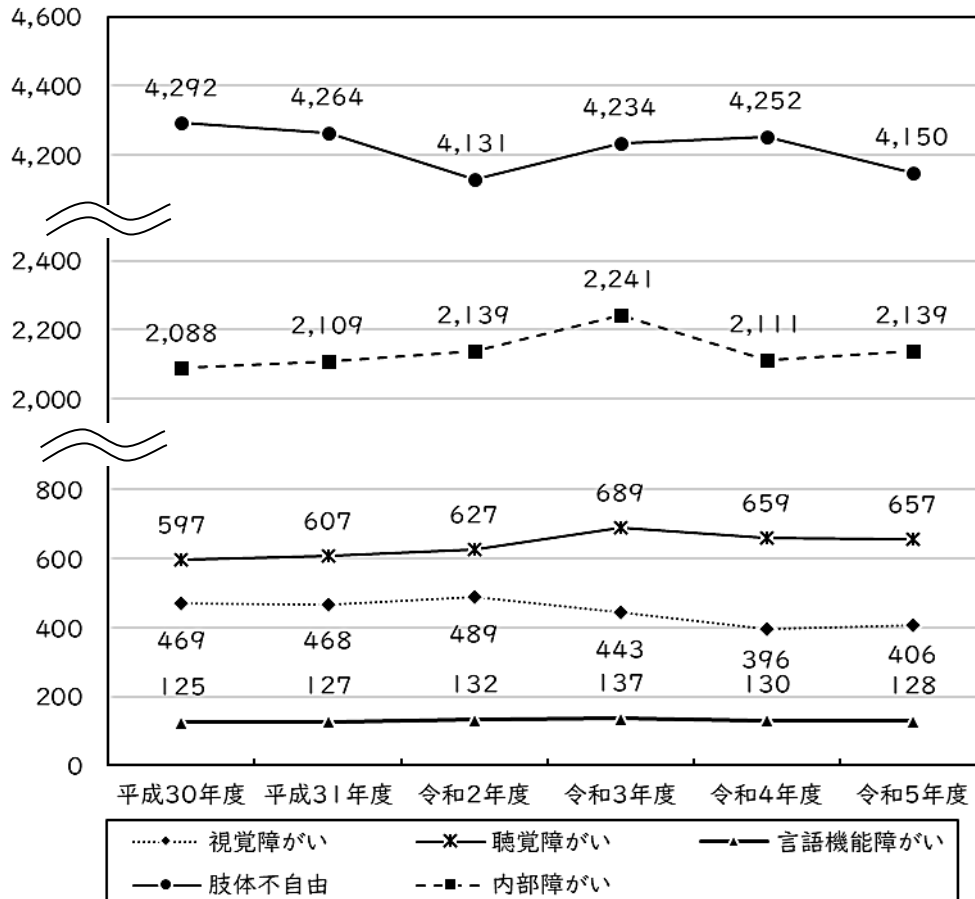
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障がい	469 人 (100.0)	468 人 (99.8)	489 人 (104.3)	443 人 (94.5)	396 人 (84.4)	406 人 (86.6)
聴覚障がい	597 人 (100.0)	607 人 (101.7)	627 人 (105.0)	689 人 (115.4)	659 人 (110.4)	657 人 (110.1)
言語機能障がい	125 人 (100.0)	127 人 (101.6)	132 人 (105.6)	137 人 (109.6)	130 人 (104.0)	128 人 (102.4)
肢体不自由	4,292 人 (100.0)	4,264 人 (99.3)	4,131 人 (96.2)	4,234 人 (98.6)	4,252 人 (99.1)	4,150 人 (96.7)
内部障がい*	2,088 人 (100.0)	2,109 人 (101.0)	2,139 人 (102.4)	2,241 人 (107.3)	2,111 人 (101.1)	2,139 人 (102.4)

注) () 内の数値は、平成 30 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

出所:茅ヶ崎市

図表 12 身体障害者手帳* 所持者の障がい種類別の推移(各年4月1日現在)

単位:人



出所:茅ヶ崎市

(4) 身体障害者手帳* 所持者（各障がい種類）の障がい程度別内訳

身体障害者手帳* 所持者に関して、各障がい種類（視覚障がい、肢体不自由等）を障がい程度別にみると、内部障がい*（心臓・じん臓・その他）では1級が 1,370 人と最も多くなっています。また、肢体不自由では2級が 1,159 人と最も多くなっています。

図表 13 身体障害者手帳* 所持者（各障がい種類）の障がい程度別の内訳（令和5年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	85 人	185 人	24 人	24 人	68 人	20 人
聴覚障がい		159 人	81 人	190 人		227 人
言語機能障がい			80 人	48 人		
肢体不自由	526 人	1,159 人	923 人	1,076 人	275 人	191 人
内部障がい*	1,370 人	21 人	237 人	511 人		
心臓	774 人		184 人	163 人		
じん臓	552 人		1 人	1 人		
その他	44 人	21 人	52 人	347 人		

注1) 斜線については、その障がい種類にはない等級となります。

出所：茅ヶ崎市

(5) 自立支援医療*（更生医療、育成医療）受給者数の推移

自立支援医療* 受給者のうち、更生医療受給者をみると、令和5年は 176 人と平成 30 年以降最も少なくなっており、増加傾向にあります。一方、育成医療受給者は令和3年に大きく減少しておりますが、以降は平成30年と同等数に戻っています。

図表 14 自立支援医療*（更生医療・育成医療）受給者数（各年3月31日現在）

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療* 受給者数	103 人 (100.0)	114 人 (110.7)	128 人 (117.5)	116 人 (112.6)	121 人 (117.5)	192 人 (186.4)
更生医療 受給者数	85 人 (100.0)	95 人 (111.8)	107 人 (125.9)	104 人 (122.4)	104 人 (122.4)	176 人 (207.1)
育成医療 受給者数	18 人 (100.0)	19 人 (105.6)	21 人 (116.7)	12 人 (66.7)	17 人 (94.4)	16 人 (88.9)
総人口	241,532 人 (100.0)	241,723 人 (100.1)	241,925 人 (100.2)	242,371 人 (100.3)	243,670 人 (100.9)	243,670 人 (101.3)
対総人口比	0.04%	0.05%	0.05%	0.05%	0.05%	0.08%

注1) () 内の数値は、平成 30 年の数値を 100 とした場合の各年の指数を表している。

注2) 総人口：平成30年度から令和2年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

2 知的障がい者

(1) 療育手帳* 所持者数の推移

療育手帳* 所持者数をみると、平成30年度以降、増加傾向にあります。また、対総人口比（総人口に占める療育手帳* 所持者数の割合）についても、平成30年度から年々上昇しています。

この要因としては、障がいの早期発見や支援体制の充実等により、手帳を取得される方が増えていくことが考えられます。

図表 15 療育手帳* 所持者数（各年4月1日現在）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手帳所持者数	1,407 人 (100.0)	1,498 人 (106.5)	1,626 人 (115.6)	1,683 人 (119.6)	1,781 人 (126.6)	1,835 人 (130.4)
総人口	241,532 人 (100.0)	241,723 人 (100.1)	241,925 人 (100.2)	242,371 人 (100.3)	243,670 人 (100.9)	244,610 人 (101.3)
対総人口比	0.58%	0.62%	0.67%	0.69%	0.73%	0.75%

注1) () 内の数値は、平成 30 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

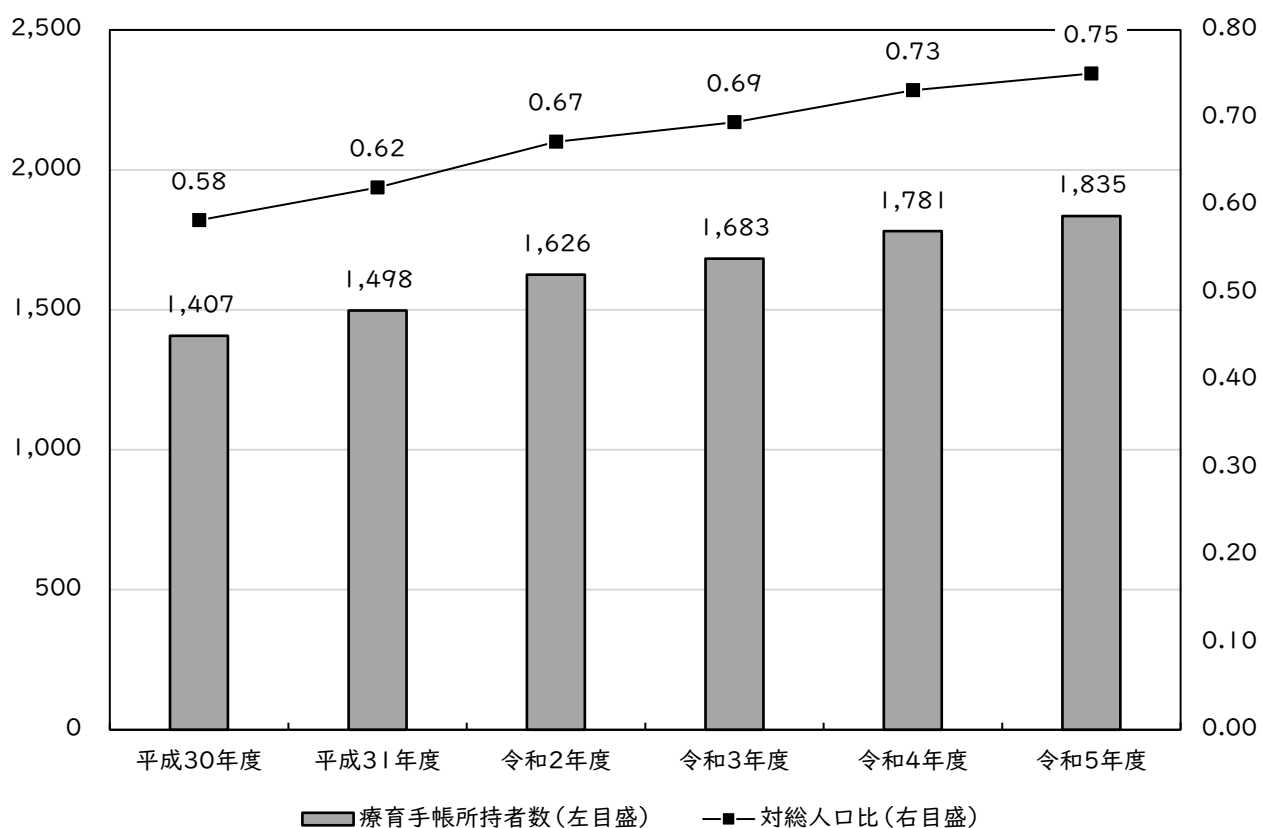
注2) 総人口：平成30年度から令和2年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

単位：人

図表 16 療育手帳* 所持者数の推移（各年4月1日現在）

単位：%



出所：茅ヶ崎市

(2)療育手帳* 所持者の年齢別内訳

療育手帳* 所持者を年齢別にみると、令和5年4月1日現在では18歳未満が全体の30.7%（「6歳未満:3.5%」と「6歳以上18歳未満:27.2%」の合計）となっています。また、18歳～64歳は全体の65.5%（「18歳以上40歳未満:43.5%」と「40歳以上65歳未満:22.0%」の合計）、65歳以上は全体の3.8%（「65歳以上75歳未満:2.3%」と「75歳以上:1.5%」の合計）となっています。

前計画策定時の令和2年度の割合と比較すると、18歳未満が4%減少、18歳～64歳が3.5%増加しており、若年層の所持者の減少、成人後の所持者の割合が増加しています。

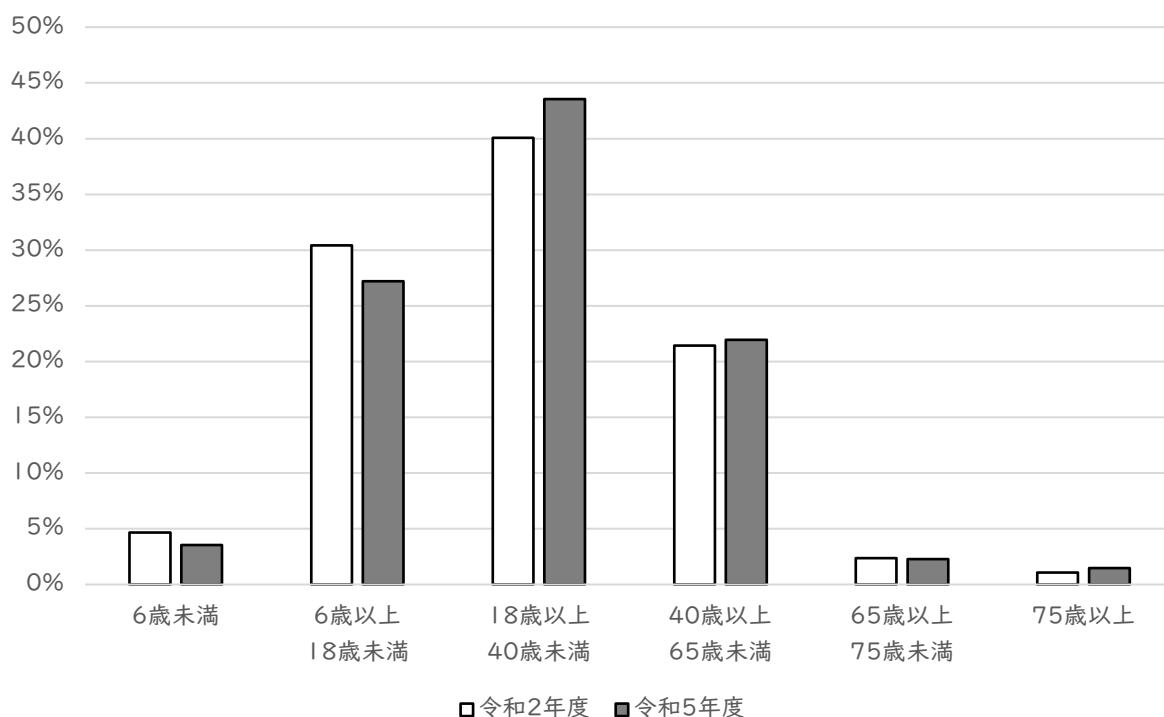
図表 17 療育手帳* 所持者の年齢別内訳（各年4月1日現在）

	令和2年度		令和5年度	
	人数	構成比	人数	構成比
6歳未満	75人	4.6%	65人	3.5%
6歳以上18歳未満	490人	30.1%	499人	27.2%
18歳以上40歳未満	661人	40.7%	799人	43.5%
40歳以上65歳未満	346人	21.3%	403人	22.0%
65歳以上75歳未満	38人	2.3%	42人	2.3%
75歳以上	17人	1.0%	27人	1.5%
手帳所持者数	1,626人	100.0%	1,835人	100.0%

出所:茅ヶ崎市

(構成比)

図表 18 療育手帳* 所持者の年齢別構成比の推移



出所:茅ヶ崎市

(3)療育手帳* 所持者の障がい程度別内訳

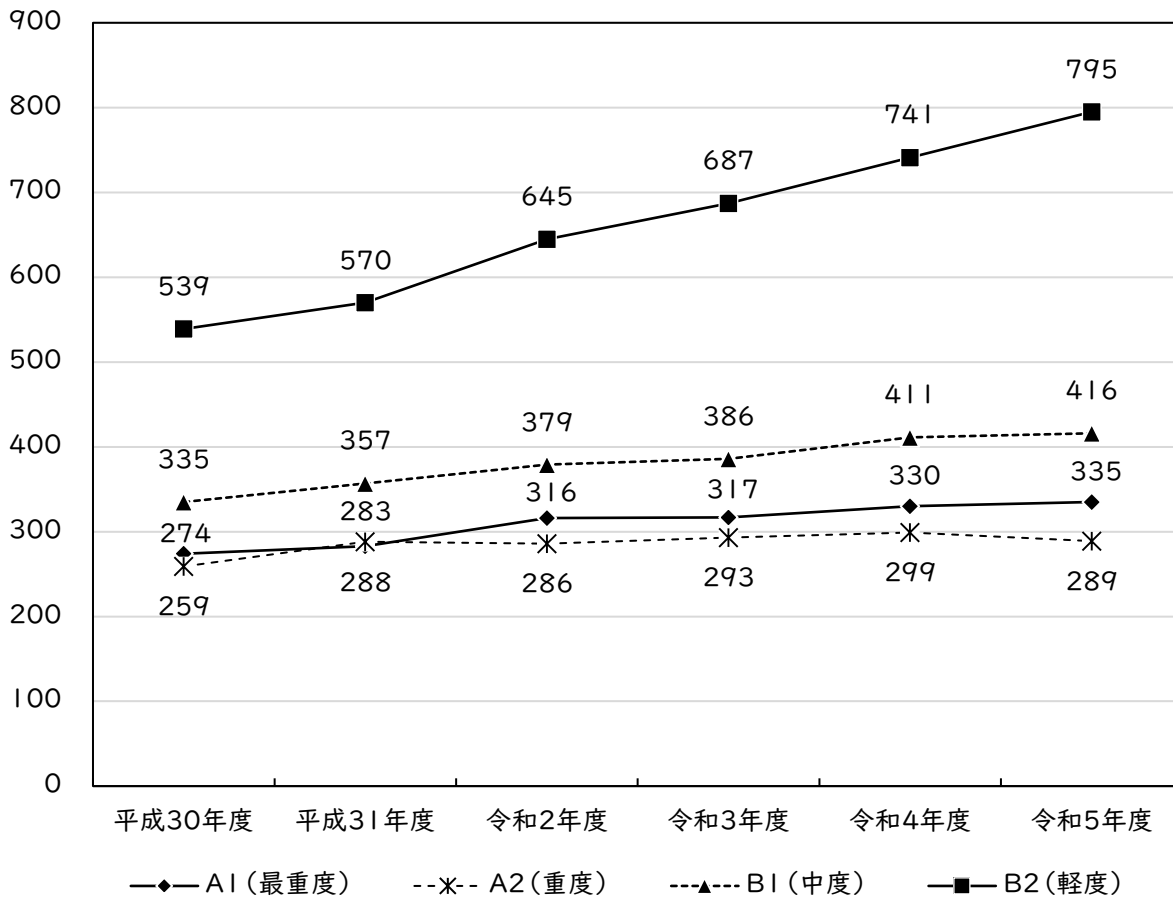
療育手帳* 所持者を障がい程度別にみると、年によって障がい程度によってはほとんど増減がない時があるものの、すべての障がい程度で平成30年度に比べて増加しています。とりわけ、B2(軽度)については、令和5年度が795人と、平成30年度に比べて大きく増加しています。

図表 19 療育手帳* 所持者の障がい程度別内訳(各年4月1日現在)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
A1(最重度)	274 人 (100.0)	283 人 (103.3)	316 人 (115.3)	317 人 (115.7)	330 人 (120.4)	335 人 (122.3)
A2(重度)	259 人 (100.0)	288 人 (111.2)	286 人 (110.4)	293 人 (113.1)	299 人 (115.4)	289 人 (111.6)
B1(中度)	335 人 (100.0)	357 人 (106.6)	379 人 (113.1)	386 人 (115.2)	411 人 (122.7)	416 人 (124.2)
B2(軽度)	539 人 (100.0)	570 人 (105.8)	645 人 (119.7)	687 人 (127.5)	741 人 (137.5)	795 人 (147.5)
手帳所持者数	1,407 人 (100.0)	1,498 人 (106.5)	1,626 人 (115.6)	1,683 人 (119.6)	1,781 人 (126.6)	1,835 人 (130.4)

出所:茅ヶ崎市

単位:人 図表 20 療育手帳* 所持者の障がい程度別の推移(令和5年4月1日現在)



出所:茅ヶ崎市

3 精神障がい者及び自立支援医療*（精神通院）受給者数

(1) 精神障害者保健福祉手帳* 所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳* 所持者数をみると、平成30年度以降、年々増加しています。この要因としては、社会情勢等により精神的な疾病を患う方が増加していることにより、手帳を取得する方が増えており、対総人口比（総人口に占める精神障害者保健福祉手帳* 所持者数数の割合）についても年々上昇傾向にあります。

図表 21 精神障害者保健福祉手帳* 所持者数（各年4月1日現在）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手帳所持者数	1,638 人 (100.0)	1,772 人 (108.2)	1,883 人 (115.0)	1,938 人 (118.3)	2,031 人 (124.0)	2,194 人 (133.9)
総人口	241,532 人 (100.0)	241,723 人 (100.1)	241,925 人 (100.2)	242,371 人 (100.3)	243,670 人 (100.9)	244,610 人 (101.3)
対総人口比	0.68%	0.73%	0.78%	0.80%	0.83%	0.90%

注1) () 内の数値は、平成 30 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

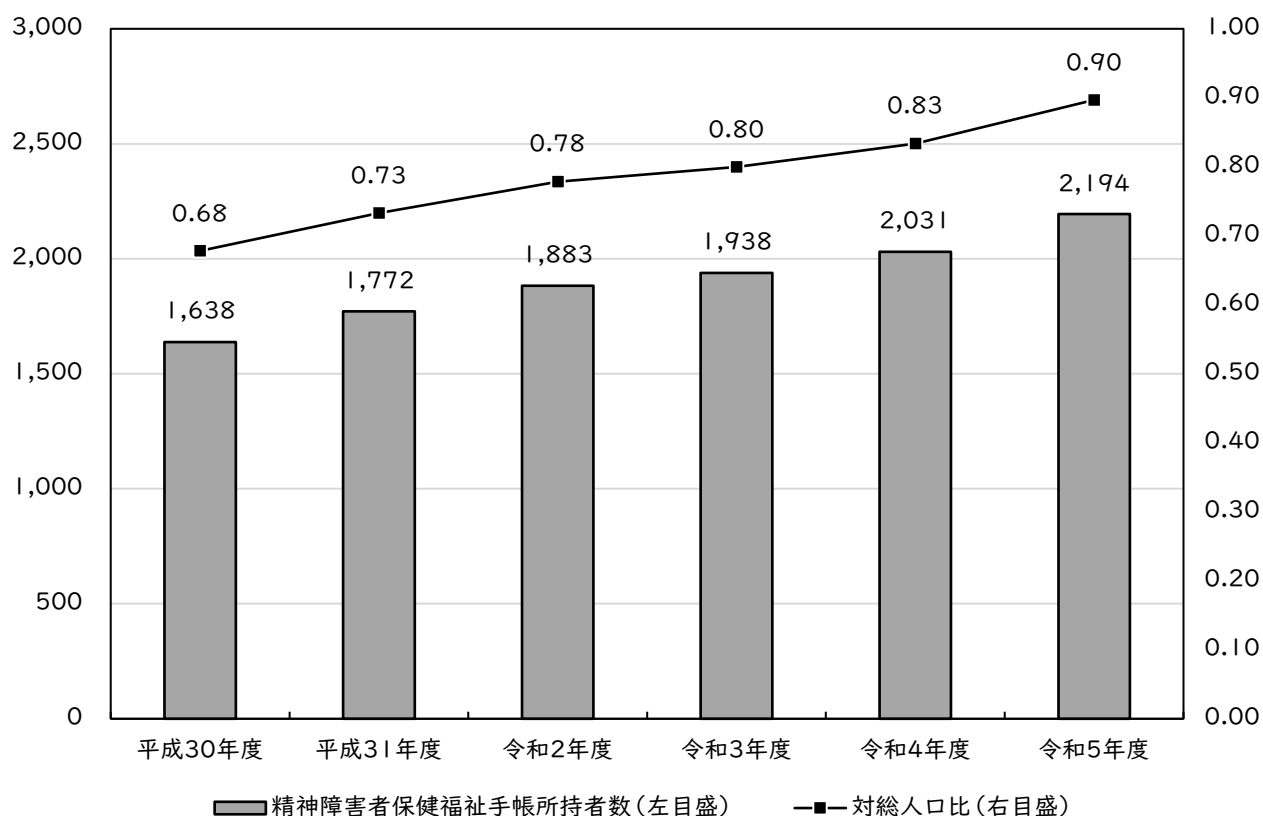
注2) 総人口：平成30年度から令和2年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

単位：人

図表 22 精神障害者保健福祉手帳* 所持者数の推移（各年4月1日現在）

単位：%



出所：茅ヶ崎市

(2) 精神障害者保健福祉手帳*所持者の障がい程度別内訳

令和5年度の精神障害者保健福祉手帳* 所持者の障がい程度別にみると、1級（重度）は大きな変化はないものの、2級（中度）や3級（軽度）が大きく増加傾向にあります。

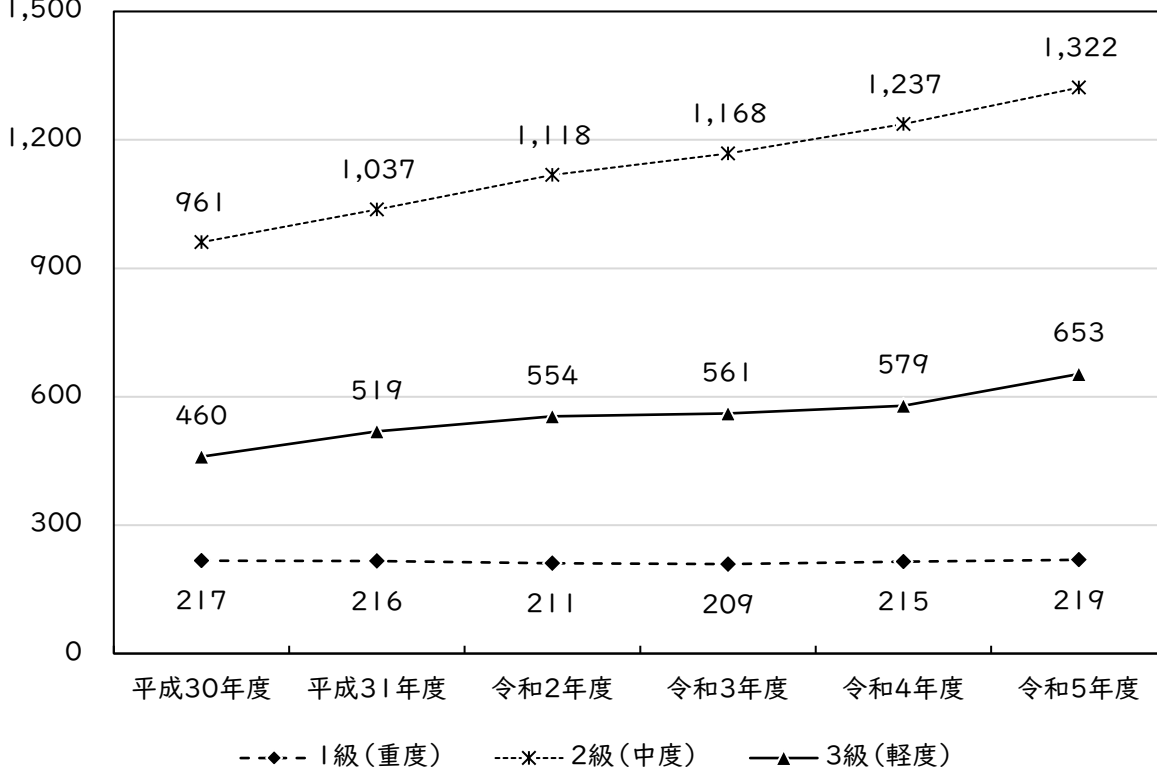
図表 23 精神障害者保健福祉手帳*所持者の障がい程度別内訳（各年4月1日現在）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1級(重度)	217 人 (100.0)	216 人 (99.5)	211 人 (97.2)	209 人 (96.3)	215 人 (99.1)	219 人 (100.9)
2級(中度)	961 人 (100.0)	1,037 人 (107.9)	1,118 人 (116.3)	1,168 人 (121.5)	1,237 人 (128.7)	1,322 人 (137.6)
3級(軽度)	460 人 (100.0)	519 人 (112.8)	554 人 (120.4)	561 人 (122.0)	579 人 (125.9)	653 人 (142.0)
手帳所持者数	1,638 人 (100.0)	1,772 人 (108.1)	1,883 人 (115.0)	1,938 人 (118.3)	2,031 人 (124.0)	2,194 人 (133.9)

出所：茅ヶ崎市

図表 24 精神障害者保健福祉手帳* 所持者の障がい程度の推移（令和5年4月1日現在）

単位：人
1,500



出所：茅ヶ崎市

(3)精神障害者保健福祉手帳* 所持者の年齢別内訳

精神障害者保健福祉手帳* 所持者を年齢別にみると、令和5年4月1日現在では、18歳～64歳が全体の86.8%（「18歳以上40歳未満：31.4%」と「40歳以上65歳未満：55.4%」の合計）、65歳以上は全体の11.1%（「65歳以上74歳未満：6.7%」と「75歳以上：4.4%」の合計）となっています。

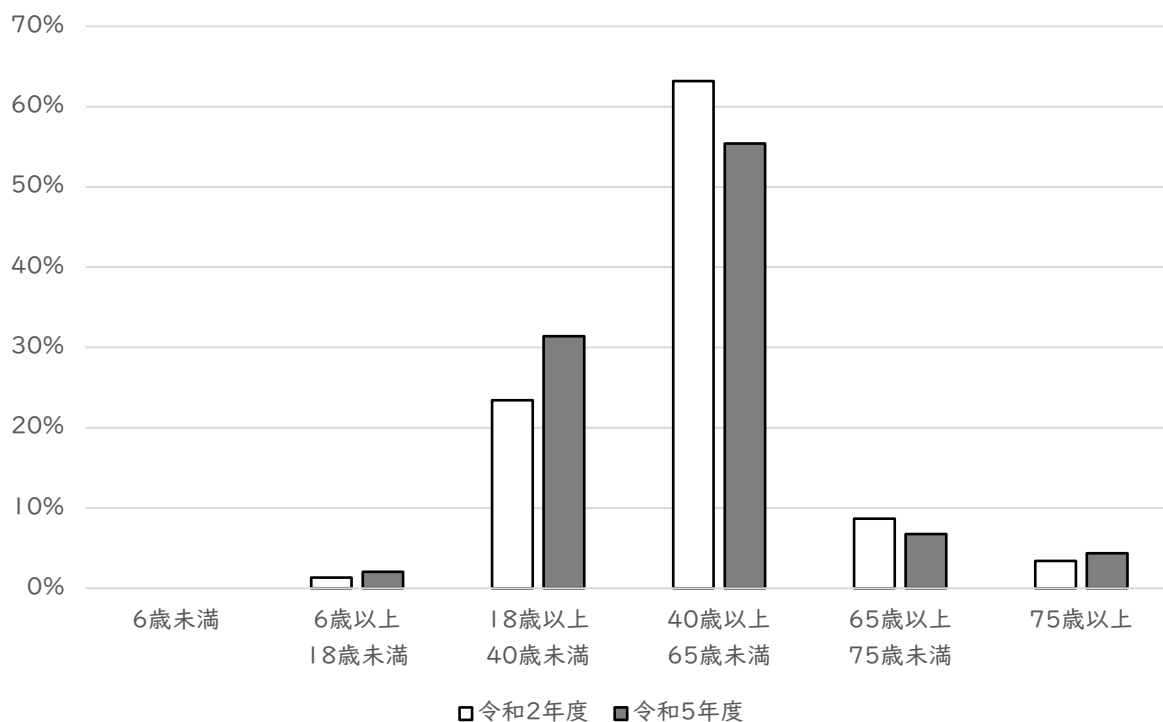
前計画策定時の令和2年度の割合と比較すると、18歳以上40歳未満が8%増加し、40歳以上65歳未満が7.8%減少しており、所持者の若年化が進んでいることが分かります。

図表 25 精神障害者保健福祉手帳* 所持者の年齢別内訳（各年4月1日現在）

	令和2年度		令和5年度	
	人数	構成比	人数	構成比
6歳未満	0人	0.0%	0人	0.0%
6歳以上18歳未満	25人	1.3%	45人	2.1%
18歳以上40歳未満	441人	23.4%	689人	31.4%
40歳以上65歳未満	1,190人	63.2%	1,216人	55.4%
65歳以上75歳未満	163人	8.7%	148人	6.7%
75歳以上	64人	3.4%	96人	4.4%
手帳所持者数	1,883人	100.0%	2,194人	100.0%

出所：茅ヶ崎市

(構成比) 図表 26 精神障害者保健福祉手帳*所持者の年齢別構成比の推移



出所：茅ヶ崎市

(4) 自立支援医療*（精神通院）受給者数の推移

精神疾患で通院する方に支給している自立支援医療*（精神通院）の受給者数をみると、平成30年度以降、年によって増減はあるものの、対総人口比（総人口に占める自立支援医療*（精神通院）受給者数の割合）についても年々上昇傾向にあります。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、令和2年度から更新手続きにて特例が設けられた影響等により、大きく増加していると考えられます。

図表 27 自立支援医療*（精神通院）受給者数（各年4月1日現在）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者数	3,228 人 (100.0)	3,319 人 (102.8)	3,439 人 (106.5)	3,869 人 (119.9)	3,618 人 (112.1)	3,840 人 (119.0)
総人口	241,532 人 (100.0)	241,723 人 (100.5)	241,925 人 (100.7)	242,371 人 (101.4)	243,670 人 (101.5)	244,610 人 (101.6)
対総人口比	1.34%	1.37%	1.42%	1.60%	1.48%	1.57%

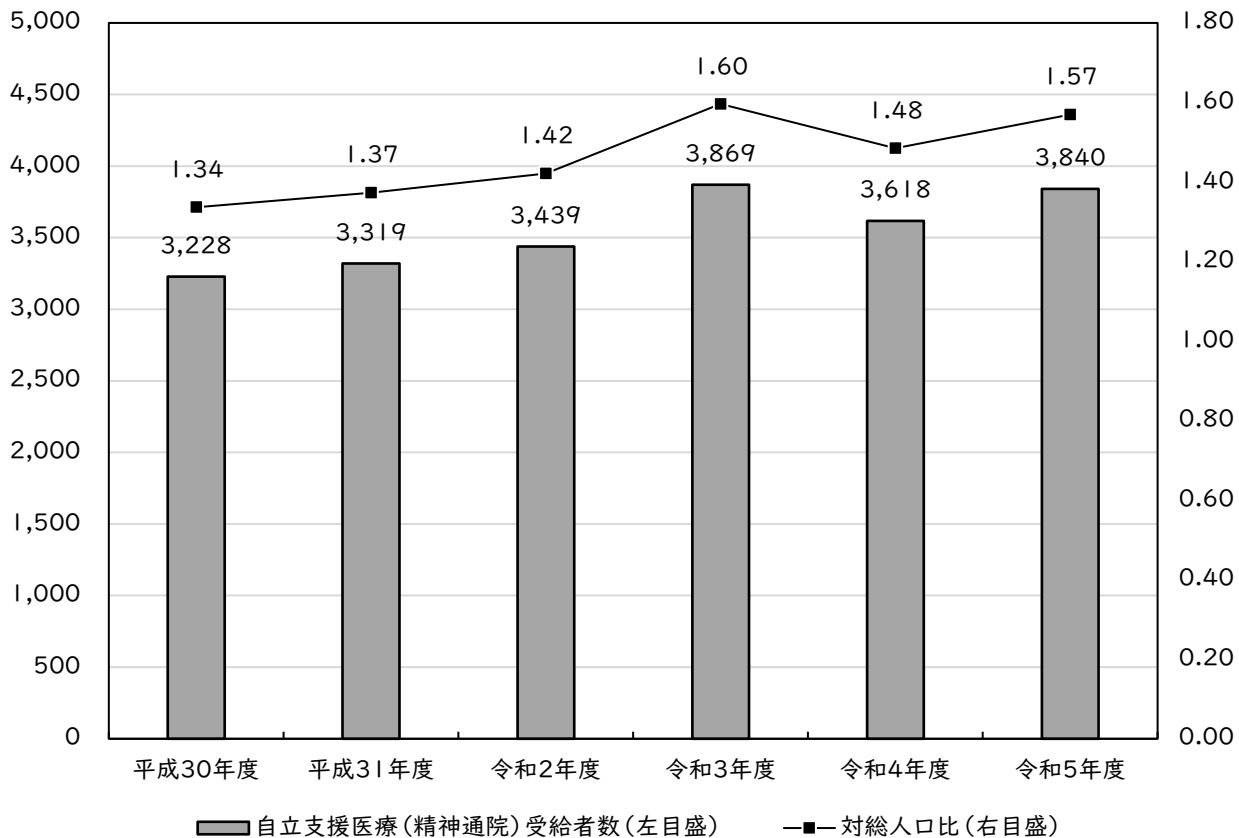
注1) () 内の数値は、平成30年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表している。

注2) 総人口：平成30年度から令和2年度は平成27年国勢調査確定値からの推計。令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。
出所：茅ヶ崎市

単位：人

図表 28 自立支援医療*（精神通院）受給者数の推移（各年4月1日現在）

単位：%



出所：茅ヶ崎市

4 その他の障がい

(1) 難病*患者数

難病*患者数については、平成30年以降は増加傾向にあり、令和5年は1,958人と平成30年に比べて20.9%増加しています。

図表 29 難病* 患者数(各年3月31日現在)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
難病* 患者数計	1,620 人 (100.0)	1,678 人 (103.6)	1,691 人 (104.4)	1,877 人 (115.9)	1,888 人 (116.5)	1,958 人 (120.9)
特定疾患医療 給付	1,443 人 (100.0)	1,461 人 (101.2)	1,468 人 (101.7)	1,654 人 (114.6)	1,665 人 (115.4)	1,733 人 (120.1)
小児慢性特定 疾患医療給付	177 人 (100.0)	217 人 (122.6)	223 人 (126.0)	223 人 (126.0)	223 人 (126.0)	225 人 (127.1)
総人口	241,532 人 (100.0)	241,723 人 (100.5)	241,925 人 (100.7)	242,371 人 (101.4)	243,670 人 (101.5)	244,610 人 (101.6)
対総人口比	0.67%	0.69%	0.70%	0.77%	0.77%	0.80%

注1) ()内の数値は、平成30年の数値を100とした場合の各年の指数を表している。

注2) 総人口：平成30年度から令和2年度は平成27年国勢調査確定値からの推計。令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。

出所：神奈川県、茅ヶ崎市

(2) 発達障がい* 児・者数、高次脳機能障がい* 者数

発達障がい* に含まれる障がいは、アスペルガー症候群を含む自閉スペクトラム症(ASD)*、学習障害(LD)*、注意欠陥多動性障害(ADHD)*等多岐に渡っています。一方、高次脳機能障がい* は、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障がい等を指すものと定義されています。

なお、現在、発達障がい* 児・者及び高次脳機能障がい* 者に関する公式な統計がないため、国内や本市の人数を把握することができません。(ただし、その中には療育手帳* や精神障害者保健福祉手帳* を取得している方もいます。)

文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(令和4年)」によると、小中学生の8.8%に発達障がい*の可能性があると結果が出ています。(小学生10.4%、中学生5.6%、高校生2.2%)

5 障害支援区分*

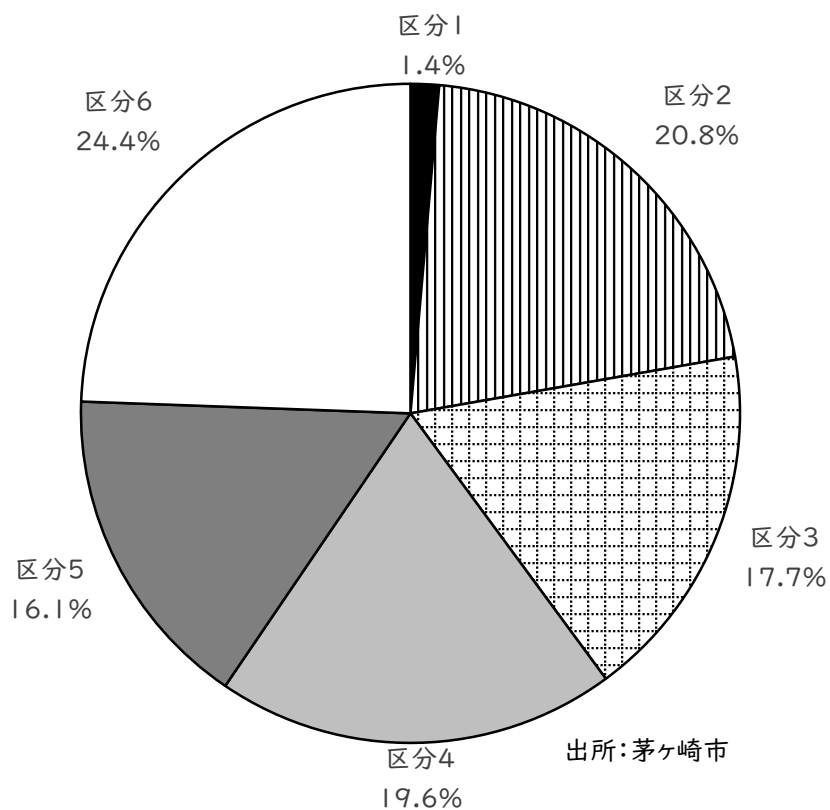
障害支援区分* の認定を受けた人を区分別にみると、区分6が 24.4%と最も多く、以下、区分2 (20.8%)、区分4 (19.6%) の順となっています。

図表 30 障害支援区分* (令和5年4月1日現在)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
人数	28 人	419 人	355 人	394 人	323 人	491 人	2,010 人
構成比	1.4%	20.8%	17.7%	19.6%	16.1%	24.4%	100.0%

出所:茅ヶ崎市

図表 31 障害支援区分* (令和5年4月1日現在)の構成比

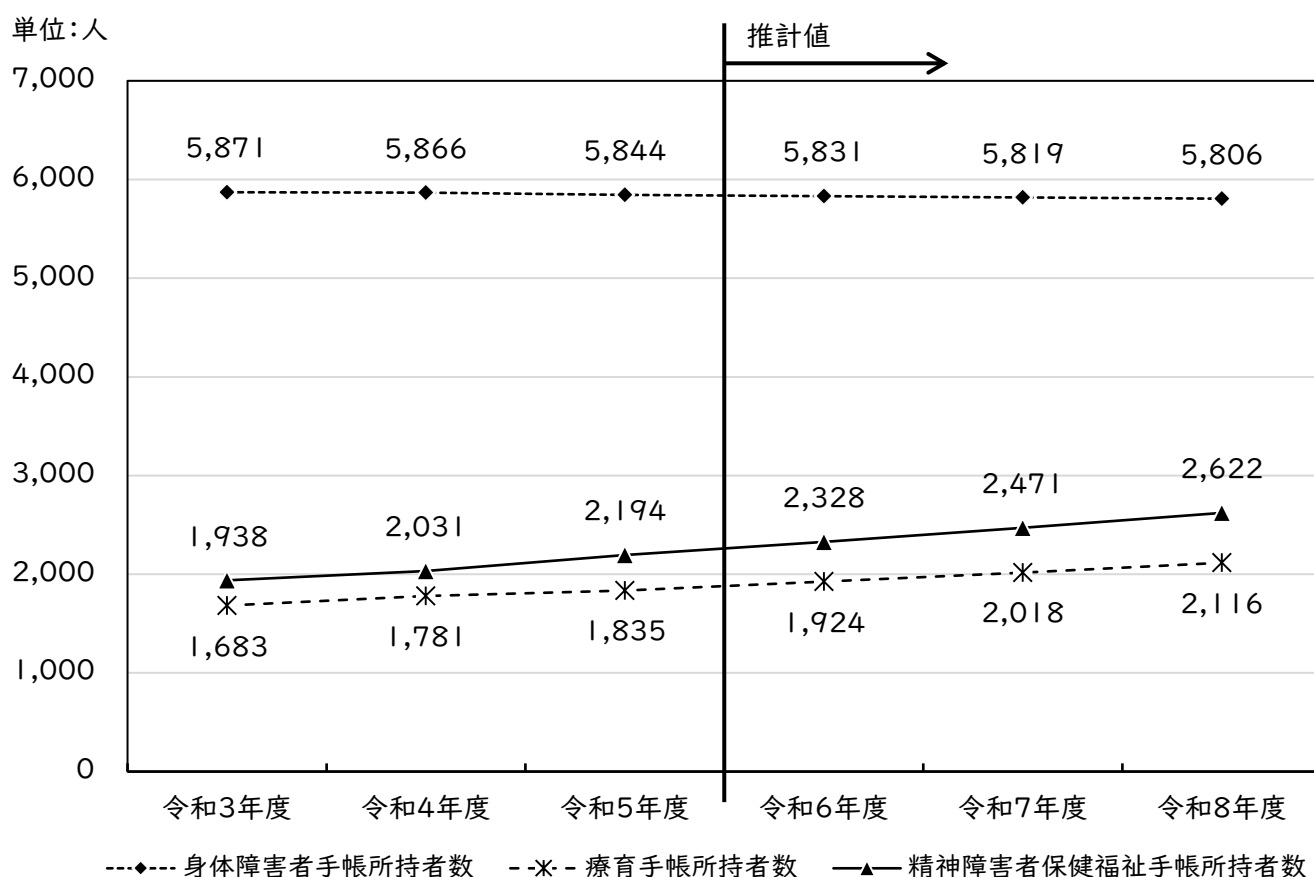


6 各障がいの障害者手帳所持者数の将来推計

障害者手帳所持者数の将来推計にあたっては、まず、各障がいの障害者手帳所持者数の動向や、各障がいの対総人口比を踏まえた上で、令和5年度までの各障がいの対総人口比を推計しました。その後、それらを各年度の将来人口に乗じて、令和6年度、令和7年度、令和8年度の各障がいの障害者手帳所持者数を推計しました。

推計の結果、令和8年度の身体障害者手帳* 所持者数は 5,806 人となり、令和5年度に比べて微減となる見通しとなっています。一方、令和8年度の療育手帳* 所持者数は 2,116 人、精神障害者保健福祉手帳* 所持者数も 2,622 人と令和5年度に比べると増加することが見込まれます。

図表 32 令和8年度までの各障がいの障害者手帳所持者数（推計値）



注1) 各障がいの障害者手帳所持者数については、過去6年間の増加率等を考慮した上で、各障がいの令和6～8年度までの各年度の障害者手帳所持者数を算出した。なお、障害者手帳を取得していない障がい者数も一定数存在することから、実際の各障がいの障がい者数は推計値よりも多いと推測される。

注2) 難病* や発達障がい*、高次脳機能障がい* の人数については、データを把握することが困難であること等から推計値を算出していない。

注3) 総人口：令和3年度から令和5年度は令和2年国勢調査確定値からの推計。令和6年度から令和8年度は「茅ヶ崎市の将来推計人口」から抜粋。

出所：茅ヶ崎市

第3章

本計画において 取り組むべき課題と施策の展開

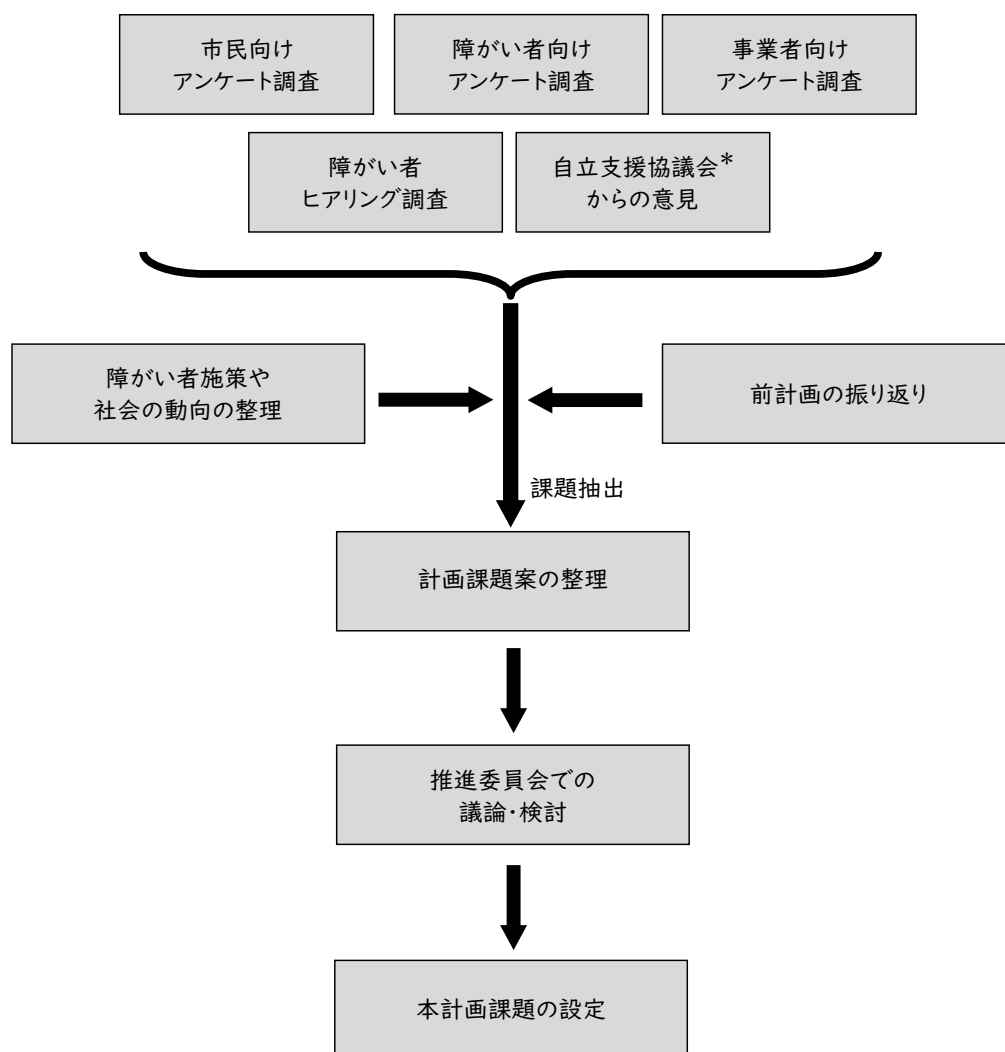
第3章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開

Ⅰ 課題抽出のプロセス

本計画の策定にあたっては、障がい者や市民、事業者に向けたアンケート調査、障がい者ヒアリング調査、及び自立支援協議会*からの意見等により、障がい福祉施策に対するニーズや施策における課題を把握しました。また、国や県の障がい者施策や社会の動向の整理、前計画の振り返りを実施しました。

これらの調査結果等から計画課題案を整理し、同案に関する茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会での議論を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を設定しました。

図表 33 課題抽出のプロセスのフロー図



2 取り組むべき施策の前計画（6期計画）からの変更

1-1「知る」

第6期	第7期
1-1-1 施策のさらなる周知啓発 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施	1-1-1 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施
変更理由	
アンケートにおいて、「個々の障がいに配慮した方法で情報を発信してほしい」との意見があったことや、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*の施行に伴い、「障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施」をより重点的に行う必要があるため、「施策のさらなる周知啓発」につきましては、特性に応じた情報提供をおこなっていく中で実施することとしました。	

1-2「相談する」

第6期	第7期
1-2-1 相談先の専門性・利便性・多様性の向上	1-2-1 相談先の専門性・利便性の向上
変更理由	
「多様性」については多様な障がい特性に対応できるものとして位置付けていましたが、「専門性」に含めるものとなりました。	

第6期	第7期
1-2-2 相談員の質・量の充実	1-2-2 相談機関の幅広い周知
変更理由	
・6期計画「1-2-2 相談員の質・量の充実」については、7期計画においては「1-4-1 現場で働く福祉人材の質・量の充実」に含めることとしたため削除しました。 ・アンケートの結果により相談先の認知度が低く、ヒアリングにおいては相談先が分かりにくいとの意見が複数あったため、「1-2-2 相談機関の幅広い周知」を新規設定しました。	

第6期	第7期
1-2-3 ライフステージ*に応じた相談支援体制づくり	
変更理由	
6期計画「1-2-3 ライフステージ*に応じた相談支援体制づくり」については、「1-2-1 相談先の専門性・利便性の向上」をおこなっていく中で実施することとしました。	

1-3「理解を深める」

第6期	第7期
1-3-3 障がい者の抱える問題などを話し合える機会の創出	
変更理由	
障がい者の抱える問題などを話し合える機会については、自立支援協議会*等において既に継続的に話し合う機会を設定しているため削除しました。	

1-4「育てる」

第6期	第7期
1-4-1 福祉・医療人材の質・量の充実	1-4-1 現場で働く福祉人材の質・量の充実
変更理由	
・医療人材の人材育成には高度な専門性が求められるため、医療の専門分野であると判断し、「医療」を削除しました。 ・事業者の課題として、福祉人材の確保や定着が上位にあがっており、現場で働く福祉人材の不足が課題となっているため、「現場で働く」を追記しました。	

3-1「住まう」

第6期	第7期
3-1-1 障がい特性や高齢化に応じた住まいの確保	3-1-1 地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援
3-1-2 地域での自立した生活の実現や親亡き後を見据えた障がい者の支援	
変更理由	
・6期計画の「3-1-1 障がい特性や高齢化に応じた住まいの確保」については、7期計画「3-1-1 住まいに関する支援」に含めることとしたため、削除しました。 ・住まいについては親亡き後等関係なく支援が必要な分野であるため、「親亡き後」の文言を削除しました。	

3-2「生活する・利用する」

第6期	第7期
3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実、利用の柔軟化	3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実・利用の決定、介護家族の負担軽減のための取り組み
3-2-2 ニーズに応じた関係機関の連携による切れ目のない支援の実施	3-2-2 緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援
3-2-3 介護家族の負担軽減のための取組の充実	

変更理由
・6期計画の「3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実、利用の柔軟化」の取り組みが、「3-2-3 介護家族の負担軽減のための取組の充実」につながるため、7期計画においては統合し、3-2-1 文中の「柔軟化」が分かりにくい表現であったため、「決定」に修正しました。 ・6期計画の「3-2-2 ニーズに応じた関係機関の連携による切れ目のない支援の実施」については、7期計画の「3-2-2 緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援」をおこなっていく中で実施することとしました。 ・7期計画の「3-2-2 緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援」については、地域生活支援拠点等*を整備はしているものの、緊急時の受入対応等が十分に機能していないことが課題としてあげられたため、新規設定しました。

5-1「学ぶ」

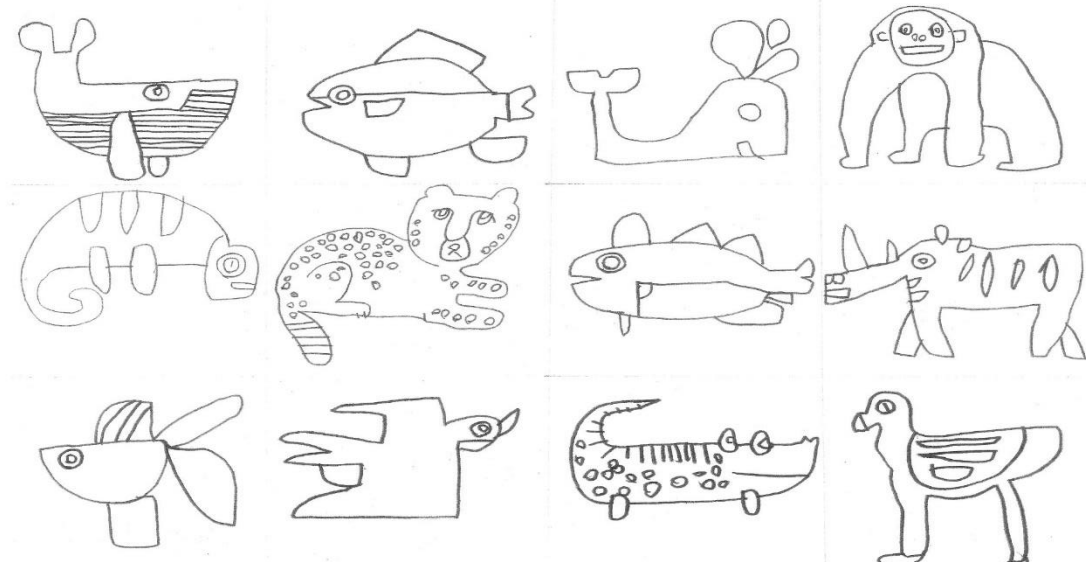
第6期	第7期
5-1-3 インクルーシブ教育*の浸透	5-1-3 障がいの有無に関わらず共に学ぶ インクルーシブ教育*の浸透
変更理由	
インクルーシブ教育の表現を分かりやすくするため変更しました。	



3 取り組むべき施策

基本方針1 身近な地域の支援体制の強化			ページ
	1-1 知る	1-1-1 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施	37
	1-2 相談する	1-2-1 相談先の専門性・利便性の向上	40
		1-2-2 相談機関の幅広い周知	
	1-3 理解を深める	1-3-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進	43
		1-3-2 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ	
	1-4 育てる	1-4-1 現場で働く福祉人材の質・量の充実	46
基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充			ページ
 	2-1 すこやかに生きる	2-1-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備	49
基本方針3 障がい者の生活基盤の強化			ページ
	3-1 住まう	3-1-1 地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援	52
	3-2 生活する・利用する	3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実・利用の決定、介護家族の負担軽減のための取組	55
		3-2-2 緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援	
	3-3 人権を守る	3-3-1 障がい理解と「合理的配慮*」の意識浸透に向けたより一層の取組	58
		3-3-2 障がい者の人権を守るための施策の充実	

基本方針4 社会参加と自己実現への支援			ページ
8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう	4-1 働く	4-1-1 障がい者の就労機会の拡大に向けた企業等における理解の促進	61
		4-1-2 就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実	
	4-2 社会参加・楽しむ	4-2-1 社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり	64
基本方針5 障がいのある子どもの成長支援			ページ
4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう	5-1 学ぶ	5-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない支援	67
		5-1-2 教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上	
		5-1-3 障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育*の浸透	
基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進			ページ
10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	6-1 安心して暮らす	6-1-1 障がい者が安心して生活できるまちづくり	70
		6-1-2 障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実	



基本方針Ⅰ 身近な地域の支援体制の強化

Ⅰ-Ⅰ『知る』



前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性「知る」については、障害者権利条約*において「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義されており、手話に限らず、知的障がいや精神障がい、発達障がい*といった障がい特性に応じた情報提供方法の検討や情報入手の支援が求められているという課題がありました。「障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施」という主要施策を設け、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*が令和4年5月に施行されたこともふまえて、誰もが必要な情報を円滑に入手できるよう、障がい特性等に応じた情報提供・情報発信に取り組みました。

【主な事業の実施状況】

- 令和5年1月に「ちがさき障がい者支援アプリ*」をリリースしました。アプリのダウンロード数は1,419件、会員登録者数は564人、掲載事業所数は247件となりました。（令和5年10月末時点）
- 障がい福祉課窓口到手話通訳者を毎日配置し、手話通訳者派遣を243件、要約筆記者派遣を17件実施しました。（令和4年度実績）

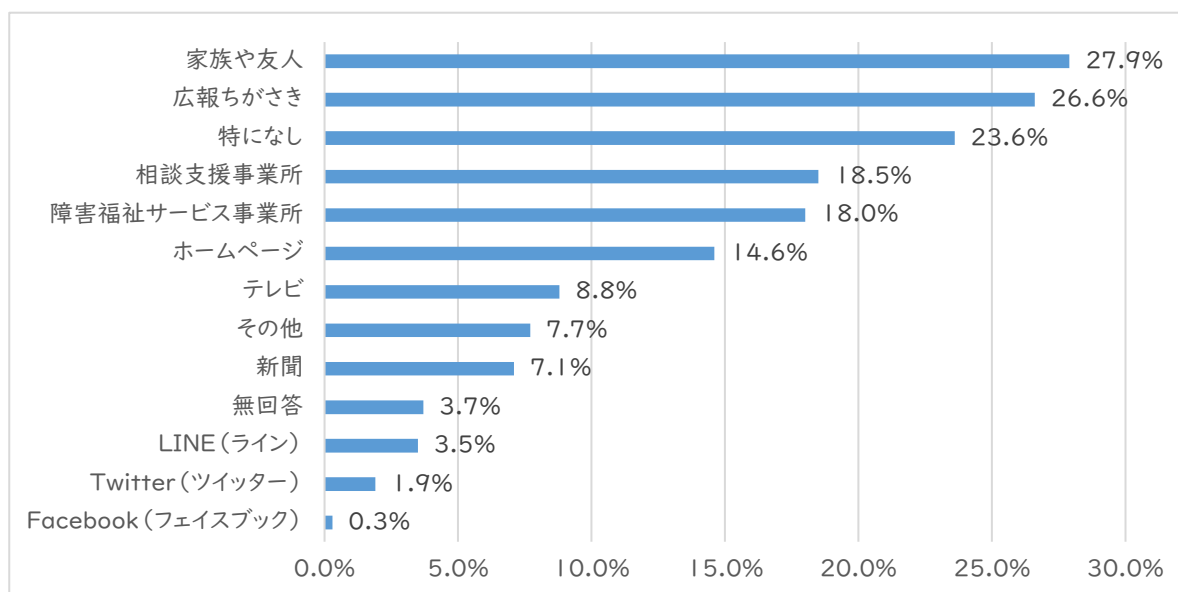


アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

福祉サービス等の情報をどこから取得しているかについての回答は、下記の通りでした。
*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の120ページを参照ください。

図表 34 福祉サービス等の情報をどこから取得しているか（複数回答）出所：茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・ 個々の障がい者に配慮した方法で情報を発信してほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ 福祉施策に関する情報発信についての機会や方法の充実が必要【障がい者向けアンケート】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行により、制度の情報が行き届いていない人と知っている人との差が生まれた【腎臓機能障がい】
- ・ コロナ禍により地域のインフォーマルなお付き合いが減ったことで社会的孤立が加速し、支援に関わる情報も行き渡りづらくなっている。【くらしの基盤強化部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(37ページ)

課 題

- 障がい特性により情報を十分に取得できない場合がある
- 制度の情報が行き渡っている人と行き渡っていない人の格差が生じている

取り組むべき施策

1-1-1 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施



施策の展開

- 障がい特性により理解が難しく分かりにくい言葉を、「やさしい日本語」に変換する機能（伝えるウェブ*）を市ホームページにもうけるなどして、情報発信の手段については引き続き検討を行っていきます。

<「やさしい日本語」機能を使った事例>

「洪水警報が発令されました。今すぐに避難してください。」→「水があふれる災害である洪水警報（とても強い注意のお知らせ）がだされました。いますぐ逃げてください。」

- 遠隔手話通訳サービス*を実施するなど意思疎通支援の充実に継続的に取り組みます。
- ちがさき障がい者支援アプリ*において、利用者にアンケートを行い、機能の拡充等について検討を行います。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
1	ちがさき障がい者支援アプリ*の運用に関する事務 【再掲6、52】	障害福祉サービス事業所等の基本情報や空き状況の提供、バリアフリー*マップの搭載、障がい特性に応じたプッシュ型通知*の発信等の機能を備えており、情報発信を随時行います。	障がい福祉課
2	意思疎通支援の充実	障がい福祉課窓口への手話通訳者の配置、障がい福祉課における視覚障がい者への郵送物の点字表示、意思疎通を支援する日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
3	最新情報の提供体制・提供手法の検討	広報紙の点字や音声対応、市ホームページの読み上げ機能・伝えるウェブ*機能、会見動画の字幕挿入等各媒体を活用した対象者への情報発信・効果的な手法の検討を行います。	広報シティプロモーション課
4	緊急時の情報提供体制の充実	防災行政用無線、防災ラジオ、メール配信サービス、緊急速報メール、tvk データ放送*、市ホームページ、LINE・X(旧Twitter)、有料電話案内サービス、ちがさき障がい者支援アプリ*等を通じ、災害情報を提供します。また、新たな情報伝達手段の検討を進めます。	防災対策課 障がい福祉課

障がいのある方や介助者の利便性向上を目的に、さまざまな機能を搭載したアプリをリリース



お知らせ配信

特性に合わせたお知らせなど、各種情報を発信します

障害福祉冊子

「障がい福祉のあんない」をデジタル化し、いつでも気軽に閲覧できるようにします

事業者情報の表示

各事業所の情報や空き情報を表示することで、利用者の利便性を高めます

オンライン相談予約

担当課とのオンライン相談を実現し、WEBから利用予約ができます

ミライロID連携

デジタル障害者手帳「ミライロID」と連携します

基本方針Ⅰ 身近な地域の支援体制の強化



Ⅰ-2『相談する』

前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性『相談する』については、ライフステージ* や社会情勢を反映した多種多様な相談へのニーズが増加していく中で、地域や関係機関と連携した包括的な相談支援体制の推進や、相談員の幅広い専門性の向上、支援困難事例等への支援機能の強化等が求められているという課題がありました。「相談先の専門性・利便性・多様性の向上」「相談員の質・量の充実」「ライフステージ*に応じた支援体制づくり」という主要施策を設け、障がい者の日常的な不安の解消と自立支援に向けて、幅広い相談ニーズに対応できる体制を強化することに取り組みました。

【主な事業の実施状況】

- 令和4年4月に総合相談窓口を市福祉政策課（現在は地域福祉課）に設置し、複合的な課題を抱えるケースや、既存の担当課では対応が難しいケースに対する相談支援体制を強化しました。
- 令和5年10月に基幹相談支援センター*を設置し、自立支援協議会*のプロジェクトで検討を行うなどにより、相談支援体制の充実に向けた取組を進めました。



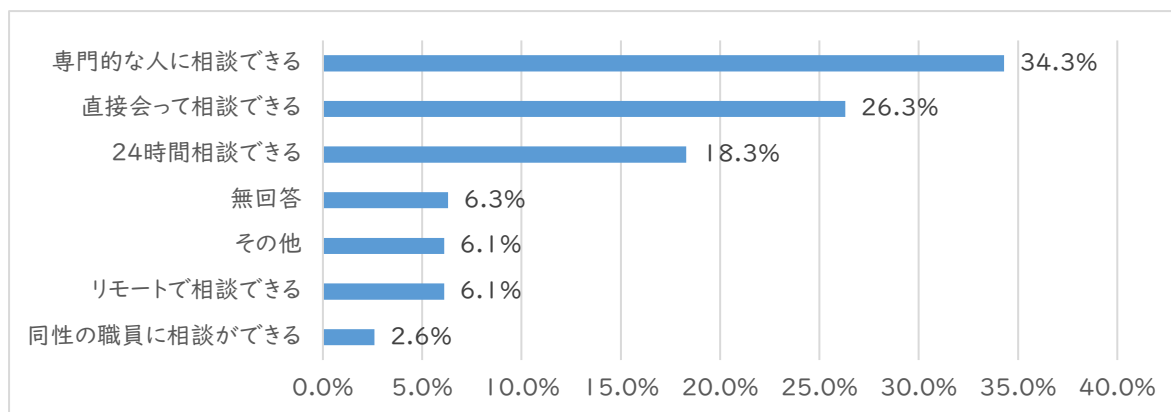
アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

どのような窓口が最も相談しやすいかについての回答は、下記の通りでした。

*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の120ページを参照ください。

図表 35 どのような窓口が最も相談しやすいか（複数回答）出所：茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・ 個々の障がいや周りの環境に合わせた相談支援をしてほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ 相談できる窓口が分からない。相談する相手がない【障がい者向けアンケート】
- ・ 総合相談窓口の一元化をしてほしい。どこにどのように相談すればよいか分からない。相談がたらい回しで「どこも動いてくれない」という声もある【事業者向けアンケート】
- ・ グループホームに入居しているので相談支援事業所とは何ヶ月に1回か定期的に面談しているが、それ以外は利用していない【発達障がい*(者)本人】
- ・ 当事者、家族が「相談したい」と思った時に、相談できる先がない。複合的な問題に対し総合的に相談に乗ってくれる先がはっきりとしない。【くらしの基盤強化部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(40 ページ)

課 題

- 相談先に専門性、利便性を求める方が多い
- 相談機関の周知が不足しており、相談先が分からない方がいる

取り組むべき施策

- 1-2-1 相談先の専門性・利便性の向上
- 1-2-2 相談機関の幅広い周知



施策の展開

- 基幹相談支援センター*を中心に支援者支援の研修体系を構築し、相談員等の育成を図ります。
- 自立支援協議会*において、相談支援体制の充実に向けた検討を行うなどにより、基幹相談支援センター*、委託相談支援事業所*、指定特定相談支援事業所*の役割を整理し、障がい者が相談しやすい環境を整備します。
- 障がい者やその家族が相談するための手法の一つとして、ちがさき障がい者支援アプリ*による予約を通じてオンライン相談を実施するなど相談先の利便性の向上を図ります。
- 障がい者にとって分かりやすい相談窓口を意識し、相談窓口の周知を図ります。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
5	基幹相談支援センター*設置・運営事業 【再掲14】	基幹相談支援センター*が、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化の取組や人材育成等を行うことで、相談支援体制の充実を図ったうえで、相談窓口の周知を図ります。	障がい福祉課
6	ちがさき障がい者支援アプリ*の運用に関する事務 【再掲1、52】	ちがさき障がい者支援アプリ*にオンライン相談予約機能を搭載し、来庁が困難な方でも相談ができる体制を備えることにより利便性の向上を図ります。	障がい福祉課
7	重層的支援体制整備事業* (包括的相談支援事業) 【再掲31、45】	高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 こども政策課 こども育成相談課 保育課 都市政策課 保健予防課
8	精神障がい者等相談・訪問指導事業	精神保健定例相談・訪問により、精神科医師、精神保健福祉士、保健師が本人からの相談に応じ、必要な助言、支援を行います。	保健予防課

基本方針Ⅰ 身近な地域の支援体制の強化



Ⅰ-3『理解を深める』

前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性『理解を深める』については、市民の障がいに対する理解を高めるべく、障害者差別解消法*、障がいに対する理解促進、障がい者の意思決定支援*の支援体制の構築への取組が求められているという課題がありました。「障がいの理解を促す市民啓発の充実」「行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ」「障がい者の抱える問題などを話し合える機会の創出」という主要施策を設け、障がいがあっても、暮らしやすいまちづくりの推進に向けて、市民や行政職員の障がいに関する理解と意識向上に取り組みました。

【主な事業の実施状況】

- 障がい者ふれあい作品展を2回開催したほか、市役所前広場（月2回程度）や市内商業施設にて障がい者が制作した作品を出展し、福祉や障がいを知る機会を提供しました。（令和4年度実績）
- デザイン公募によるステッカー及び店舗等と障がい者が相互に配慮し合う事例集を作成し、合理的配慮*の提供に関する3項目を宣誓した店舗等へ配布する「みんなにやさしいお店ちがさき事業」（45 ページ下部説明参照）を開始（令和5年 10 月末時点で 66 店舗が宣誓）し、広く市民や事業者への理解啓発を図りました。
- 市職員（新採用職員、市立病院職員等含む）に対して障がい者理解、障がい者差別解消、当事者からの生の声をテーマとした研修を4回実施し、職員が随時視聴できるような動画の作成及び配信を行いました。（令和4年度実績）

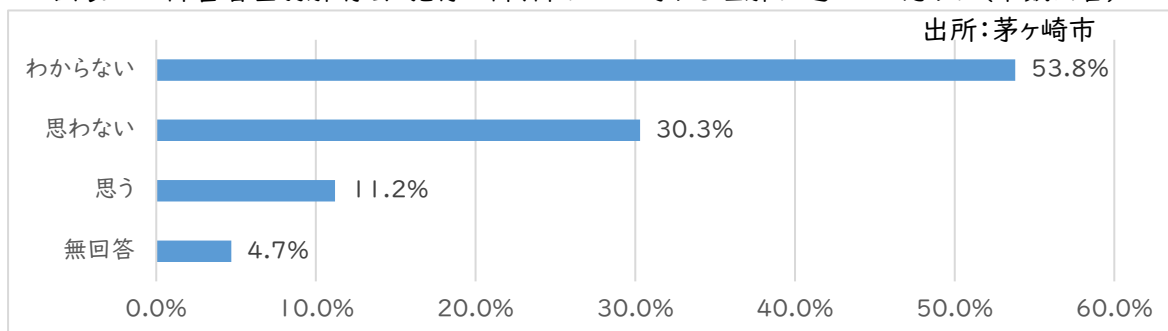


アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

障害者差別解消法*施行以降、障がいに対する理解が進んだと思うかについての回答は、下記の通りでした。*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の 121 ページを参照ください。

図表 36 障害者差別解消法*施行以降、障がいに対する理解が進んだと思うか（単数回答）



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・ 個々の障がいごとの特徴（行動、言動）について理解・対応できる人が増えてほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ 見た目には分からない障がいに対する理解も広まってほしい【障がい者アンケート】
- ・ まずは教育者が理解を深められる機会を増やすことが重要【市民アンケート】
- ・ 障がい者と一緒に外出した際などには、心ない言葉をかけられたこともあるが、配慮してくれる方も多くいた【事業者アンケート】
- ・ 市役所で手続きをした際、職員の対応が厳しかったことがある【難病*】
- ・ 公共交通機関等での理解啓発ポスターがあるとよい【発達障がい*（者）保護者】

障がい者施策・社会の動向
（第1・2章）

前計画の振り返り
（43 ページ）

課 題

- 市民、行政職員、関係機関等への障がいに関する理解啓発が不十分である

取り組むべき施策

1-3-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進

1-3-2 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ



施策の展開

- 「みんなにやさしいお店ちがさき事業」（45 ページ下部説明参照）に賛同いただける店舗等の拡大や、市民が参加できる講演会等の機会の拡大をする等、障がいや共生に関して広く市民への理解啓発を行います。
- 行ってきた理解啓発事業を継続して実行していくとともに、インターネット配信による情報発信、公共施設等様々な場面で理解啓発を行っていきます。
- 障害者雇用*職員の配置の拡大をはかり、障がい特性や合理的配慮*の提供等についての行政職員の理解を進めます。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
9	みんなにやさしいお店ちがさき事業	事業者へ合理的配慮*に関する3項目への宣誓を呼び掛け、宣誓した店舗等に「みんなにやさしいお店ちがさきステッカー」を配布することにより理解啓発を図ります。	障がい福祉課
10	福祉や障がいを知る機会の提供	虐待防止の普及啓発についての庁内展示、市内各所障がい者施設等において作成された物品の出展、障がい者ふれあい作品展の開催等を通して、福祉や障がいを知る機会を提供します。	障がい福祉課
11	障がい特性に対する市民の理解促進	障がい理解、発達障がい*等の理解をテーマにした市民向けの講演会等を開催します。	障がい福祉課 こども育成相談課
12	行政職員への障がい特性の理解促進	市職員（市立病院職員等を含む）に対して、障がい理解、障がい者差別解消等をテーマとした研修等を行います。	職員課 障がい福祉課
13	バリアフリー基本構想の推進事業 【再掲 56】	公共交通や道路、建築物等の都市基盤や生活基盤におけるバリアフリー*化と併せて、高齢者、障がい者等の移動等の困難を自らの問題として理解し、バリアの解消を目指す心のバリアフリー*の推進に取り組みます。	都市政策課

<みんなにやさしいお店ちがさき事業>

次の3項目を宣誓した店舗に下記のステッカーを配布し、店頭などへ掲示していただいています。宣誓した店舗は「ちがさき障がい者支援アプリ*」内のやさしいマップちがさき*に掲載します。

- ①障がいを理由としてサービス提供や入店の拒否をしない
- ②合理的配慮*の提供に努める
- ③従業員等への障がい者理解の普及啓発に努める

対象：市内の小売業者、飲食店業者及びサービス業者等の店舗等

みんなにやさしいお店ちがさきステッカー

（サイズ 10cm×10cm）

公募により決定したデザインで、コンセプトは「ともに手を取り合い明日をつくる」です。

手を取りあう様子は、障がい者と店舗の双方が「無理なく」配慮しあえることを、また手の形は波の波紋や海に映る太陽の光も表し、未来の茅ヶ崎を想起できるようにと考えられています。



基本方針Ⅰ 身近な地域の支援体制の強化

Ⅰ-4『育てる』



前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性「育てる」については、多様な障がい特性を理解した人材に対するニーズの高まりがみられることから、障がい特性を理解した専門性の高い福祉人材や医療人材の確保、人材の効果的な活用を図る施策が求められているという課題がありました。「福祉・医療人材の質・量の充実」という主要施策を設け、本市の障がい者福祉の現場を支える福祉人材の育成支援に取り組みました。

【主な事業の実施状況】（実績値は令和4年度分）

- 発達障がい*に対する支援者支援として、発達障がい*専門相談員による相談支援事業所の相談員を対象とした巡回相談（31回）及び事例検討会（2回）を継続して実施したほか、新たに対象を障害福祉サービス等事業所従事者全般に広げ、習熟度別の研修会開催（6回）、窓口相談、事例検討会の機会を増設しました。
- 意思決定支援*に関する研修を自立支援協議会*において1回実施しました。

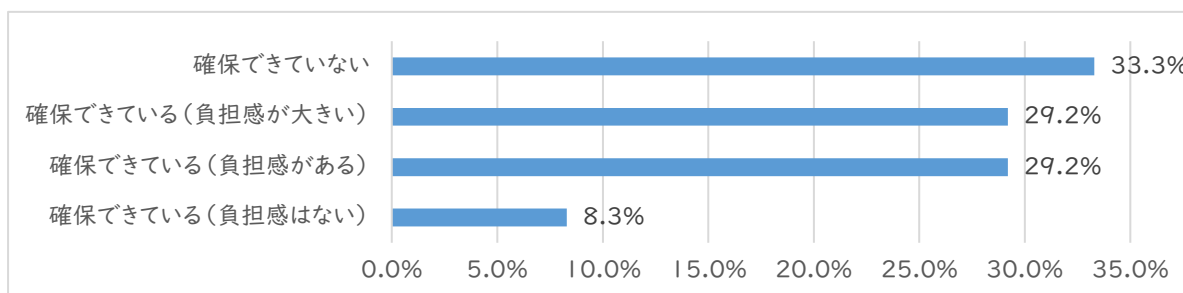


アンケート、ヒアリング等からのご意見

【事業者向けアンケート】

人材（スタッフ）確保の負担感についての回答は、下記の通りでした。

図表 37 人材（スタッフ）確保の負担感について（単数回答） 出所：茅ヶ崎市

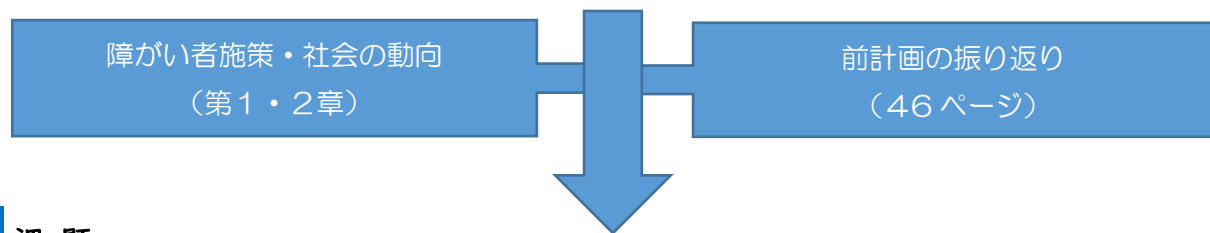


【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・事業者が提供するサービス運営における課題の上位は「人材の確保や定着」「人材のスキルアップ」であり、人材確保・育成に負担感を感じる事業者が多い【事業者向けアンケート】
- ・福祉人材が不足していくことが今後懸念されるため、賃金や労働条件を改善していく必要がある。

【事業者向けアンケート】

- ・計画対象者に対して相談員の数がそもそも足りていない【事業者向けアンケート】
- ・事業者職員の給与アップ、勉強会の充実を行うなどすれば職員の質が上がるのではないかと【肢体不自由（児）保護者】



課題

- 人材のスキルアップ、人材の確保について負担感を感じている事業者が多い

取り組むべき施策

1-4-1 現場で働く福祉人材の質・量の充実



施策の展開

- 基幹相談支援センター*による相談員への研修、発達障がい*専門相談員による巡回相談・研修・事例検討会、意思決定支援*等障がい福祉に必要な様々な研修等の実施を通じた人材の質の向上に取り組めます。

<主に実施する事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
14	基幹相談支援センター*設置・運営事業 【再掲5】	基幹相談支援センター*を中心に専門性の高い人材を育成するとともに、支援者へのケアを行う研修体系の構築等、支援者支援の体制整備を進めます。	障がい福祉課
15	発達障がい*支援に関する専門性の強化	相談支援ほか障害福祉サービス等事業所に従事する支援者を対象に、発達障がい*専門相談員による相談、研修等を実施します。	障がい福祉課
16	市内障害福祉サービス事業所に対する各種研修の実施	障がい福祉に必要な知識に関する研修を自立支援協議会*等にて実施します。	障がい福祉課
17	市民後見人*養成事業	成年後見制度*における担い手としての市民後見人*を養成します。基礎研修、実践研修を実施し、修了認定を受けた方にはフォローやバックアップを継続的にを行います。	地域福祉課 市社会福祉協議会*

発達障がい*の支援者向け研修（ステップ編）の様子



発達障がい*の支援者向け研修（事例検討会編）の様子



自立支援協議会*の意思決定支援*研修の様子



基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充

2-1『すこやかに生きる』



前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性『すこやかに生きる』については、医療的ケア*児等や医療を必要とする障がい者について、市内や近隣自治体の医療機関での受診が困難であるという状況が続いており、医師からの医療情報を互いに理解するための意思疎通支援等が求められているという課題がありました。「身近な場所で円滑に医療サービスを提供できる体制の整備」という主要施策を設け、医療的ケア児支援法*が令和3年9月に施行されたこともふまえ、医療的ケア*児の支援体制の検討、障がいを早期に発見し、適切な支援につなげる体制の整備に取り組みました。

【主な事業の実施状況】（実績値は令和4年度分）

- 通院時に手話通訳者の派遣を116件実施し、診療における意思疎通を支援しました。
- 医療的ケア*児等に対する総合的な支援体制の構築について、神奈川県や茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町からなる湘南東部障害保健福祉圏域の市町や関連機関等の連携により、検討を進めました。

アンケート、ヒアリング等からのご意見

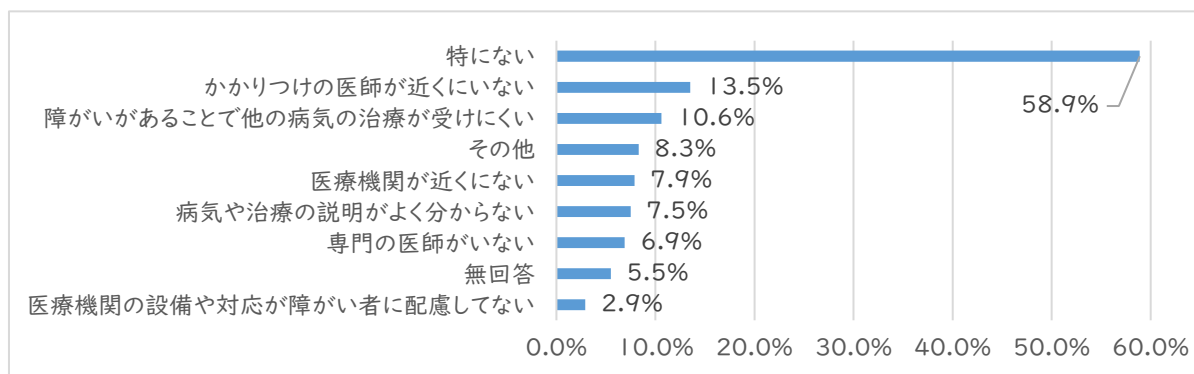


【障がい者向けアンケート】

健康の維持や医療に関して困っていることについての回答は下記の通りでした。

*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の121ページを参照ください。

図表 38 健康の維持や医療に関して困っていること（複数回答） 出所：茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・専門の医療機関を増やしてほしい【障がい者向けアンケート】
- ・医療費等に対する補助を拡大してほしい【障がい者向けアンケート】
- ・週に半日でもよいから障がい者枠の受診日を設けてほしい【発達障がい*（者）保護者】
- ・医療的ケア*児等のコーディネーターの果たす役割が不明瞭である【地域支援体制強化部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(49ページ)

課題

- 身近な場所で医療サービスを受けるための体制が十分ではない

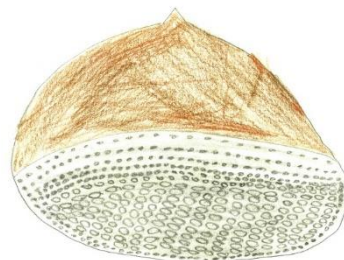
取り組むべき施策

2-1-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備



施策の展開

- 自分の心身の状態と医師からの医療情報を互いに理解するための意思疎通支援等、個々の障がい者の状況に応じたサービスが提供できるように取り組みます。
- 医療的ケア*児等に対する支援について、県や湘南東部障害保健福祉圏域、庁内外の関係機関等の連携体制を整理し、相談窓口の明確化、協議の場の設置、医療的ケア*児等コーディネーターの配置等支援体制の充実に向けた検討を進めます。
- 乳幼児健診、育児相談、療育的支援等の事業を継続的に展開することで、疾病や障がいを早期に発見し、必要かつ適切な支援や療育、医療サービスを切れ目なく提供できる体制の整備を図ります。



<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
18	障がい児支援体制強化事業	医療的ケア*児等に対する支援体制について、県や湘南東部障害保健福祉圏域、庁内外の関係機関等と連携体制の整理・拡充について検討します。	障がい福祉課
19	通院時における手話通訳者・要約筆記者の派遣	通院時に手話通訳者、要約筆記者を派遣し、診療における意思疎通を支援します。	障がい福祉課
20	障害児者等歯科保健事業	病気や障がいのある児童に対し、口腔内診査、歯科相談・指導、歯科予防処置、口腔機能発達支援等を行います。	地域保健課
21	身近な「かかりつけ」医の普及促進	広報紙やホームページ等の媒体を活用し、日常的な医療のほか、健康管理等の相談を受けてくれる大切な存在として、かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの推進を行います。	地域保健課
22	難病*患者地域支援対策推進事業	難病*患者及びその家族を対象に、療養上の不安の軽減を図るため、保健・医療・福祉に関する相談指導及び相談会、講演会等を実施します。また、難病*対策地域協議会を開催し、地域の実情に応じた体制整備について関係機関と協議を行います。	保健予防課
23	健診体制・発達の相談体制の充実	乳幼児の月齢に応じた健康診査や育児相談を実施する中で、疾病や障がいの早期発見や発達についての相談をおこない、必要に応じて関係各課各機関が連携し、療育相談や療育的支援につなげます。	障がい福祉課 こども育成相談課

基本方針3 障がい者の生活基盤の強化



3-1『住もう』

前計画(令和3～5年度)の振り返り

施策の方向性『住もう』については、障がい者の地域での自立した生活の実現や親亡き後を見据えた、障がい特性や障がいの状況に応じたグループホームの整備の促進、一人暮らしを希望する障がい者が地域で安心して暮らせるような地域の支援体制の整備の取組が求められているという課題がありました。「障がい特性や高齢化に応じた住まいの確保」「地域での自立した生活の実現や親亡き後を見据えた障がい者の支援」という主要施策を設け、障がい者が地域で生活するための基盤となる住まいを確保するとともに、その住まいで生活を継続していくために必要な支援に取り組みました。

【主な事業の実施状況】(実績値は令和4年度分)

- 障がい者の地域での生活の場としてニーズの高いグループホームの整備に努めました。市内のグループホームは、58か所となり、令和3年4月から10か所増加しました。
- 地域で住み続けるための支援の充実に向けて、住宅改修費助成等を実施したほか、病院や施設からの地域移行を促進するためにグループホームの体験入居を支給決定したほか、グループホーム入居者への家賃補助を行いました。
- 居住支援協議会*（部会含む）において、不動産事業者、福祉関係担当課等が協力し、高齢者や障がい者等一人暮らしをすることが困難な方の課題の共有や、チラシ作成等を行いました。



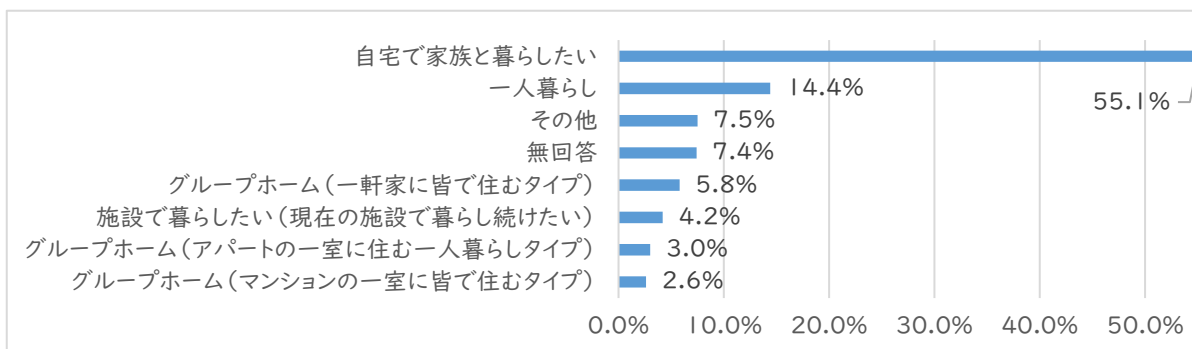
アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

将来どのような暮らし方をしたいかについての回答は、下記の通りでした。

*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の122ページを参照ください。

図表 39 将来どのような暮らし方をしたいか(単数回答) 出所:茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・ 親亡き後、安心して生活できるようなフォロー体制を強化してほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ グループホーム、ショートステイを増やしてほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ 女性だけのグループホームや、個室のグループホームを設置してほしい【知的障がい】
- ・ 多様なニーズに対応できるような既存の仕組みにとらわれない生活の選択肢を用意できないか（親子が共に生活できる形態の施設があってもよいのでは）【くらしの基盤強化部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(52 ページ)

課 題

- 障がい者が安心して生活できる住まいの整備、フォロー体制が不足している

取り組むべき施策

3-1-1 地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援



施策の展開

- 様々な障がい者が地域で暮らすことができるよう、障がい特性や障がいの程度に応じたグループホーム*の確保・供給に努めます。
- 多様な住まいを希望する障がい者に対しての相談体制を設けます。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
24	地域生活支援拠点等*の充実【再掲28】	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等*に必要とされる機能の充実について検討を行います。	障がい福祉課
25	住宅改修の推進	重度障害者住宅改修費助成、日常生活用具制度による住宅改修等の制度の利用促進を図ります。	障がい福祉課
26	障がい者や高齢者に配慮した住宅の確保・供給	借上期間の満了を迎える借上型市営住宅の再借上げにより、障がい者や高齢者が住みやすい良質な市営住宅の確保を図ります。また、公営住宅についても情報提供を進めます。	建築課
27	居住支援事業	住宅を確保することに支援が必要な高齢者、障がい者等が利用できる「住まいの相談窓口」を設置し、住まいに関する各種相談をお受けします。	都市政策課

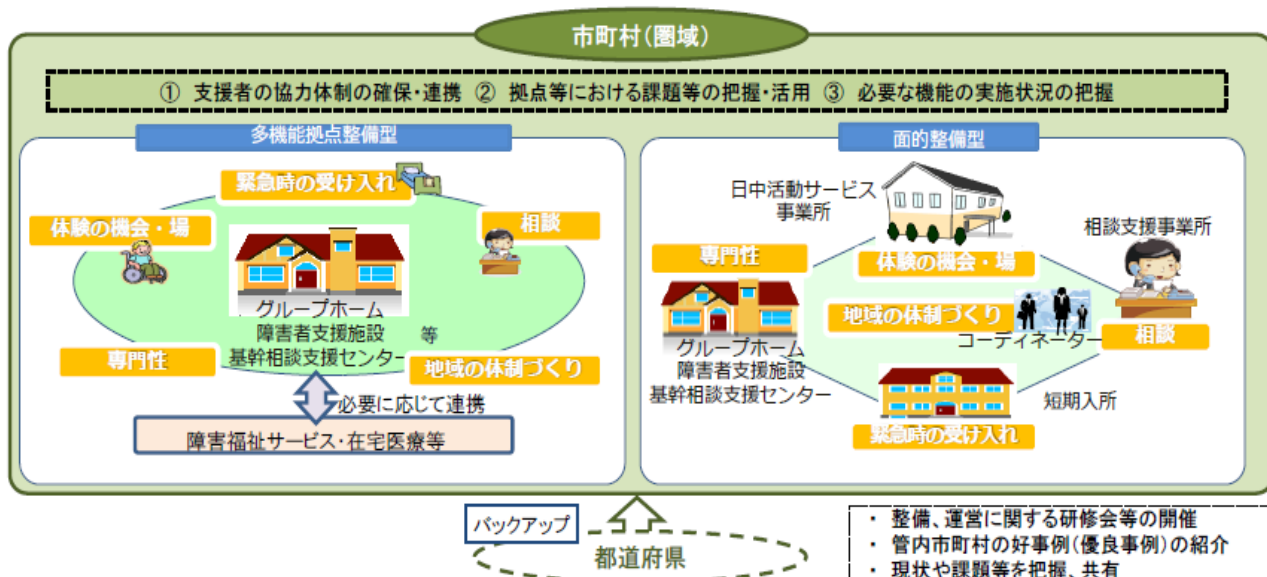
地域生活支援拠点等*の整備について(厚生労働省ホームページより)

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



基本方針3 障がい者の生活基盤の強化



3-2『生活する・利用する』

前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性『生活する・利用する』については、地域生活支援拠点等*の機能の充実、障がい者の家族の介護負担軽減のための障害福祉サービスや各種制度の利用の柔軟化が求められているという課題がありました。「ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実、利用の柔軟化」「ニーズに応じた関係機関の連携による切れ目のない支援」「介護家族の負担軽減のための取組の充実」という主要施策を設け、障がい者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、各種制度の見直しや、地域生活支援拠点等*の充実の検討等に取り組みました。

【主な事業の実施状況】（実績値は令和4年度分）

- 日常生活を支援する福祉サービスの充実に向けた取組として、障害者総合支援法*や児童福祉法*に基づく障害福祉サービス等の支給決定を年間 2,000 件程度行いました。
- 日中一時支援*事業につきまして、事業所の安定した事業運営と、利用ニーズの高い中高生・成人に対応できるよう、報酬単価や加算等について見直しを行いました。
- 地域生活支援拠点等*について、課題の整理や必要とされる機能の充実のため、関係機関等と支援体制について検討しました。



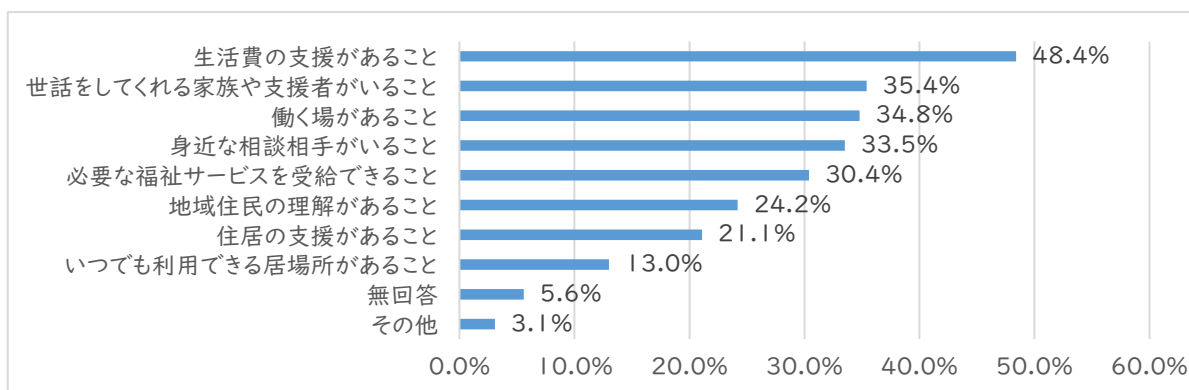
アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

どのような支援・サポートが必要かについての回答は下記の通りでした。

*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の 123 ページを参照ください。

図表 40 どのような支援・サポートが必要か（複数回答） 出所：茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・グループホーム利用者の日中一時支援*サービスのニーズは高いと思う。日中活動サービス終了後、安心して過ごせる場所がホーム以外にも必要と感じる【事業者向けアンケート】
- ・地域移行となるのはよいが、サービスが少なくて親に押しつけて終わっている事態が継続している【肢体不自由(児)保護者】
- ・障がい版8050問題*・親亡き後問題*^{はちまるごおまる}によってうまれる課題が顕在化する前に、支援機関や地域の関わりにより制度や資源につなげることができないか【くらしの基盤強化部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(55ページ)

課 題

- 障害福祉サービスや各種制度の利用にあたり事情を考慮してほしい、拡充等を求める声が多い
- 緊急時の対応として整備している地域生活支援拠点等*が十分に機能していない

取り組むべき施策

3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実・利用の決定、
介護家族の負担軽減のための取組

3-2-2 緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援



施策の展開

- 必要に応じた障害福祉サービス等の支給決定や制度の拡充を行っていくことで、障がい者の安心した地域での生活の確保、介護家族の負担軽減に努めます。
- 障がい者や、医療的ケア*が必要な方などが地域で安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点等*に必要な機能について充実させるための検討を進めます。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
28	地域生活支援拠点等*の充実 【再掲24】	利用者のニーズ、相談支援や社会資源の整備状況など、自立支援協議会*等の場を通じて、当事者のニーズや地域の課題等を抽出し、地域の実情に応じた地域生活支援拠点等*のあり方、充実について検討します。	障がい福祉課
29	移動の支援への対応	通学等の移動の支援にかかる個別の課題に対して、関係機関と連携し、対応していきます。	障がい福祉課 市社会福祉協議会*
30	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*構築推進事業	精神障がい者が地域の一員として安心して暮らせるよう、保健・医療・障がい者福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム*を構築します。 また、精神障害や病気等に対する理解を促す教室、研修会等を開催し、精神保健福祉に関する啓発活動を実施します。	障がい福祉課 保健予防課
31	重層的支援体制整備事業* 【再掲7、45】	少子高齢化や地域のつながりの希薄化等により複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活できる包括的支援体制推進に取り組みます。	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 こども政策課 こども育成相談課 保育課 都市政策課 保健予防課
32	地域の見守り体制の充実	安心まごころ収集*、地域の見守り事業を通して、地域における見守り体制の充実を図ります。	地域福祉課 環境事業センター
33	ミニデイサロンの充実	地区社協等が主催するサロンの開催を支援するとともに、出会い・交流しながら様々な人が多様性を理解する場となるよう支援します。	市社会福祉協議会*



基本方針3 障がい者の生活基盤の強化



3-3『人権を守る』

前計画(令和3～5年度)の振り返り

施策の方向性『人権を守る』については、障害者虐待防止法*や障害者差別解消法*、「ともに生きる社会かながわ憲章*」に基づく意思決定支援*、成年後見制度*、さらには社会的障壁を取り除き、合理的配慮*を進めるための施策を障がい者に丁寧に寄り添って実施していくことが求められているという課題がありました。「障がい理解と「合理的配慮*」の意識浸透に向けたより一層の取組」「障がい者の人権を守るための施策の充実」という主要施策を設け、障がい者が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度*の相談機能の強化、意思決定支援*体制の構築、障がい者虐待への個別対応等に取り組みました。

【主な事業の実施状況】(実績値は令和4年度分)

- 令和5年4月に成年後見支援センター*を市役所分庁舎1階に設置し、制度説明や申立の相談、関係機関との調整、講演会を通じた理解啓発等を行いました。
- 成年後見利用支援事業における成年後見市長申立て*を2件、後見人への報酬助成を6件行いました。
- 施設に入所している障がい者について、意思決定支援*会議を神奈川県、関係機関等とともに複数回行いました。
- 市障害者虐待防止センター*において虐待通報を20件(養護者による虐待12件、障害者福祉施設従事者による虐待7件、使用者による虐待1件)受け付け、その内5件を虐待と認定しました。

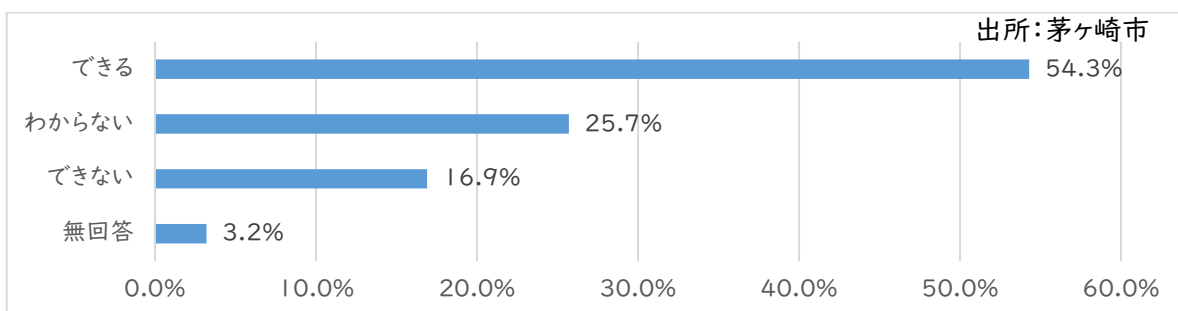


アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

「自分が今後こうしたい、こうなりたい」という思いを伝えることができるかについての回答は下記の通りでした。*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の123ページを参照ください。

図表 4 | 「自分が今後こうしたい、こうなりたい」という思いを伝えることができるか(単数回答)



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・ 個々の障がいに配慮した手続き等の方法を充実してほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ 言語や手の動きに障がいがあるとデジタル化に対応ができない【障がい者向けアンケート】
- ・ 文章ばかりでなくイラストや読み仮名を入れてほしい【聴覚障がい】
- ・ 有人レジとセルフレジは両方あった方がよい【肢体不自由障がい、発達障がい*（者）保護者】
- ・ 視覚的な補助があったり、先の見通しが立てば安心できる【発達障がい*（者）本人】
- ・ 合理的配慮*を浸透させる方法としては、国や地方自治体が例を示し、率先して合理的な配慮を行うことや、合理的配慮*を組み込んだテレビドラマ等あればよい【市民向けアンケート】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(58ページ)

課 題

- 障がい特性に応じた配慮が様々な場面で不足している

取り組むべき施策

3-3-1 障がい理解と「合理的配慮*」の意識浸透に向けたより一層の取組

3-3-2 障がい者の人権を守るための施策の充実



施策の展開

- 「1-3 理解を深める」と合わせ、「障害者虐待防止法*」「障害者差別解消法*」「合理的配慮*」について、市民、行政、事業者等に対してさらなる浸透を図るとともに、障がい特性に配慮したコミュニケーションツールの導入等の検討をしていきます。
- 意思決定支援*をテーマとした関係機関への研修の実施や、成年後見制度*の一般の方への講演会を通じて理解啓発を行うことで、意思決定支援*や成年後見制度*の利用支援の周知をしていきます。

成年後見支援センター*外観



成年後見支援センター*相談スペース



<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
34	「障害者虐待防止法*」の周知と相談体制の確立	市民まなび講座や事業所を対象とした勉強会、市ホームページやちがさき障がい者支援アプリ*等での障害者虐待防止法*の周知を図ります。 また、市障害者虐待防止センター*を中心に、関係機関との相談体制強化、ネットワーク構築等に取り組みます。	障がい福祉課
35	「障害者差別解消法*」と合理的配慮*に関する普及啓発	「障害者差別解消法*」における合理的配慮*の提供について、市ホームページ、ちがさき障がい者支援アプリ*、ポスター掲示、市民や事業者の方への講演会等を通じて周知を図ります。	障がい福祉課
36	意思決定支援*の充実	障がい者への支援の原則は自己決定支援であることを尊重し、神奈川県と連携して意思決定支援*を行います。	障がい福祉課
37	成年後見制度*の利用支援	成年後見支援センター*において、申立ての相談、書類作成支援、周知啓発、後見人等への支援を行います。 また、制度の利用が必要でありながら、経済的事情等で利用できない方に対し、成年後見市長申立て*や必要な費用の助成を行います。	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課

基本方針4 社会参加と自己実現への支援

4-1『働く』



前計画(令和3~5年度)の振り返り

施策の方向性『働く』については、企業等で障がい者が安心して働き続けられるよう、企業における障がい特性の理解をより一層進めることと併せて、就労支援だけに留まらず、就労先での職場定着を支援する就労定着支援* について、さらなる充実を図ることが求められているという課題がありました。「障がい者の就労機会の拡大に向けた企業等における理解の促進」「就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実」という主要施策を設け、障がい者就労に関する理解促進に向けた施策を行うとともに、障がい者の働く意欲の向上やスキルアップの支援、就労機会の拡大等に取り組みました。

【主な事業の実施状況】(実績値は令和4年度分)

- 自立支援協議会*における就労・生活支援部会において、市内企業における職場実習を企画し、4名の方が実習を行いました。
- 障がい福祉課において職場体験実習を1名行い、カフェドットコム*においては5名の訓練生が訓練を行いました。
- 障がい者の就労機会の拡大に向けて、ハローワークと連携して6社の市内企業を訪問し、障害者雇用*に関する意識啓発を行いました。
- 湘南地域就労援助センター*を利用している茅ヶ崎市の方の登録者数は410名、そのうち新規登録者が44名、新規就労者は24名、離職者は15名でした。



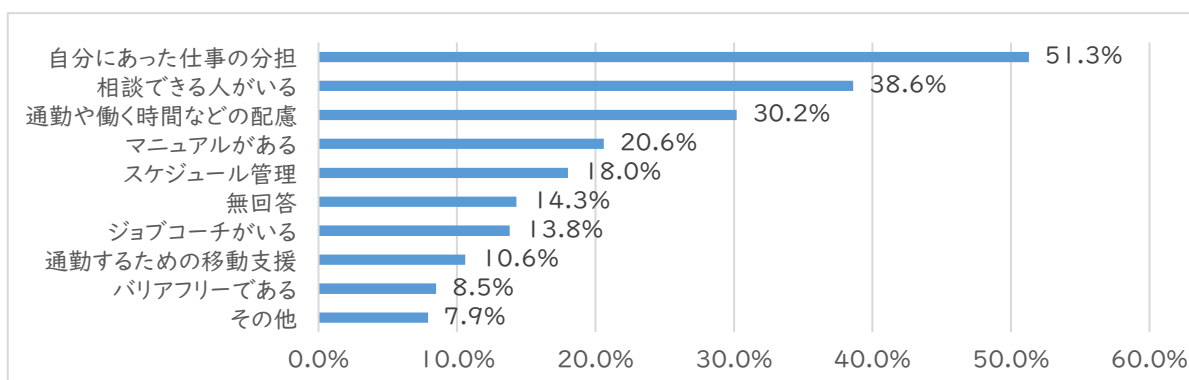
アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

仕事をするにあたりどのような支援・サポートが必要かの回答は下記の通りでした。

*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の124ページを参照ください。

図表42 仕事をするにあたりどのような支援・サポートが必要か(複数回答) 出所:茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの結果や主なご意見】

- ・ 障がいの認定によって働きたくても受け入れてもらえない場合がある。個々の状態に応じた対応をしてもらいたい【障がい者向けアンケート】
- ・ 障がい者に対する差別・偏見があるとしたら、「雇用・就業」の場面が最も多い【市民アンケート】
- ・ 障がい者枠で働いたら下に見られる事があり、求人の仕事内容にはない仕事をさせられた【膀胱直腸機能障がい】
- ・ 市内企業における職場実習の新たな受け入れ先について、中小企業及び小規模事業者の理解を進めることが困難である【就労・生活支援部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(61 ページ)

課 題

- 企業等への障がい理解の周知が不足している

取り組むべき施策

- 4-1-1 障がい者の就労機会の拡大に向けた企業等における理解の促進
- 4-1-2 就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実



施策の展開

- 市内企業等に対する障害者雇用*の制度理解や雇用のための手法について情報提供する機会を設け、障害者雇用*の促進に取り組みます。
- 就労後も障がい者と企業等が円滑な関係を保って就労定着ができるよう、就労支援事業所と企業等が連携する体制をもうけます。



<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
38	湘南地域就労援助センター*の活動の充実	湘南地域就労援助センター*と連携し、障害者雇用*を希望する企業へ実践的な情報提供等による理解啓発を行うと共に、障害者雇用*を行う企業への定期的な訪問の実施等により就労定着を図ります。	障がい福祉課
39	市内企業における職場実習の実施	自立支援協議会*の就労・生活支援部会において、職場実習を受け入れる市内企業、実習を希望する障がい者の募集を行い、実習を行います。	障がい福祉課
40	公共機関における障害者雇用*の促進	働くことへの意欲向上とスキルアップを図るため、市役所障がい福祉課において「障がい者職場体験事業」を実施し、市役所カフェドットコム*において、市内就労継続支援*事業所等に所属している方を対象に就労訓練の場を提供します。 また、市役所の雇用においては、法定雇用率*を達成しておりますが、障害者雇用*のさらなる拡大を図ります。	職員課 障がい福祉課
41	企業への意識啓発と雇用の促進	藤沢公共職業安定所等の関係機関と連携しながら、市内企業を対象に障害者雇用*を促進するための情報提供を実施します。	産業観光課

カフェドットコム*で働く就労訓練生



カフェドットコム*で働く皆様



基本方針4 社会参加と自己実現への支援

4-2『社会参加・楽しむ』



前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性『社会参加・楽しむ』については、地域の行事等への障がい者の参加が少ない現状があり、より多くの障がい者が参加しやすい企画の検討や会場におけるバリアフリー* 化の推進、気兼ねなく参加ができるような環境づくり、一緒に参加する仲間としての声掛け（お誘い）、外出支援等が求められているという課題がありました。「社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり」という主要施策を設け障がい者の社会参加意欲の向上や社会参加機会の確保を図ることに取り組みました。各種交流会やスポーツ大会等については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度中はほぼ中止になっていましたが、令和4年度以降は概ね新型コロナウイルス感染症発生前の状況に戻ってきました。

【主な事業の実施状況】（実績値は令和4年度分）

- 障がい者の社会参加を拡大するため、地域活動、生涯学習、スポーツ活動等への参加支援をはじめとする取組を実施しました。
- 障がい者の自立と社会参加への意欲の向上を図るための施策として、障がい者団体が行う催し物や地域交流事業等への支援を6件行いました。
- 屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出するための支援サービスである移動支援*について、2,691 件支給決定しました。

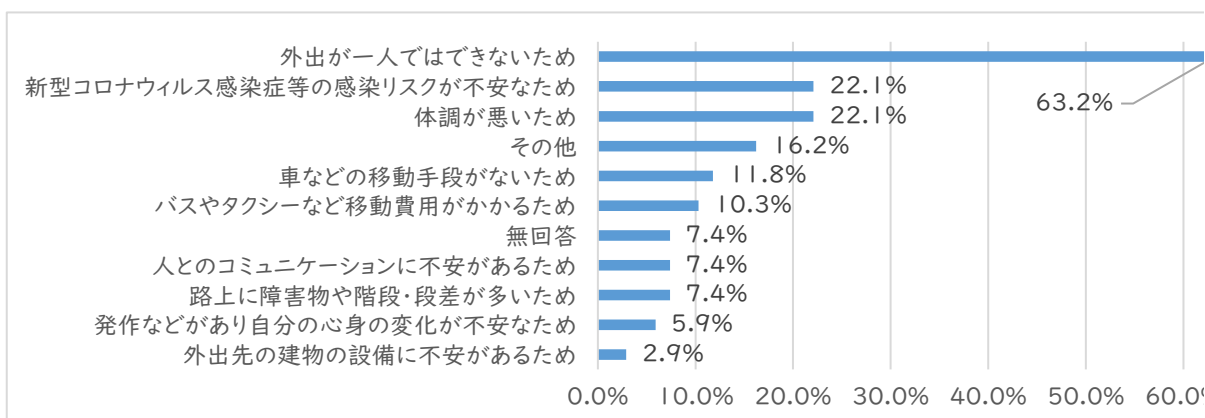


アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

「年に数回」「ほとんど外出しない」と回答した方に、外出しない理由を確認したところ、下記の通りでした。*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の125 ページを参照ください。

図表 43「年に数回」「ほとんど外出しない」方が回答した外出しない理由（複数回答）出所：茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・「認知症カフェ」のように「障がい者カフェ」のような居場所があるといい【障がい者向けアンケート】
- ・就労後や休日等に、一人で通える場所や送迎のある場所でダンス、軽い運動、習字等習い事のようなものができるとよいと思う【市民向けアンケート】
- ・博物館等の施設ができて「足」がないので行けない【肢体不自由障がい】
- ・パラスポーツ*大会が市にあると運動の場、交流の場があってよい【発達障がい*（者）保護者】
- ・お金の使い方、交通ルール、マナー等を成人後も継続的に学べる場所があるとよい【発達障がい*（者）保護者】
- ・親同士がつながれる交流の場があったら助かる【発達障がい*（児）保護者】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(64ページ)

課 題

- 社会参加をするための手段、場所が不足している

取り組むべき施策

4-2-1 社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり



施策の展開

- 障がい者が参加したいと感じる魅力的な地域行事、文化芸術やスポーツ活動等の開催（開催に向けた準備）支援や情報発信することを通じ、障がい者自身の社会参加や自己実現の意欲を高め、かつその機会を確保します。
- 外出のきっかけの一つとして、「みんなにやさしいお店ちがさき事業」（45 ページ参照）に掲載している店舗の効果的な情報提供を、ちがさき障がい者支援アプリ*を活用して発信します。

インクルーシブ遊具@しろやま公園

（茅ヶ崎市浜見平10）

座る事が難しい人でも寝て利用できるブランコ



インクルーシブ遊具@下の川公園

（茅ヶ崎市今宿473-1）

介助者と一緒に滑れる幅が広い滑り台



<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
42	地域行事への障がい者の参加促進	障がい者団体が行う催し物、地域交流事業等への支援を行います。	障がい福祉課
43	レクリエーション教室等開催事業	各種障がい者団体が実施する社会参加促進事業に対して支援を行います。	障がい福祉課
44	スポーツ活動の充実と参加促進	近隣自治体や関係団体と連携し、スポーツ交流会の開催や、国・県の障がい者スポーツ大会への参加を支援します。また、イベント等を通じてサポート体制を充実し、障がい者が参加しやすい機会を創出します。	障がい福祉課 産業観光課 スポーツ推進課
45	重層的支援体制整備事業* (参加支援事業) 【再掲7、31】	各分野で行う既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域福祉課
46	既存公園等整備改修事業	公園の再整備に併せて、インクルーシブ遊具等の設置を進めます。	公園緑地課

湘南卓球大会(サウンドテーブルテニス)の様子



湘南卓球大会の様子



基本方針5 障がいのある子どもの成長支援

5-1『学ぶ』



前計画（令和3～5年度）の振り返り

施策の方向性『学ぶ』については、ライフステージ* に応じて変化する障がい児のニーズに対して必要な相談やサービスを提供していくためには、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携を充実させていく事や、教員への障がい理解促進、学校生活を送る子ども達への障がい理解に関する取り組みが求められているという課題がありました。「就学前から就学後までの切れ目のない支援」「教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上」「インクルーシブ教育*の浸透」という主要施策を設け、障がいのある子どもの健やかな成長に向けて、就学前から就学期、学校卒業後の進路等について保健・医療・福祉・保育・教育等の関係者が連携した切れ目のない支援体制の構築や、教員への障がい児に係るサービスの理解促進、子どもたちへの障がい理解を深めるプログラム等に取り組みました。

【主な事業の実施状況】（実績値は令和4年度分）

- 母子保健の一環として実施する乳幼児育成指導事業では、親子教室（45回）、こども相談（84回）、低出生体重児交流会（3回）を実施しました。
- 市こどもセンターにおいては、母子保健担当課等の関係機関と連携を図り、早期療育の支援等を行いました。個別相談（延べ3,805件）、教室（103回、86組）、巡回相談（93回、293件）、ケース会議（96回、329人）、入園調整会議（1回）を実施し、療育相談の充実を図りました。
- 医療的ケア*児等に対する支援として、公立小中学校や保育所等への看護師等の配置（小学校5人・保育園1人）その他必要な措置について検討を行いました。

アンケート、ヒアリング等からのご意見

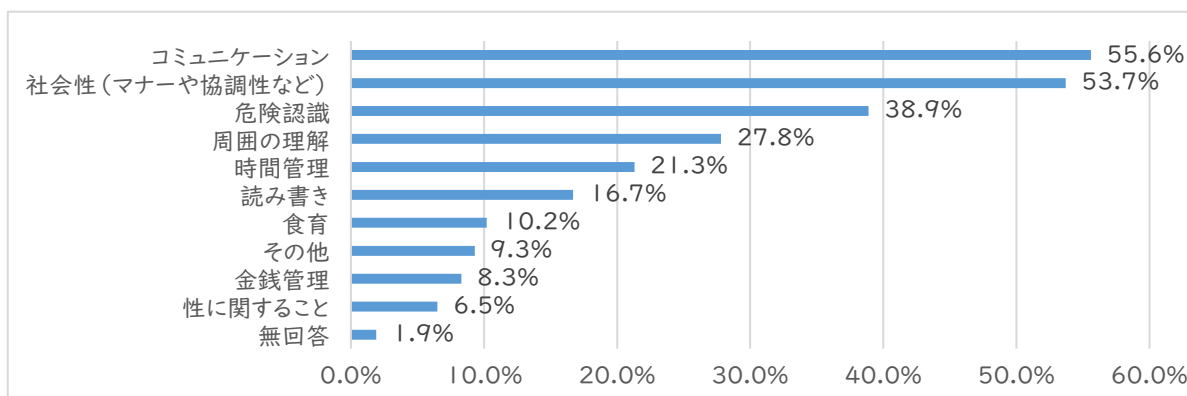


【障がい者向けアンケート】

障がいのある子を育てる中での難しさについての回答は、下記の通りとなりました。

*詳細な回答結果については「資料編」の125ページを参照ください。

図表 44 障がいのある子を育てる中での難しさ（複数回答） 出所：茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの結果や主なご意見】

- ・学区内の学校に支援級がないため、学区外に通学しなければならない。すべての小・中学校に通級指導教室*や支援級を設けてほしい【障がい者向けアンケート】
- ・こどもセンターを機能強化して就学後（小学校6年生位まで）の見立ても行えるようになるとよい【事業者アンケート】
- ・まずは教育者が理解を深められる機会を増やすことが重要【市民向けアンケート】
- ・支援をする方、学校の先生も含めて環境や待遇も改善してほしい【発達障がい*（児）保護者】
- ・未就学期の相談の流れや各相談機関の役割分担が分かりづらいため、保護者支援者ともに戸惑うことが多くあった【未就学児の相談のしくみ部会】

障がい者施策・社会の動向
（第1・2章）

前計画の振り返り
（67ページ）

課 題

- 障がい児の相談支援において、各関係機関の役割の情報共有・整理が十分ではない
- 教育分野への障がいに関する理解啓発が不足している
- 誰もが身近な地域で学ぶための、特別支援学級*が不足している

取り組むべき施策

- 5-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない支援
- 5-1-2 教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上
- 5-1-3 障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育*の浸透



施策の展開

- ライフステージ*の初期段階において障がいの早期発見を行い、行政、子育て支援機関、保育園、教育機関等が連携して適切な療育につなげていきます。また、障がい児に関する情報の共有を関係機関で図り、切れ目のない支援を実施します。
- 教員に対して障がいに関する理解を深めるための取組を実施します。
- インクルーシブ教育*推進のため、2030年度までの特別支援学級*の全校設置を目標に、順次整備を進めていきます。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
47	療育相談の充実	障がいを早期に発見し、早期に療育相談及び療育的支援に繋ぐため、保健・医療・福祉・保育・教育分野の関連機関等が連携を図り、相談体制を強化します。	障がい福祉課 こども育成相談課 学校教育指導課 教育センター
48	切れ目のない支援体制の構築	就学・就労等ライフステージ*の変化に伴い、支援体制が途切れないように、保健・医療・福祉・保育・教育分野の関連機関等と情報共有を行い、連携を図ります。	障がい福祉課 こども育成相談課 学校教育指導課
49	ふれあい補助員*等の派遣事業の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、小・中学校にふれあい補助員*の派遣や宿泊事業に係る介助員等の派遣を行います。	学校教育指導課
50	医療的ケア*児等に対する保育・教育を行う体制の拡充	医療的ケア*児等が、保育・教育の場において適切な医療的ケア*や支援を受けられるように、看護師等の配置その他必要な措置についての検討を行います。	保育課 学校教育指導課
51	特別支援学級*設置に関する事務	特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えると共に、インクルーシブ教育*推進のため、特別支援学級*を順次整備します。	学校教育指導課



基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進



6-1『安心して暮らす』

前計画(令和3～5年度)の振り返り

施策の方向性『安心して暮らす』については、ハード・ソフト両面のバリアフリー*化、利用しやすい公共交通機関の整備を進めていく事や、避難行動要支援者名簿*についても直面した災害の状況を踏まえつつ、より実態に合った名簿提供及び活用の方法の検討が求められているという課題がありました。「障がい者が安心して生活できるまちづくり」「障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実」という主要施策を設け、障がい者が安全・安心に地域で暮らすことができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー*化を推進するとともに、自然災害等の緊急時に障がい者の生活を支援する体制の強化に向けて取り組みました。

【主な事業の実施状況】

- ちがさき障がい者支援アプリ*にバリアフリー*情報マップ「やさしいマップちがさき*」の機能を搭載し、みんなにやさしいお店 66 件、公共施設256件掲載しました。(令和5年 10 月末時点)
- 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想における市民部会を通じて、心のバリアフリー*普及啓発ツールの作成と展開をした他、鶴嶺小学校において心のバリアフリー*教室を実施しました。(令和4年度実績)
- 災害時の避難支援に必要な情報を把握するため、避難行動要支援者名簿*に記載されている障がい者のチェックリストの作成を行いました。(令和5年度実績)



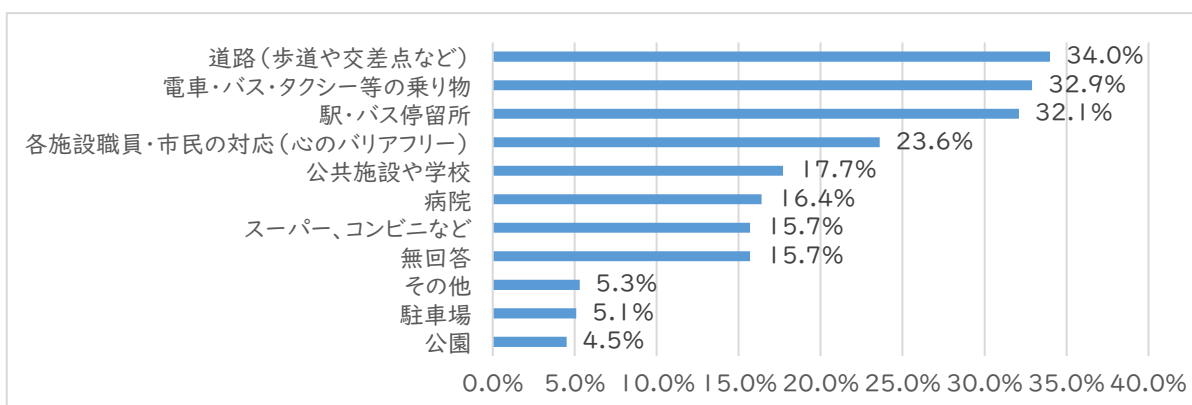
アンケート、ヒアリング等からのご意見

【障がい者向けアンケート】

バリアフリー*化を進めてほしいと考えるものについての回答は下記の通りでした。

*障がい種別ごとの詳細な回答結果については「資料編」の126ページを参照ください。

図表 45 バリアフリー*化を進めてほしいと考えるもの(複数回答) 出所:茅ヶ崎市



【各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会*からの主なご意見】

- ・ 公共施設のバリアフリー*化（階段の手すり、エスカレーターの速度、多機能トイレ等）をしてほしい【障がい者向けアンケート】
- ・ 障がい者に配慮した避難所の整備をしてほしい（ベッド、薬の備蓄、優先的に入れる空間の設置等）【障がい者向けアンケート】
- ・ 過度な車止めの配置をやめてほしい、エスコートゾーンの設置をしてほしい【視覚障がい】
- ・ 避難所にも要約筆記の人がいると助かる【中途失聴・難聴者】
- ・ 発災時の聴覚、視覚、精神障がい者への情報伝達方法の検討が必要【くらしの基盤強化部会】
- ・ 当事者人数と協力を得られる支援者人数のバランスに課題がある【地域支援体制強化部会】

障がい者施策・社会の動向
（第1・2章）

前計画の振り返り
（70 ページ）

課 題

- ハード・ソフト両面のバリアフリー*化の要望が多い
- 障がい者に配慮した避難場所、支援方法等の整備が十分ではない

取り組むべき施策

6-1-1 障がい者が安心して生活できるまちづくり

6-1-2 障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実



施策の展開

- 障がい者が地域において、安全・安心かつ快適に暮らすことができるよう、道路、学校施設、公共サイン等のハード面のバリアフリー*化と合わせ、ソフト面の心のバリアフリー*を推進します。
- 災害時の避難支援に必要な情報を把握するためのチェックリストの結果を基に、個別避難計画を作成し、避難の実効性を高めます。
- 福祉避難所に必要な設備や体制を整え、総合体育館を指定福祉避難所*として指定するとともに、社会福祉施設等の協定福祉避難所の活用について引き続き検討します。

<実施する主な事業>

番号	事業名等	事業概要等	担当課
52	ちがさき障がい者支援アプリ*の運用に関する事務 (やさしいマップちがさき*) 【再掲1、6】	ちがさき障がい者支援アプリ*にバリアフリー*情報マップ「やさしいマップちがさき*」の機能を搭載し、民間店舗や公共施設の出入口やトイレ等のバリアフリー*情報を写真とともに掲載します。	障がい福祉課
53	災害時における要配慮者および避難行動要支援者支援事業	災害対策基本法に基づき作成する避難行動要支援者名簿*を、平常時から地域へ提供するとともに、事業の趣旨を丁寧に説明した上で同意を得て、名簿を活用した避難体制づくりを進めます。 また、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するため、個別避難計画の作成に向けて取り組みます。	防災対策課 障がい福祉課 高齢福祉課
54	避難対策事業	要配慮者の避難先として総合体育館を指定福祉避難所*として活用できるよう取り組みを進めます。	防災対策課 スポーツ推進課 障がい福祉課 高齢福祉課
55	バリアフリー*ビーチ事業	サザンビーチちがさき海水浴場において砂浜の移動が可能な水陸両用車いすの貸し出しや、車いすやベビーカー、歩行補助くるま等が浜辺へ降りることができるバリアフリー*マットの設置等を行います。	産業観光課
56	バリアフリー基本構想の推進事業 【再掲13】	公共交通や道路、建築物等の都市基盤や生活基盤におけるバリアフリー*化と併せて、高齢者、障がい者等の移動等の困難を自らの問題として理解し、バリアの解消を目指す心のバリアフリー*の推進に取り組みます。	都市政策課
57	NET119 緊急通報システム	音声による会話が困難な方が携帯電話やスマートフォンを利用して119番通報ができるよう、システムの維持管理と登録手続きを行います。	指令情報課

ちがさき障がい者支援アプリ



☐ やさしいお店
☐ 出入口
☐ トイレ
☐ 店舗・施設内
☐ コミュニケーション
☐ 乳幼児

目的から探す

☐ お気に入り保存済み

やさしいマップちがさき

地図 航空写真

検索結果 256 件

茅ヶ崎市役所（本庁舎）

茅ヶ崎市役所（分庁舎）

★保存

第4章

障害福祉計画に係る 成果目標及び見込み量

第4章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量

Ⅰ 障害福祉計画における成果目標

障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、「福祉施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築」、「地域生活支援の充実」といった主要な課題に対応するため、国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（以下「国の基本指針」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定しました。

なお、本章では、障害者総合支援法*第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の目標を記載します。

（Ⅰ）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、福祉施設入所者のうち、令和8年度末までに、共同生活援助*（グループホーム）や一般の住宅等に移行する入所者の成果目標を、次のように設定することが求められています。また、その際には関係機関と連携して適切な意思決定支援*が行われていることが重要とされています。

【令和8年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【本市における成果目標】

本市では、国の基本指針における考え方を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、令和8年度末における成果目標を、次のとおり設定します。

項 目	数値	考え方
地域生活への移行者数(A)	8 人	令和4年度末時点の施設入所者数の 6.0%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者数(B)	121 人	令和4年度末時点の施設入所者数を 5.0%以上削減する。

※積算方法

(A) 令和6年～令和8年度末までの地域生活移行者数

$8 \text{ 人} \div 127 \text{ 人 (令和4年度末時点の施設入所者数)} \times 6\%$

(B) 令和8年度末時点の施設入所者数

$127 \text{ 人 (令和4年度末時点の施設入所者数)} \times 5\% \div 6 \text{ 人}$

$127 \text{ 人} - 6 \text{ 人} = 121 \text{ 人}$

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

国の基本指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、保健・医療・障がい者福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム*の構築を目指し、精神障がい者の精神病床からの退院を促進することが求められています。

【令和8年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

- 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325.34 日以上とすることを基本として目標値を設定すること。
- 精神病床における 65 歳以上の1年以上長期入院患者数及び 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を設定すること。
- 精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については 84.5%以上、入院後1年時点の退院率については 91.0%以上とすることを基本として目標値を設定すること。

※上記項目の成果目標については、神奈川県にて設定します。

本市では、国の基本指針を踏まえ、精神障がい者が地域で安心して生活を送るために、医療や障がい福祉等、精神障がいと関連する分野で一体的な取組を推進する地域包括ケアシステム*の構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場（茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会）を令和3年度、令和4年度それぞれ1回ずつ実施しました。

今後についても、精神障がい者を含めたあらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築するため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がい者が抱える地域課題の解消等による地域包括ケアシステム*の構築を引き続き検討していきます。また、地域移行支援*や地域定着支援*といった障害福祉サービスを充実させること等により、精神障がい者の利用を促し、地域移行の推進に努めます。

以上を踏まえた上で、令和8年度末における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築」に関連する成果目標を次のとおりとします。

【協議の場の開催回数、及び目標設定、評価の実施回数】

項 目	数 値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（※）	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	1 回

※茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会（この傘下の実務的な協議を行う部会があります。）

【協議の場への関係者等の参加者数】

項 目	数 値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20 人
保健	3人
医療	2人
福祉	12 人
介護	1人
当事者家族等	2人

【障害福祉サービスの利用者数】

項 目	数 値
精神障がい者の地域移行支援*の利用者数	1 人
精神障がい者の地域定着支援*の利用者数	1 人
精神障がい者の共同生活援助*の利用者数	161 人
精神障がい者の自立生活援助*の利用者数	1 人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）*の利用者数	10人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障がい児・者に対する地域での生活支援を推進するために、地域生活支援拠点等*が有する機能を充実させることや、コーディネーターの配置、緊急時の連絡体制の構築、その拠点の運用状況等を検証することが求められています。

また強度行動障がい*を有する方に対し、関係機関が連携した支援体制の構築が求められています。

【令和8年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

- 各市町村において地域生活支援拠点等*を整備（複数市町村による 共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等*の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。
- 各市町村又は圏域において、強度行動障害*を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

本市では地域生活支援拠点等*のうち、安心生活支援事業にて緊急時の受け入れ等の機能を備えた拠点を令和2年度に2か所整備しました。

今後は、安心生活支援事業における緊急時の受け入れ等の機能を備えた拠点を増加させ、拠点等の機能に関する検証を実施するとともに、障がいの特性に対応できる専門的な人材不足や、体験の機会の不足等の課題等を解決するための方策を継続的に検討し、機能のさらなる充実を目指します。

強度行動障がい*を有する方とその家族への支援体制の整備、強度行動障がい*の疑いがある児童とその家族への療育を含めた支援体制の整備につきましては、関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。

以上を踏まえた上で、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数値	考え方
地域生活支援拠点等*	4か所	本市で設置している地域生活支援拠点等*を拡充
検証及び検討回数	1回	運用状況について検証及び検討を実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援*事業所等を利用して、令和8年度末までに一般就労に移行する利用者や就労後の定着支援による職場定着率等、一般就労に関する成果目標を、次のように設定することが求められています。

【令和8年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

- 福祉施設から一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援*事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- 就労移行支援*事業利用終了者に占める一般就労への移行者数の割合を5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労継続支援A型*事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上とする。
- 就労継続支援B型*事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援*事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援*事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分割以上とする。

【本市における成果目標】

本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、令和8年度末における一般就労移行者数等や就労後の定着支援による職場定着率等の成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数(A)	54人 (1.28倍増)	福祉施設から一般就労への移行実績を令和3年度実績から1.28倍以上とする。
就労移行支援*事業から一般就労への移行者数(B)	46人 (1.31倍増)	就労移行支援*事業からの一般就労移行者数を令和3年度実績から1.31倍以上とする。
就労継続支援A型*事業から一般就労への移行者数(C)	1人 (1.29倍増)	就労継続支援A型*事業からの一般就労移行者数を令和3年度実績から1.29倍以上とする。
就労継続支援B型*事業から一般就労への移行者数(D)	6人 (1.28倍増)	就労継続支援B型*事業からの一般就労移行者数を令和3年度実績から1.28倍以上とする。

就労定着支援*事業の利用者数(E)	59人 (1.41倍増)	就労定着支援*事業の利用者数を、令和3年度実績から1.41倍以上とする。
一般就労への移行者の割合が5割以上の 就労移行支援*事業所数	2か所	一般就労移行者数が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着率7割以上の 就労定着支援*事業所数	1か所	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

※積算方法

(A) 令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数

54人 $\div$ 42人(令和3年度実績) $\times$ 1.28倍

(B) 令和8年度の就労移行支援*事業から一般就労への移行者数

46人 $\div$ 35人(令和3年度実績) $\times$ 1.31倍

(C) 令和8年度の就労継続支援A型*事業から一般就労への移行者数

1人 $\div$ 0人(令和3年度実績) $\times$ 1.29倍

(D) 令和8年度の就労継続支援B型*事業から一般就労への移行者数

6人 $\div$ 5人(令和3年度実績) $\times$ 1.28倍

(E) 令和8年度の就労定着支援*事業の利用者数

59人 $\div$ 42人(令和3年度の実績) $\times$ 1.41倍

※(B)+(C)+(D)=(A)にならないのは、(A)には生活介護*・自立訓練(機能訓練)*・自立訓練(生活訓練)*から一般就労へ移行した人数も含まれるためです。

(5) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針においては、障がい者からの相談件数の増加や相談内容の多様化、専門化が進んでいること等を背景に、令和8年度末までに総合的、かつ専門的な相談支援の実施が求められるとともに、基幹相談支援センター*の設置、地域における相談支援体制の強化が実施できる体制確保、自立支援協議会*における地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が求められています。

【令和8年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

○各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置する

○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

本市では、令和5年度に基幹相談支援センター*を設置しました。

今後は基幹相談支援センター*を中心として、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行う人材育成、地域の相談機関との連携強化を図る体制の強化等を通じ、本市の相談支援体制の充実や強化を図ります。

項 目	数値
基幹相談支援センター*による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	12回
基幹相談支援センター*による地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6回
基幹相談支援センター*による地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況下において、障害者総合支援法*の基本理念を念頭に、改めて、真に必要な障害福祉サービス等の提供を実施することが望ましいと記載されており、そのために、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築が求められています。

【令和8年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

○障害者総合支援法*の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適性な運営を行っている事業所を確保すること

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加等を通じ、障害福祉サービス等の知識を深めていきます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査及び市町村審査でエラーになった内容を分析し、関係自治体と情報を共有するとともに、請求内容の誤りを防ぐために、障害福祉サービス事業所へ指導及び助言を行い、事業所の適正な運営を確保することで、障害福祉サービス等の質を向上させます。

項 目	数 値
障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用	1回
障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	1回



2 障害福祉サービス等の見込み量

令和6～8年度において必要となる障害福祉サービスの見込み量は次のとおりです。

＊障害福祉サービスの利用が支援者不足等でかなわない場合があります。その分を見込んだ量の算定は困難であるため、見えないニーズもあるということを認識しておりますが、下記の算定値は過去の実績に基づいて算定しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値がかなり少なかった時期があったことで、直近の伸び率が反映されていないサービスや、令和6年度以降の数値が令和4年度の実績値より減少した数値となっているサービスがあります。

(1) 訪問系サービス

○居宅介護＊、重度訪問介護＊、同行援護＊、行動援護＊、重度障害者等包括支援＊

【見込み量に関する考え方】

障がい特性の多様化や障がいの重度化に伴い、自宅での生活支援のニーズが拡大しています。今後、本市の人口が減少する予測となっていますが、訪問系サービスの利用量については、今後も緩やかに増加することが見込まれます。

- ・居宅介護＊については、過去の実績に加え、今後、高齢化に伴い、自宅で日常生活を送る際の支援ニーズが高まることを踏まえて、サービス量を見込みました。
- ・重度訪問介護＊については、過去の実績や重度の肢体不自由の方の動向等を踏まえてサービス量を見込みました。
- ・同行援護＊については、介護保険サービスに同等のサービスがないことから、65歳以上の方の傾向を踏まえてサービス量を見込みました。
- ・行動援護＊については、行動援護を実施している事業所が1事業所のみであることを踏まえてサービス量を見込みました。
- ・重度障害者等包括支援＊については、サービス提供事業所がないことから実績がない状況を踏まえた見込みとなっています。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護＊	3,701 時間分/月 (240 人分/月)	3,785 時間分/月 (259 人分/月)	3,827 時間分/月 (269 人分/月)	3,871 時間分/月 (280 人分/月)
重度訪問介護＊	311 時間分/月 (5 人分/月)	562 時間分/月 (6 人分/月)	755 時間分/月 (7 人分/月)	1,015 時間分/月 (8 人分/月)
同行援護＊	437 時間分/月 (35 人分/月)	430 時間分/月 (34 人分/月)	426 時間分/月 (34 人分/月)	422 時間分/月 (34 人分/月)
行動援護＊	38 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)
重度障害者等 包括支援＊	0時間分/月 (0人分/月)	0時間分/月 (0人分/月)	0時間分/月 (0人分/月)	0時間分/月 (0人分/月)
合 計	4,170 時間分/月 (359 人分/月)	5,363 時間分/月 (357 人分/月)	5,538 時間分/月 (368 人分/月)	5,713 時間分/月 (379 人分/月)

(※) 令和4年度は実績値です。令和6～8年度は本計画に基づく見込み値です。また、「人分/月」は月間の利用人数、「時間分/月」は月間の利用人数×1人あたりの平均利用時間を示しています。(以下同様)

(2) 日中活動系サービス

○生活介護*

【見込み量に関する考え方】

生活介護*については、過去の実績に加え、特別支援学校の卒業生及び新規利用者等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護*	8,082 人日分/月 (419 人分/月)	8,135 人日分/月 (422 人分/月)	8,162 人日分/月 (423 人分/月)	8,189 人日分/月 (425 人分/月)

(※)「人日分/月」は月間の利用人数×1人あたりの平均利用日数を示しています。(以下同様)

○自立訓練(機能訓練)*、自立訓練(生活訓練)*

【見込み量に関する考え方】

自立訓練(機能訓練)*、自立訓練(生活訓練)*については、過去の実績に加え、特別支援学校の卒業生及び新規利用者、加齢児の地域生活移行を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)*	62 人日分/月 (3人分/月)	70 人日分/月 (3人分/月)	70 人日分/月 (3人分/月)	70 人日分/月 (3人分/月)
自立訓練 (生活訓練)*	202 人日分/月 (14 人分/月)	220 人日分/月 (15 人分/月)	220 人日分/月 (15 人分/月)	220 人日分/月 (15 人分/月)

(※) 自立訓練(機能訓練)*の令和4年度実績については、年間の利用人数が3名だったため、月平均に換算すると、利用人数は0人となります。

○就労移行支援*

【見込み量に関する考え方】

就労移行支援*については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに徐々に増加していくと考え、過去の実績に加え、特別支援学校の卒業生及び新規利用者を考慮するとともに、市内企業の障害者雇用*の状況や一般就労へ移行する人、本サービスの支給期間(原則2年間)終了後に就労継続支援*へ移行する人の動向を踏まえて、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援*	1,360 人日分/月 (78 人分/月)	1,365 人日分/月 (78 人分/月)	1,367 人日分/月 (78 人分/月)	1,370 人日分/月 (78 人分/月)

○就労継続支援（A 型）*、就労継続支援（B 型）*

【見込み量に関する考え方】

就労継続支援（A 型）*及び就労継続支援（B 型）*については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに徐々に増加していくと考え、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)*	605 人日分/月 (35 人分/月)	627 人日分/月 (36 人分/月)	638 人日分/月 (37 人分/月)	650 人日分/月 (37 人分/月)
就労継続支援 (B型)*	5,384 人日分/月 (339 人分/月)	6,112 人日分/月 (385 人分/月)	6,513 人日分/月 (411 人分/月)	6,939 人日分/月 (438 人分/月)

○就労定着支援*

【見込み量に関する考え方】

就労定着支援*については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに徐々に増加していくと考え、過去の実績に加え、福祉施設から一般就労への移行者数等（78 ページ）を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援*	47 人分/月	60 人分/月	68 人分/月	78 人分/月

○就労選択支援*

【見込み量に関する考え方】

就労選択支援*は障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援するサービスです。令和6年度以降3年以内に新設される制度のため、過去実績がありませんが、就労定着支援*や就労移行支援*の見込みからニーズはあるとし、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援*	—	—	221 人分/月 (13人分/月)	255 人日分/月 (15 人分/月)

○療養介護*

【見込み量に関する考え方】

療養介護*については、過去の実績に加え、18 歳未満の重症心身障がい* 児施設に入所している人の動向を考慮し、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護*	21 人分/月	23 人分/月	23 人分/月	24 人分/月

○短期入所*

【見込み量に関する考え方】

短期入所* (福祉型)、短期入所* (医療型) については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に減少しておりますが、アンケート調査やヒアリング調査の結果から、障がい者を支援する家族の一時的な休息や、急病等による緊急時の利用として、当サービスへの利用ニーズは高いことがうかがえます。こうしたニーズや過去の実績を考慮した上で、新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに徐々に増加していくと考え、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所* (福祉型)	249 人日分/月 (48 人分/月)	278 人日分/月 (56 人分/月)	294 人日分/月 (60 人分/月)	311 人日分/月 (64 人分/月)
短期入所* (医療型)	11 人日分/月 (2 人分/月)	20 人日分/月 (3 人分/月)	27 人日分/月 (3 人分/月)	36 人日分/月 (4 人分/月)
短期入所計	260 人日分/月 (50 人分/月)	298 人日分/月 (59 人分/月)	321 人日分/月 (63 人分/月)	347 人日分/月 (68 人分/月)

(3) 居住系サービス、地域生活支援拠点等*

○自立生活援助*

【見込み量に関する考え方】

令和4年度現在、市内に当該サービスを提供する事業所がありませんが、福祉施設の入所者の地域生活への移行者数(75 ページ)等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助*	0人分/月	2人分/月	2人分/月	2人分/月

○共同生活援助*

【見込み量に関する考え方】

共同生活援助*については、障がい者が自立を目指して地域で生活を行う際の住まいの場として重要な役割を担っており、こうしたサービスの重要性やニーズの増加に伴い、毎年グループホームが複数個所新設されています。今後についても、こうした状況や過去の利用実績、グループホームの設置状況、利用ニーズの掘り起こし等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助*	251 人分/月	301 人分/月	330 人分/月	361 人分/月

○施設入所支援*

【見込み量に関する考え方】

施設入所支援*は過去の実績を踏まえた上で、加齢児や新規利用者の動向、施設入所支援*から共同生活援助*、一般住宅等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援*	127 人分/月	121 人分/月	118 人分/月	115 人分/月

○地域生活支援拠点等*

【見込み量に関する考え方】

地域生活支援拠点等*は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、令和2年度に2か所設置しました。(安心生活支援事業)

地域生活支援拠点等*を増やし、居住支援のための機能を充実させるとともに、定期的な検証を年1回実施するように見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置個所数	2か所	2か所	3か所	4か所
検証回数	0回	1回	1回	1回

(4) 相談支援サービス

○計画相談支援*、地域移行支援*、地域定着支援*

【見込み量に関する考え方】

障害福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画* を策定することが制度上義務づけられています。（相談支援事業所の相談支援専門員*による作成（計画相談支援）を基本にしつつ、ご自身で作成（セルフプラン）することも可能です。）

計画相談支援*については、相談支援専門員*が不足している等の課題もありますが、指定特定相談支援事業所*は増加しております。セルフプランを両立せざるを得ない状況もありますが、現在のサービスを利用している障がい者数の動向や相談支援事業所の計画作成の状況、セルフプラン率等を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、モニタリングを含めた延べ人数でサービス量を見込みました。

地域移行支援*や地域定着支援*については、入所施設や病院から地域生活へ移行する人の動向や過去の実績を考慮し、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援*	1,297 人分/年	1,446 人分/年	1,527 人分/年	1,613 人分/年
地域移行支援*	1 人分/年	1 人分/年	1 人分/年	1 人分/年
地域定着支援*	0 人分/年	0 人分/年	1 人分/年	2 人分/年

(※)「人分/年」は年間の利用人数を示しています。

(5) 障害福祉サービスの見込み量確保のための方策

○訪問系サービスでは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、障がい特性によって異なるニーズに応えることのできる一元的なサービス提供が求められます。必要なサービス量を確保していくとともに、ヘルパーの確保及び育成等に関する支援に取り組み、訪問系サービスの質と量の確保についての検討を進めていきます。【関連：第3章 1-4『育てる』】

○日中活動系サービスについては、障がい者が日々の生活を充実したものにするための重要な社会参加の場です。新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのように通所できない状況もありましたが、新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに増加していく見込みであり、今後も安心して通所できる場所の確保に努めます。【関連：第3章 3-2『生活する・利用する』】

○居住系サービスにおいて、特に共同生活援助（グループホーム）* については障がい者が地域の中で自立した生活を送るために欠かすことができないサービスとなっています。グループホーム*は増加傾向にありますが、より多様なニーズに対応したグループホームの設置を促進するとともに、利用者負担の軽減を実施し、利用しやすいサービスになるよう取り組みます。【関連：第3章 3-1『住まう』】

○相談支援サービスについては、多様化・専門化した相談への対応や、相談支援専門員* の担い手の不足等により、計画相談を希望する全ての方が当該サービスを利用できる状況にはありません。相談支援事業所は増加しており、このような状況をふまえ、基幹相談支援センター*との連携を図りながら、相談支援体制の見直しを行うとともに、相談支援専門員* の量及び質の確保に向けて取り組みます。【関連：第3章 1-2『相談する』、1-4『育てる』】

3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。事業については、すべての市町村が行わなければならない必須事業と、各市町村の判断により実施する任意事業があります。

(1) 必須事業

○理解促進研修・啓発事業

【見込み量に関する考え方】

理解促進研修・啓発事業は、事業者や地域住民を対象とした障がい者等に関する理解を深める研修・啓発を通じて、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、年間を通して事業が実施できるように見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民や事業者に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業	7回/年	7回/年	7回/年	7回/年

○自発的活動支援事業

【見込み量に関する考え方】

自発的活動支援事業は、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の住民等が行う地域内でのボランティア活動や社会活動、障がい者の孤立防止活動等の自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、多くの障がい者やその家族、地域住民等が本事業に関わることができるよう、本事業を実施する事業所数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業 実施事業所数	3か所	3か所	3か所	3か所

○相談支援事業

【見込み量に関する考え方】

相談支援事業は、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護* のために必要な支援を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めるように実施する事業であり、市内4か所の相談支援事業所で実施しています。

本市では、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを実施する等、相談支援機能を強化してきました。また、ネットワーク構築のために自立支援協議会*の各分会の事務局を担い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の

開発・改善等を推進してきました。今後は基幹相談支援センター*とも連携し、さらなる相談支援機能の強化をめざします。本計画においても、障がい者やその家族等の多様かつ複雑化する相談ニーズに対応できるよう、本事業を実施する事業所数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 実施事業所数	4か所	4か所	4か所	4か所

なお、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)は、一般住宅への入居にあたり支援が必要な障がい者に対し、入居支援や居住支援のためのサポート体制の調整を行う事業です。障がい者が地域で安心して生活ができるように、相談支援事業と連携し、検討してまいります。

○成年後見制度*利用支援事業

【見込み量に関する考え方】

成年後見制度*利用支援事業は、成年後見制度*の利用が有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護*を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、障がい者の権利擁護*が図られるよう、過去の実績を踏まえた上で、成年後見制度*に対するニーズ等を考慮し、市長申立て*件数および後見人等の報酬助成件数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立て*件数	2件	5件	5件	5件
後見人等の報酬助成件数	6件	9件	12件	15件

○成年後見制度*法人後見支援事業

【見込み量に関する考え方】

成年後見制度*法人後見支援事業は、成年後見制度*における後見等の業務を適正に実施できる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人*の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利を擁護することを目的に実施する事業です。

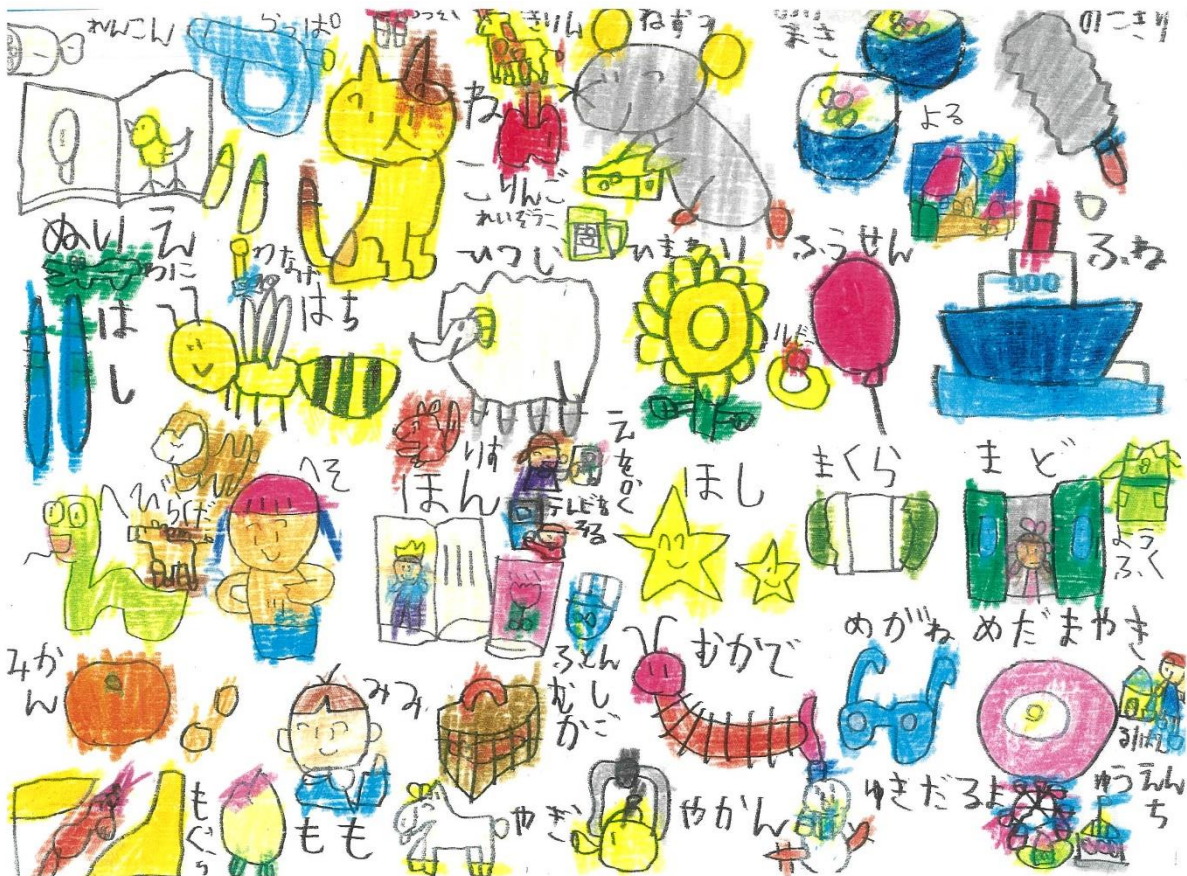
本計画においても、今後求められる市民後見人*の活用を含めた法人後見を推進することを踏まえ、本市における実情を考慮し、本事業を実施する団体数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法人後見実施団体数	2団体	2団体	2団体	2団体

【見込み量に関する考え方】

本市では、必要に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣や障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置等、障がい者の意思疎通が円滑にできるように取り組んできました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者の 派遣回数	258 回	275 回	283 回	292 回
手話通訳者設置事業の 設置者数	1人/日	1人/日	1人/日	1人/日



○手話奉仕員養成研修事業

【見込み量に関する考え方】

手話奉仕員養成研修事業は、日常生活を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成することを通じて、意思疎通が難しい障がい者等が自立して日常生活又は社会生活を送れることを目的に実施する事業です。

本市では、平成30年度より本事業を実施しており、本市における実情を考慮し、手話奉仕員養成講座の修了者数を見込みました。また、令和4年度からは手話通訳ステップアップ研修も実施し、さらなる手話通訳者の養成を促進しています。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座の 修了者数	20人	20人	20人	20人

○日常生活用具給付等事業

【見込み量に関する考え方】

日常生活用具給付等事業は、障がい者等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的に実施する事業です。

本計画においても、日常生活の便宜が図られるよう、過去の実績を踏まえた上で、本市の実情を考慮し、種類ごとに給付件数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具*	22件	26件	26件	26件
自立生活支援用具*	31件	35件	35件	35件
在宅療養費支援用具*	27件	25件	25件	25件
情報意思疎通支援用具*	34件	39件	39件	39件
排泄管理支援用具*	862件	882件	882件	882件
住宅改修費	5件	5件	5件	5件

○移動支援*事業

【見込み量に関する考え方】

移動支援*事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を通じ、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施する事業です。本事業は、主に令和2年度からの新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響を受ける以前の平成31年より利用件数が減少しております。しかしながら、ヘルパー不足等の減少要因は依然あるものの、新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに再び外出支援に対するニーズが高くなると見込みがあり、そのあり方を検討し、課題解決に努めるとともに、障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を図っていきます。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、利用件数及び利用見込み時間数は徐々に増加していくと見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援*事業 (利用件数)	2,691 件/年	2,756 件/年	2,822 件/年	2,959 件/年
移動支援*事業 (利用見込み時間数)	26,899 時間/年	29,350 時間/年	30,658 時間/年	32,024 時間/年

○地域活動支援センター*

【見込み量に関する考え方】

地域活動支援センター*は、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、障がい者に対する地域生活支援の促進を図るため、本市における実情を考慮し、地域活動支援センター*数及び1日あたりの利用者数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター* (Ⅰ型)	1か所	1か所	1か所	1か所
地域活動支援センター* (Ⅲ型)	7か所 (71人)	7か所 (75人)	7か所 (75人)	7か所 (75人)

(2) 任意事業

○福祉ホーム

【見込み量に関する考え方】

福祉ホームは、住居を求めている障がい者に対して、低料金で居室やその他設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的に実施する事業です。ただし、対象者や入居期間が限られているため、現在は県内数か所の法人のみで提供されています。

本計画においても、障がい者の地域生活を支援するため、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、利用者数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	1人	1人	1人

○訪問入浴サービス

【見込み量に関する考え方】

訪問入浴サービスは、身体障がい者が安心して日常生活を送ることができるよう、居宅訪問により入浴サービスを提供することで、身体障がい者の身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、重度の障がい者の動向を考慮し、利用者数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	29人	32人	34人	36人

○生活訓練等

【見込み量に関する考え方】

生活訓練等は、障がい者が日常生活を円滑に送れるよう、必要な訓練や指導等を行うことを目的に実施する事業です。

本計画においては、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、実施事業所数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	0か所	1か所	1か所	1か所

○日中一時支援*事業

【見込み量に関する考え方】

日中一時支援*事業は、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族のレスパイトケア*を目的に実施する事業です。新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや、生活介護*等の他の日中活動系サービスの利用増加により、本事業の利用件数は減少傾向にあります。その一方で、近年、事業所数は横ばい傾向ですが、ヒアリング等では本事業に対して、一定の潜在的なニーズも見られます。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、利用件数(延べ)を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(延べ)	2,137 件/年	2,278 件/年	2,351 件/年	2,427 件/年

○巡回支援専門員整備

【見込み量に関する考え方】

巡回支援専門員整備は、発達障がい*等に関する知識を有する専門員が保育所や幼稚園等を巡回し、施設職員や保護者に対して、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、障がい者が「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図ることを目的とする事業です。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、利用回数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	93 回	95 回	95 回	95 回

○社会参加促進事業

【見込み量に関する考え方】

地域の要望に応じて、本市が独自に実施している社会参加促進のための事業については、過去の実績等を踏まえた上で、点字・声の広報等の発行回数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等の発行	24 回	24 回	24 回	24 回

○障害者虐待防止対策支援事業

【見込み量に関する考え方】

障害者虐待防止対策支援事業は、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施しています。本計画においても、引き続き、連携協力体制の整備や障がい者虐待防止・権利擁護*に関する研修の実施、普及啓発を推進します。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者虐待防止に関する 普及啓発実施回数	4回	4回	4回	4回

(3) 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

<必須事業>

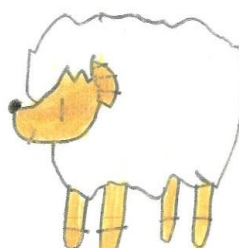
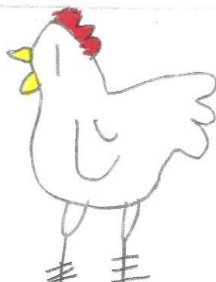
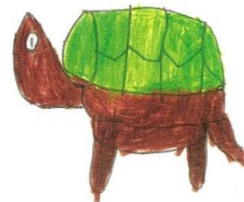
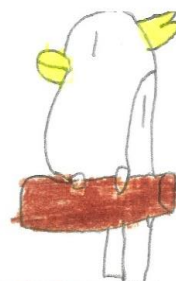
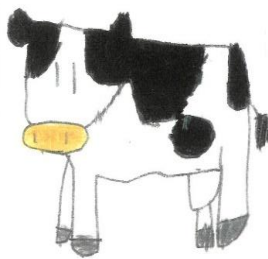
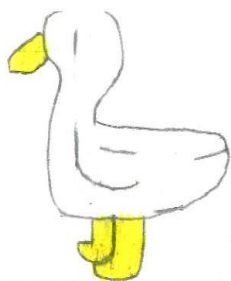
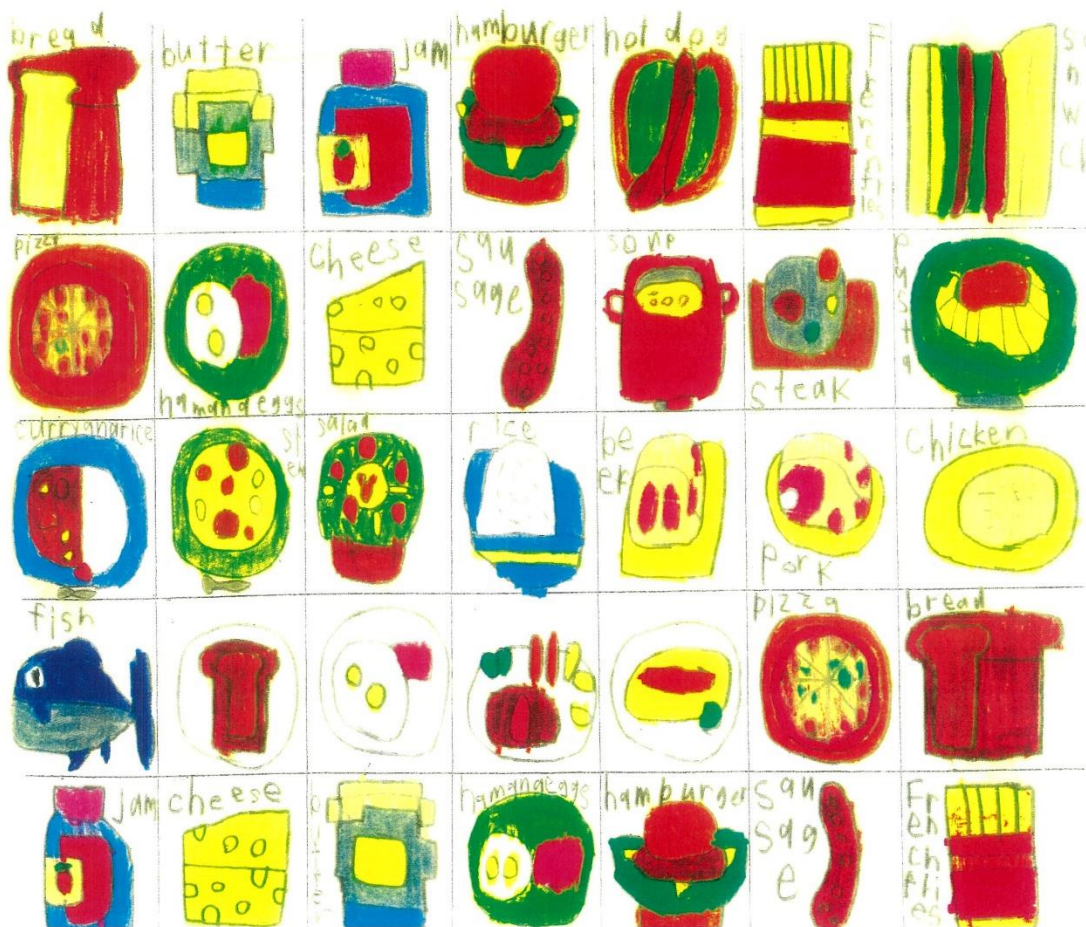
- 理解促進研修・啓発事業においては、障害者差別解消法*の改正で事業者にも合理的配慮*の提供が義務化されることもあり、障がい者に対する偏見や差別を解消し、障がいがある方もない方も安心して地域で暮らせる社会を実現できるよう、理解促進及び啓発に関する事業を推進します。【関連：第3章 1-3『理解を深める』、3-3『人権を守る』】
- 相談支援事業については、障がい者やその家族等の多様かつ複雑化する相談ニーズに対応できるよう、基幹相談支援センター*を中心とした相談支援ネットワーク及びバックアップ体制を構築し、地域における相談支援体制の強化を推進します。【関連：第3章 1-2『相談する』】
- 成年後見制度*利用支援事業及び成年後見制度*法人後見支援事業については、障がい者の権利擁護*に向けて、「第1期成年後見制度*利用促進基本計画」と連携して、取組を推進します。【関連：第3章 3-3『人権を守る』】
- 意思疎通支援事業については、意思疎通が困難な方には必要、かつ重要な事業です。今後も、社会のDX*化に対応するよう遠隔手話通訳サービス*や手話通訳者・要約筆記者を派遣し、必要な情報の入手や、自分の意思伝達の支援を行う等の事業を推進します。【関連：第3章 1-1『知る』】
- 日常生活用具給付等事業については、障がい者が在宅で快適な日常生活を送ることができるよう、今後も安定的な給付を目指します。【関連：第3章 3-2『生活する・利用する』】
- 手話奉仕員養成研修事業については、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成、またステップアップのための講座開催等により市の登録手話通訳者として活躍される方の育成に取り組みます。【関連：第3章 1-1『知る』】
- 移動支援*事業については、日常生活をより豊かにするための外出時の介助支援等を行い、引き続き障がい者の余暇活動の支援等を推進します。【関連：第3章 4-2『社会参加・楽しむ』】

<任意事業>

- 日中一時支援*事業については、日中活動系サービス等の終了後や休日等における、介護者の負担軽減や就労支援等のため、今後も継続的に実施します。【関連：第3章 3-2『生活する・利用する』】
- 巡回支援専門員整備事業については、障がいの早期発見、早期対応に加え、特性のある子どもを1つの関係機関だけで抱え込むことなく、機関連携を行い、インクルーシブ(包括的)な支援を推進します。【関連：第3章 3-2『生活する・利用する』】
- 障害者虐待防止対策支援事業においては、理解促進研修・啓発事業とともに、連携協力体制の整備や障がい者虐待防止・権利擁護*に関する研修を実施し、普及啓発に努めます。【関連：第3章 3-3『人権を守る』】

これらの事業を中心に、本市の実情を踏まえ、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、継続的な実施に取り組めます。





第5章

障害児福祉計画に係る 成果目標及び見込み量

第5章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量

Ⅰ 障害児福祉計画における成果目標

障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障がい*児、及び医療的ケア*児等への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。

なお、本章では、児童福祉法*の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の目標を記載します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター*の設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築について、次の成果目標が求められています。

【令和8年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

- 各市町村に少なくとも1カ所以上の児童発達支援センター*を設置すること。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センター*や地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援*等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。

本市では、児童発達支援センター*が2カ所設置され、これらの児童発達支援センター*で、保育所等訪問支援*及び障害児相談支援*を実施しています。児童発達支援センター*は、地域内の支援機能を強化し、地域社会への参加やインクルーシブ（包括的）な地域社会の構築を推進するための中核的な支援機関として非常に重要な役割を担うこととされています。

今後、児童発達支援センター*を地域の障がい児支援に対する中核的な拠点として位置づけ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討していきます。

(2) 主に重症心身障害*児を支援する児童発達支援*事業所及び放課後等デイサービス*事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい*児の支援体制について、次の成果目標が求められています。

【令和8年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

- 主に重症心身障害*児を支援する児童発達支援*事業所及び放課後等デイサービス*事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。

本市では、重症心身障がい*児を対象とした児童発達支援*事業所および放課後等デイサービス*事業所がそれぞれ複数箇所設置されております。今後についても、市内のニーズの状況を把握し、本市と事業所との連携を強化して重症心身障がい*児の支援の充実を図っていきます。

(3) 医療的ケア*児等支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア*児等に対する支援体制について、次の成果目標が求められています。

【令和8年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

○各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

本市においては、これまで自立支援協議会*において医療的ケア*児等に関する協議を進めてきました。また、湘南東部障害保健福祉圏域においては、重度障がい者等の医療的ケア*に関する連絡会において、定期的に協議が進められています。

これらの協議の場を活用し、引き続き医療的ケア*児等が適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。

(4) 医療的ケア*児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア*児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア*児等が関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することが必要とされています。

【令和8年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

○各都道府県及び各市町村において、医療的ケア*児等に関するコーディネーターを配置すること。

本市においては、神奈川県や湘南東部障害保健福祉圏域内の関係機関等と連携しながら、医療的ケア*児等に関する課題を抽出し、関連分野の支援を検討するため、医療的ケア*児等コーディネーターの配置を進めます。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア*児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	5人	5人	5人

2 障害児通所支援等の見込み量

令和6～8年度において必要となる障害児通所支援等の見込み量は次のとおりです。

(1) 障害児通所支援

○児童発達支援*、居宅訪問型児童発達支援*、放課後等デイサービス*、保育所等訪問支援*

【見込み量に関する考え方】

- ・児童発達支援*については、過去の実績に加えて、未就学の障がい児の人数や今後の障がいの早期発見等を考慮して、サービス量を見込みました。なお、近年は、手帳を所持していない児童の利用も増加しています。
- ・居宅訪問型児童発達支援*は、外出することが非常に困難な重症心身障がい*児等の重度の障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行うサービスです。現状においては、市内に本サービスを提供する事業者がないこと等から利用実績はありませんが、重症心身障がい* 児数の動向を踏まえた上で、見込みました。
- ・放課後等デイサービス*については、過去の実績に加えて、サービス事業所が急増している現状及び、就学期の障がい児の人数等の動向等を踏まえた上でサービス量を見込みました。
- ・保育所等訪問支援*については、過去の実績に加えて、保育園や幼稚園、特別支援学校等の設置状況等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援*	2,089 人日分/月 (265 人分/月)	2,301 人日分/月 (294 人分/月)	2,415 人日分/月 (311 人分/月)	2,535 人日分/月 (327 人分/月)
居宅訪問型 児童発達支援*	0人日分/月 (0人分/月)	4人日分/月 (1人分/月)	8人日分/月 (2人分/月)	8人日分/月 (2人分/月)
放課後等 デイサービス*	5,278 人日分/月 (512 人分/月)	6,156 人日分/月 (621 人分/月)	6,649 人日分/月 (684 人分/月)	7,181 人日分/月 (753 人分/月)
保育所等 訪問支援*	18 人日分/月 (15 人分/月)	24 人日分/月 (16 人分/月)	28 人日分/月 (18 人分/月)	32 人日分/月 (20 人分/月)

(※) 令和4年度は実績値です。令和6～8年度は本計画に基づく見込み値です。また、「人分/月」は月間の利用人数、「人日分/月」は月間の利用人数×1人あたりの平均利用日数を示しています。(以下同様)

(2) 障害児相談支援*

【見込み量に関する考え方】

障害児相談支援*は、障害児通所支援を利用する障がい児に対して、「障害児相談支援*事業者」の指定を受けた事業者の相談支援専門員*が、障害児通所支援サービスの計画を作成する事業です。

障害児通所支援を利用している障がい児数の動向、相談支援専門員*数等が不足している等の課題もありますが、指定障害児相談支援*事業所は増加しております。セルフプランを両立せざるを得ない状況もありますが、現在のサービスを利用している障がい児数の動向や相談支援事業所の計画作成の状況、セルフプラン率等を踏まえた上でモニタリングを含めた延べ人数を見込みました。

区 分	令和4年度 (参考)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援*	229 人分/年	255 人分/年	270 人分/年	285 人分/年

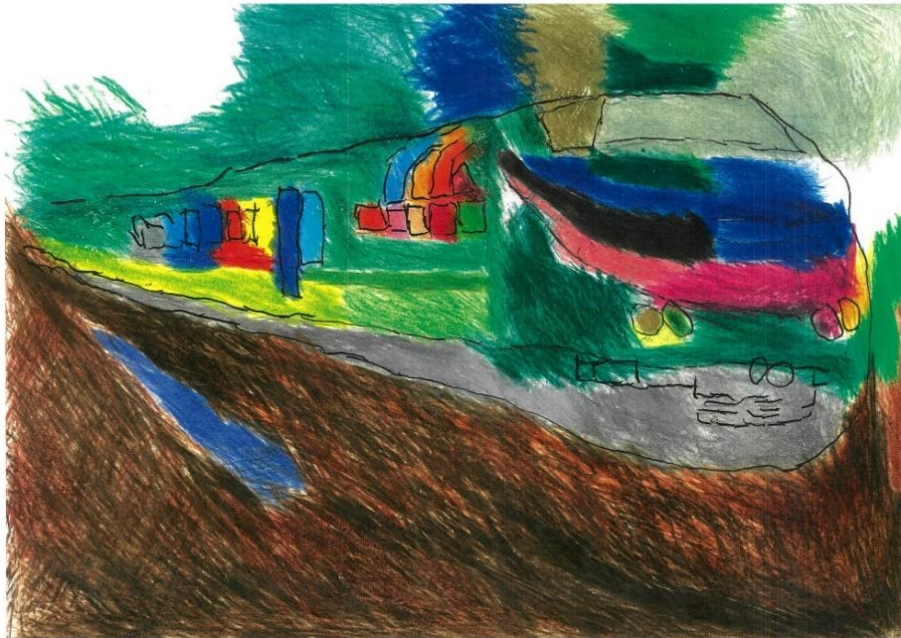
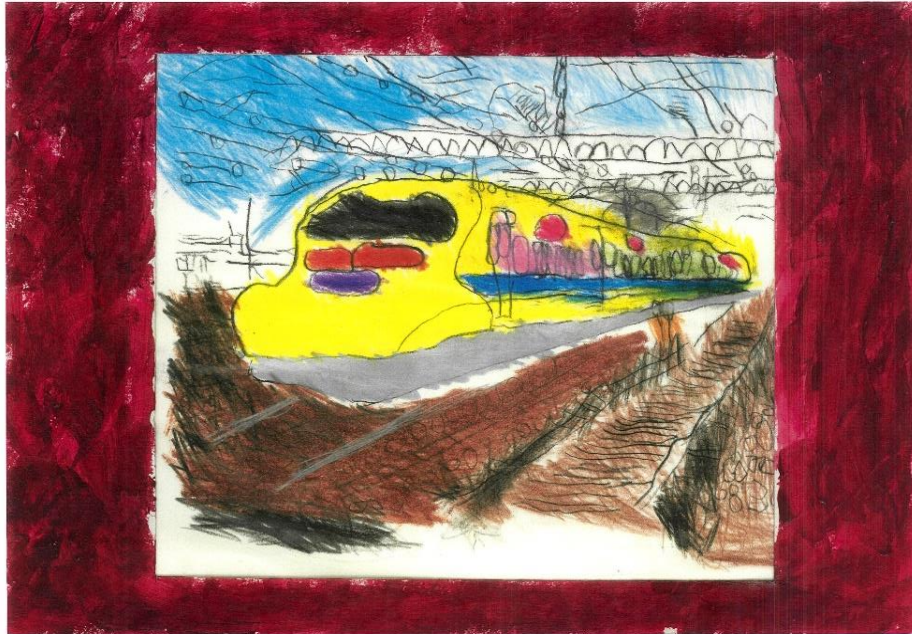
(※)「人分/年」は年間の利用人数を示しています。

(3) 障害児通所支援の見込み量確保のための方策

○障害児通所支援は、保護者からの利用ニーズが多く、療育手帳*の取得の増加に加え、発達の遅れの早期発見等により障がい児が増加しているため、引き続き利用量の増加を見込んでいます。市内の障害児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にあり、各事業所によるサービス内容等も多種多様で、サービスの質を担保するための取組が引き続き求められています。そのため、事業所への研修や事例検討会等を通じて、市内の障害児通所支援事業所と連携し、質と量の確保を図ります。【関連：第3章 1-4『育てる』】

○障害児相談支援*は、障害児通所支援利用者が増加傾向にあり、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれますが、その一方で相談支援事業所や相談支援専門員*等の不足が課題となっています。障がい児の家族を取り巻く課題も多様化・複雑化が進んでおり、このような状況を踏まえて、基幹相談支援センター*を中心として相談員の質・量の充実にに向けた取組や、相談支援体制の充実を図ります。【関連：第3章 1-2『相談する』、1-4『育てる』】





第6章

本計画の推進

第6章 本計画の推進

Ⅰ 本計画の推進体制

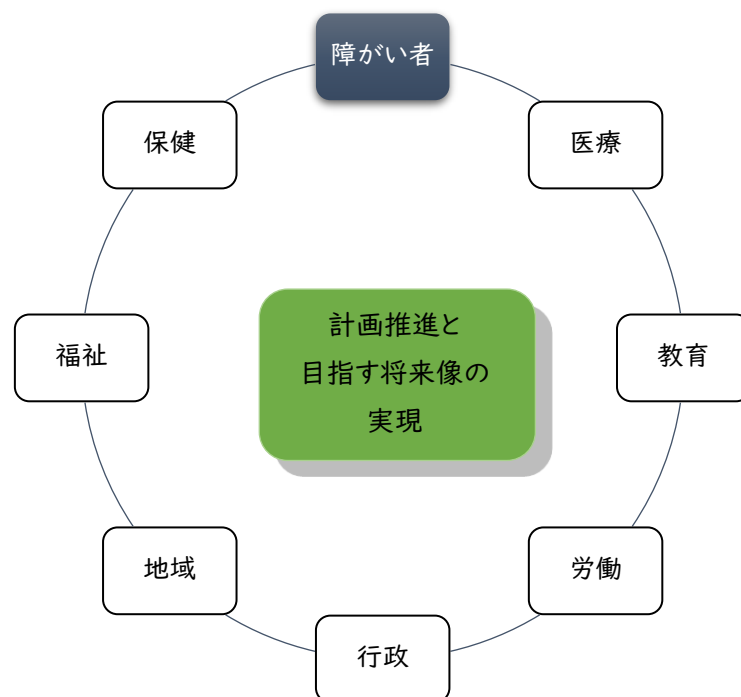
本計画を推進するためには、障がい者やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の様々な関係者が本計画の中で掲げた目標を共有し、目標達成に向けて連携することが重要になります。また、関係者が進捗状況を確認し、お互いに議論・検討した上で、工夫・改善を積み重ね、着実に実行する体制の整備が必要です。

そのため、本市では、本計画を推進するとともに、その実施状況を評価する体制として、公募市民、学識経験者、障がい者団体、福祉関係者、行政関係機関、自立支援協議会*の代表者で構成される「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」を設置します。推進委員会では、本計画に定める事項について、取組状況の評価、検討を行い、必要に応じて計画の見直し等、計画の効果を高めるための対策を講じていきます。

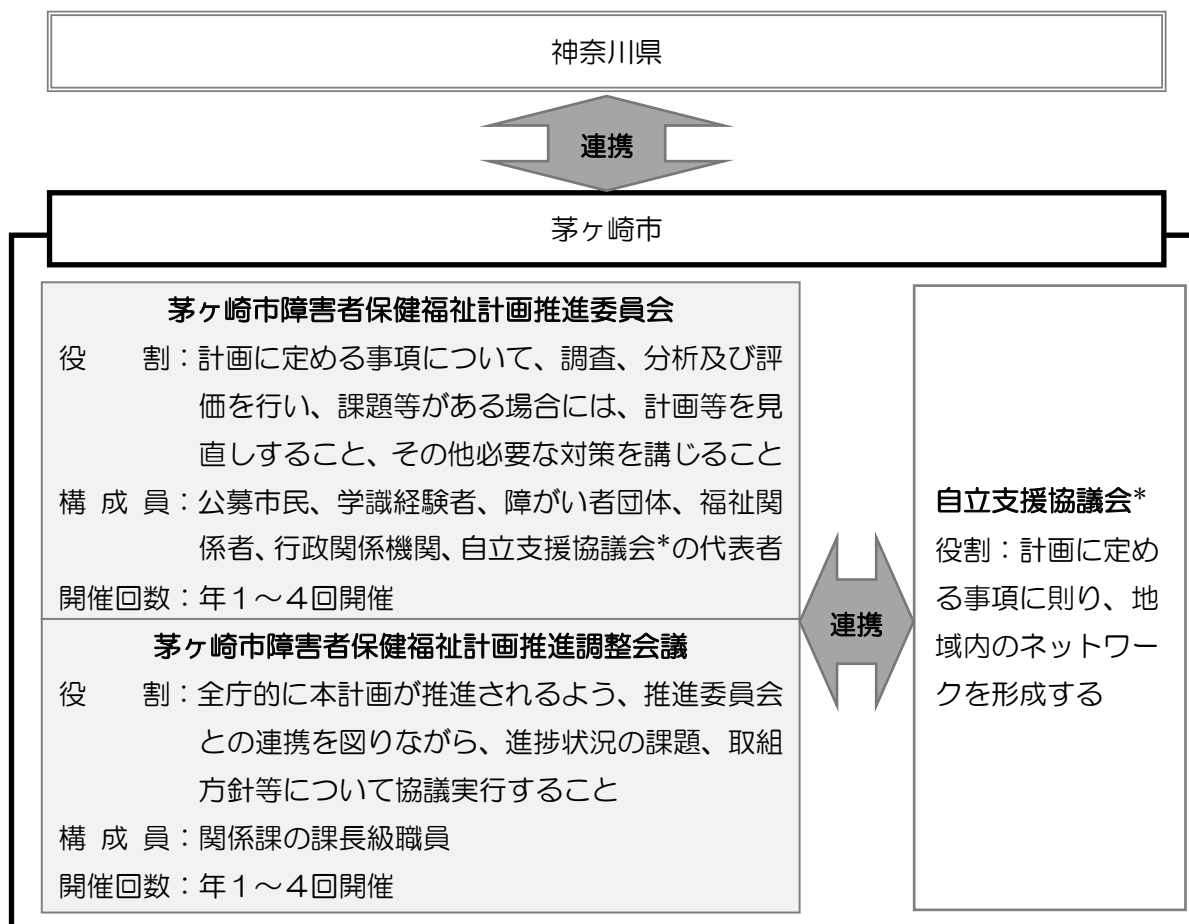
また、庁内においては、障がい分野関係の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議」（以下「推進調整会議」という。）を設置し、各課の連携のもと、全庁的に本計画が推進されるよう、推進委員会と一体となって、進捗状況の課題、取組方針等について協議していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、自立支援協議会*や神奈川県との連携を図ります。

図表 46 多様な主体間の協働* による計画の推進



図表 47 計画の推進体制



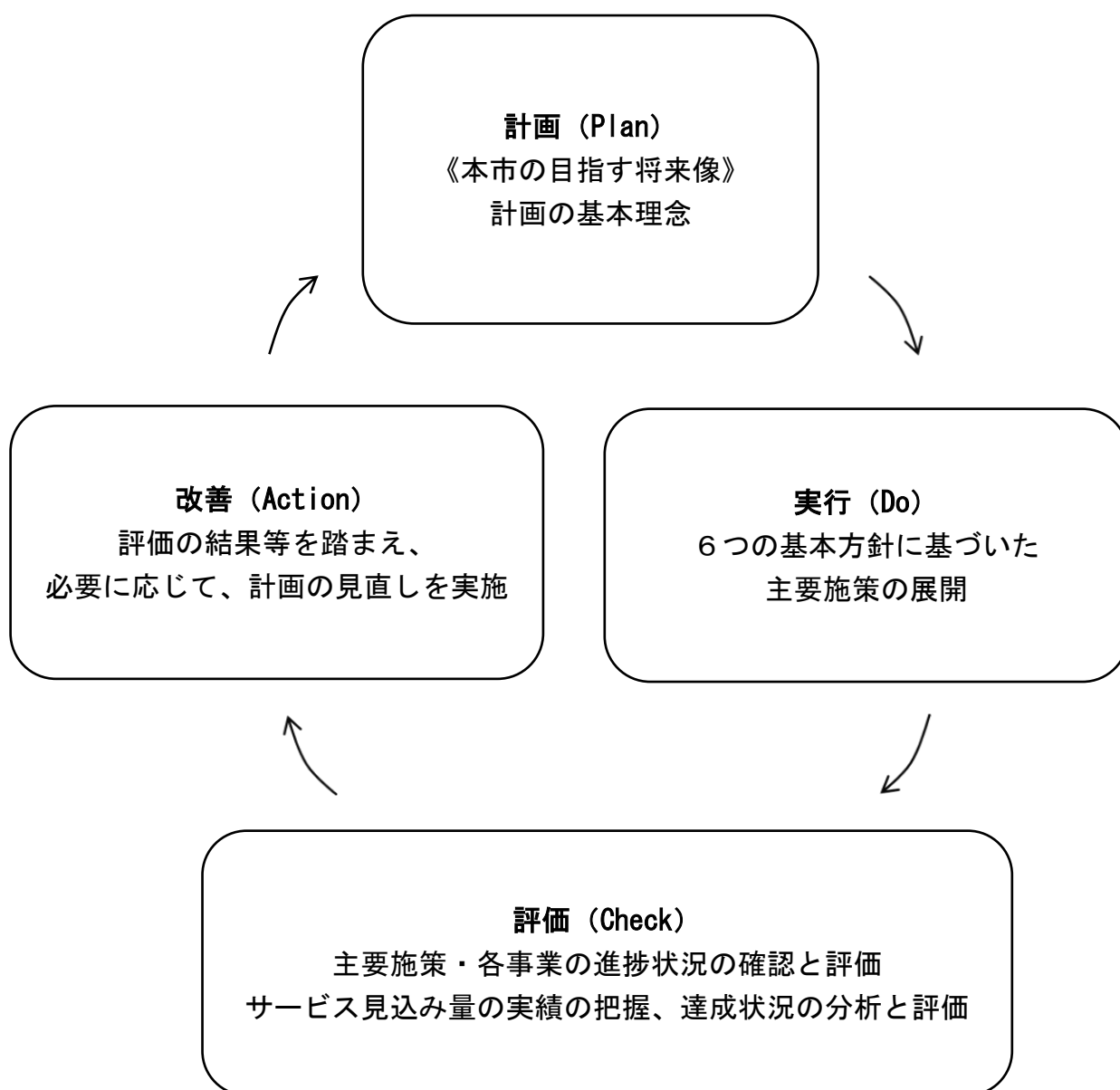
2 本計画の進捗管理

本計画については、各年度において、事業の進捗状況等を管理し、結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取組を確認します。

また、進捗状況の管理の過程にあたっては、PDCA サイクル* に基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

なお、各年度の事業の進捗状況については、市ホームページで公表し、様々な方が確認できるように努めます。

図表 48 本計画の進捗を管理するためのプロセス



資料編

資料編

Ⅰ 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会

(Ⅰ) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則

平成 16 年 3 月 26 日

規則第 19 号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号)に基づき設置された茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 27 号)

この規則は、平成 27 年7月1日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 38 号)

この規則は、平成 28 年7月1日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 8 号)

この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

(2) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会委員名簿

	氏 名	所属団体等	選出区分
	てらだ せいじ 寺田 青児	市民公募委員	市民
	はた みやこ 畑 美弥子	市民公募委員	市民
	たかまる やい子 高丸 やい子	茅ヶ崎市身体障害者福祉協会の代表者	福祉団体の代表者
○	たきい まさこ 瀧井 正子	茅ヶ崎手をつなぐ育成会の代表者	福祉団体の代表者
	むらこし けんじ(※1) 村越 健二	茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会の代表者	福祉団体の代表者
	こてら けいこ(※2) 小寺 恵子		
	みなと りか 湊 里香	茅ヶ崎市聴覚障害者協会の代表者	福祉団体の代表者
	うえすぎ けいこ 上杉 桂子	茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会の代表者	福祉団体の代表者
	やまもと けいいち 山本 恵一	茅ヶ崎市地域作業所連絡会の代表者	福祉団体の代表者
	まかべ あきら(※3) 眞壁 章	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者	福祉団体の代表者
	やまだ つねひさ(※4) 山田 恒久		
	わたなべ たもつ 渡邊 多茂夫	茅ヶ崎ボランティア連絡会の代表者	福祉団体の代表者
	すずき だいすけ 鈴木 大輔	茅ヶ崎市障害者施設連絡会の代表者	福祉団体の代表者
	まつなが とおる(※5) 松永 徹	茅ヶ崎市自立支援協議会*の代表者	福祉団体の代表者
	しばた かついち(※6) 柴田 勝一		
◎	まつい のぶお 松為 信雄	東京通信大学教授	学識経験者
	さとう よし江(※7) 佐藤 よし江	神奈川県中央児童相談所の職員	関係行政機関の職員
	えさし よしこ(※8) 江指 義子		

さかと ひろこ 坂戸 博子(※9)	神奈川県立茅ヶ崎支援学校の職員	関係行政機関の職員
いお たなおみ 伊牟田直美(※10)		
のげ みほ 野毛 美穂(※11)		
かとう えり 加藤 絵里(※12)	茅ヶ崎市社会福祉協議会*の職員	関係行政機関の職員
ほそや まこと 細谷 誠(※11)		
たなか ゆきこ 田中 有希子	障害者生活支援センターの職員	関係行政機関の職員
やすだ のりこ 安田 のり子	生活相談室とれいんの職員	関係行政機関の職員
ゆずりはら あつし 譲原 充司	相談支援センターつみきの職員	関係行政機関の職員
せがわ なおと 瀬川 直人(※13)	地域生活支援センター元町の家職員の職員	関係行政機関の職員
たけうち ともひろ 竹内 智洋(※14)		

(※1) 令和3年12月 1日まで
 (※2) 令和4年 2月21日から
 (※3) 令和4年11月30日まで
 (※4) 令和4年12月 1日から
 (※5) 令和4年 3月31日まで
 (※6) 令和4年 7月28日から
 (※7) 令和4年10月 4日まで
 (※8) 令和4年10月 5日から
 (※9) 令和3年 7月30日まで
 (※10) 令和4年 4月 1日から令和5年3月31日まで
 (※11) 令和5年 4月 1日から
 (※12) 令和5年 3月31日まで
 (※13) 令和5年7月31日まで
 (※14) 令和5年8月1日から

◎は委員長、○は副委員長を表している。なお、順番は選出区分の順としている。敬称略

(3) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の審議等の経過

【令和3年度】

回	開催日	内容
第1回	令和4年3月22日 (書面会議)	障がい者へのアンケート調査について 本計画の進捗管理について

【令和4年度】

回	開催日	内容
第1回	令和4年10月11日	障がい者向けアンケート調査について 第6期計画進捗管理について
第2回	令和4年11月28日	障がい者向けアンケート調査について 市民向けアンケート調査について 事業者向けアンケート調査について 第6期計画進捗管理について

【令和5年度】

回	開催日	内容
第1回	令和5年6月16日	第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の策定スケジュールについて 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の骨子案について 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の課題解決のための考え方(案)について
第2回	令和5年7月28日	第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)について
第3回	令和5年9月19日	第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)について
第4回	令和6年●月●日	第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画について

2 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議

(1) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画(以下「障害者計画」という。)を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、「障害者計画」の策定、変更にかかわる諸施策の総合的調整をはかる。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、障がい福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

くらし安心部市民自治推進課長 企画政策部広報シティプロモーション課長 くらし安心部防災対策課長
くらし安心部安全対策課長 経済部産業観光課長 文化スポーツ部文化推進課長 文化スポーツ部ス
ポーツ推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部介護保険課長 こども育成部こども
育成相談課長 都市部都市政策課長 都市部建築指導課長 建設部公園緑地課長 建設部道路管理課
長 建設部道路建設課長 建設部建築課長 保健所保健予防課長 保健所健康増進課長 市立病院
患者支援センター所長 教育委員会教育総務部学校教育指導課長 教育委員会教育推進部社会教育
課長

3 茅ヶ崎市自立支援協議会*

(1) 茅ヶ崎市自立支援協議会*設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)(以下「法」という。)第89条の3の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児の地域生活を支援するため、茅ヶ崎市及び関係機関(以下「関係機関等」という。)が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、茅ヶ崎市自立支援協議会*(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会に代表者会議、運営会議、専門部会を置く。

2 各組織の会長または庶務を担当する者は、次の各号に掲げる者のうちから協議に際して必要な者を委員として招集することができる。

- (1) 相談支援事業関係者
- (2) 権利擁護*関係者
- (3) 福祉サービス事業所関係者
- (4) 保健及び医療関係者
- (5) 教育及び保育関係者
- (6) 発達及び療育関係者
- (7) 雇用及び就労機関関係者
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 障がい者団体関係者
- (10) 障がい者及びその家族
- (11) 学識経験を有する者
- (12) 関係行政機関の職員
- (13) 前各号に掲げるもののほか、各組織で必要と認めるもの

3 各組織の会長または庶務を担当する者は、協議に際して必要があると認めるときは前項各号に掲げる者のうちから、新たに委員として招集することができる。

(代表者会議)

第3条 代表者会議は、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、課題解決に向けて関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的とする。また、運営会議や専門部会等からの議題や報告等について、様々な見地から助言を行い、自立支援協議会*全体の意見としてまとめる際の承認を行うものとする。

(代表者会議委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 追加の委員の任期は、当期委員の任期満了期間までとする。

4 委員は、再任することができる。

（代表者会議の委員）

第5条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出されるものとする。

3 会長は、協議会及び代表者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（代表者会議の開催）

第6条 代表者会議は、年に2回会長が招集し、進行を担う。

2 前項の規定にかかわらず、会長は必要があると認めるときは、臨時に代表者会議を開催することができるものとする。

（専門部会）

第7条 専門部会は、第1条に基づく協議事項についてテーマを設定し、課題解決に必要な検討、協議、活動等を行うものとする。

2 テーマの設定は、次の5つの事項ごとに設定する。この場合において、検討、協議、活動等に必要な期間は委員の任期にかかわらず、専門部会ごとに設定するものとする。

(1) 暮らしの基盤強化

(2) こどもの成長支援

(3) 地域支援体制強化

(4) 社会参加支援

(5) 当事者

（専門部会委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 追加の委員の任期は、当期委員の任期満了期間までとする。

3 委員は、再任することができる。

（専門部会の委員）

第9条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出されるものとする。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（専門部会の開催）

第10条 専門部会は、部会長が招集し、進行を担う。

（専門部会の庶務）

第11条 専門部会の庶務は、茅ヶ崎市が委託する相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）または障がい福祉主管課が担当する。

（ワーキンググループ）

第12条 特定の課題ごとに意見交換の場を設け、必要に応じて調査を実施し、情報共有を重ねるために、部会によりワーキンググループを設置することができる。

(ワーキンググループの構成)

第13条 ワーキンググループは、特定の課題について情報共有を行うために必要な関係機関等の実務担当者で構成する。

2 ワーキンググループの開催期間は、専門部会により決定する。

(運営会議)

第14条 運営会議は、第1条に基づく協議事項について、地域課題を集約し、課題解決に向けた各部会のテーマ設定や方向性、内容、必要な構成員などを確認、意見交換することを目的とする。また、協議会全体の方向性を示すものとする。

(運営会議の委員)

第15条 運営会議に会長を置く。

2 会長は、代表者会議の会長とし、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、運営会議の中で協議し、決定されたものがその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(運営会議の開催)

第16条 運営会議は、年に4回会長が招集し、進行を担う。

2 前項の規定にかかわらず、会長は必要があると認めるときは、臨時に運営会議を開催することができるものとする。

(プロジェクト)

第17条 時代情勢や法律改正等に基づき、突発的な課題等に対応する必要性が生じた場合など、専門部会とは別にプロジェクトを開催することができる。

2 プロジェクトは、運営会議により決定する。

(プロジェクトの構成)

第18条 突発的な課題等に対応するために必要な構成は、運営会議で協議のうえ決定する。

2 プロジェクトの開催期間は、運営会議により決定する。

(守秘義務)

第19条 協議会の構成員は、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、茅ヶ崎市の障がい福祉主管課が担当する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議による承認のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4 障がい者向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

障がい者を対象に、障がいの状況や日常生活での困りごと、施策に対する意見や要望等を伺い、令和6年度から始まる本計画を策定するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和5年1月23日～2月10日
配布・回収方法	・身体障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方、障がい児については、各対象の方に郵送により発送・回収。 ・発達障がい*・高次脳機能障がい*及び難病*の方については、関係団体や相談支援事業所、地域活動支援センター*等に配布を依頼し、各対象の方(本人)から郵送により回収。

(3) 調査票の配布数及び回収数

配布数：1,300件、回収数：623件(47.9%)

調査票区分	対象者 (基準日：令和4年10月1日時点)	配布数	回収数
身体障がい	市内在住で18歳以上の身体障害者手帳*所持者から無作為抽出	510件	264件 (51.8%)
知的障がい	市内在住で18歳以上の療育手帳*所持者から無作為抽出	250件	108件 (43.2%)
精神障がい	市内在住で18歳以上の精神障害者保健福祉手帳*所持者から無作為抽出	240件	108件 (45.0%)
発達障がい*・ 高次脳機能障がい*	市内在住、在勤・在学等で発達障がい*あるいは高次脳機能障がい*の診断を受けている方	50件	18件 (36.0%)
難病*	市内在住、在勤・在学等で難病* (366疾患)の診断を受けている方	50件	17件 (34.0%)
障がい児	市内在住で18歳未満の身体障害者手帳*、療育手帳*あるいは精神障害者保健福祉手帳*所持者から無作為抽出	200件	108件 (54.0%)

「第3章」障がい者向けアンケートの詳細

*各種別で一番高い数値には色付けをしています。

1-1「知る」 図表 49 福祉サービス等の情報をどこから取得しているか(複数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
広報ちがさき	%	26.6	37.5	22.2	18.5	22.2	35.3	12.0
ホームページ	%	14.6	10.2	7.4	22.2	27.8	29.4	20.4
Twitter(ツイッター)	%	1.9	0.4	0.9	4.6	0.0	5.9	3.7
Facebook(フェイスブック)	%	0.3	0.4	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0
LINE(ライン)	%	3.5	3.0	0.9	2.8	5.6	11.8	6.5
新聞	%	7.1	10.6	4.6	4.6	11.1	5.9	2.8
テレビ	%	8.8	9.8	7.4	10.2	11.1	11.8	5.6
障害福祉サービス事業所等	%	18.0	9.5	31.5	16.7	50.0	35.3	18.5
相談支援事業所	%	18.5	11.4	22.2	18.5	27.8	23.5	29.6
家族や友人	%	27.9	16.3	45.4	18.5	44.4	17.6	47.2
その他	%	7.7	6.1	4.6	15.7	0.0	17.6	6.5
特になし	%	23.6	29.5	17.6	21.3	5.6	5.9	23.1
無回答	%	3.7	4.9	4.6	1.9	0.0	5.9	1.9

1-2「相談する」 図表 50 どのような窓口が最も相談しやすいか(複数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
24時間相談できる	%	18.3	11.7	49.1	19.4	5.6	0.0	7.4
同性の職員に相談できる	%	2.6	2.7	2.8	2.8	5.6	0.0	1.9
リモートで相談できる	%	6.1	5.3	0.9	10.2	5.6	11.8	8.3
直接会って相談できる	%	26.3	34.1	16.7	22.2	27.8	29.4	20.4
専門的な人に相談できる	%	34.3	31.8	16.7	33.3	50.0	35.3	56.5
その他	%	6.1	5.3	7.4	9.3	5.6	17.6	1.9
無回答	%	6.3	9.1	6.5	2.8	0.0	5.9	3.7

1-3「理解を深める」図表 51

障害者差別解消法*施行以降、障がいに対する理解が進んだと思うか(単数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
思う	%	11.2	14.8	17.6	2.8	16.7	0.0	5.6
思わない	%	30.3	25.0	18.5	51.9	27.8	35.3	33.3
わからない	%	53.8	54.2	59.3	44.4	50.0	47.1	58.3
無回答	%	4.7	6.1	4.6	0.9	5.6	17.6	2.8

2-1「すこやかに生きる」図表 52 健康の維持や医療に関して困っていること(複数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
医療機関が近くにない	%	7.9	6.8	8.3	10.2	0.0	11.8	8.3
かかりつけの医師が近くにいない	%	13.5	9.5	14.8	19.4	16.7	23.5	13.9
医療機関の設備や対応が障がいに配慮されていない	%	2.9	2.3	2.8	2.8	0.0	0.0	5.6
専門の医師がいない	%	6.9	4.5	15.7	5.6	5.6	17.6	3.7
病気や治療の説明がよく分からない	%	7.5	2.3	15.7	13.9	22.2	5.9	3.7
障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい	%	10.6	5.3	10.2	24.1	5.6	11.8	11.1
特になし	%	58.9	65.9	53.7	40.7	61.1	41.2	67.6
その他	%	8.3	5.7	9.3	13.0	0.0	23.5	8.3
無回答	%	5.5	9.1	2.8	2.8	11.1	5.9	0.9

3-1「住まう」 図表 53 将来どのような暮らし方をしたいか(単数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
一人暮らしをしたい	%	14.4	6.8	12.0	27.8	33.3	29.4	16.7
グループホーム(一軒家の中にあるそれぞれの部屋に住み、風呂・トイレを共同利用する共同生活タイプ)で暮らしたい	%	5.8	1.5	16.7	6.5	0.0	0.0	6.5
グループホーム(マンションの1室の中にあるそれぞれの部屋に住み、風呂・トイレを共同利用する共同生活タイプ)で暮らしたい	%	2.6	3.4	1.9	0.9	0.0	0.0	3.7
グループホーム(アパートの1室に住む一人暮らしタイプ)で暮らしたい	%	3.0	2.3	3.7	2.8	11.1	0.0	3.7
自宅で家族と暮らしたい	%	55.1	66.3	45.4	43.5	50.0	47.1	50.9
施設で暮らしたい(現在の施設で暮らし続けたい)	%	4.2	5.3	9.3	1.9	0.0	0.0	0.0
その他	%	7.5	3.8	2.8	12.0	5.6	17.6	15.7
無回答	%	7.4	10.6	8.3	4.6	0.0	5.9	2.8

3-2「生活する・利用する」 図表 54 どのような支援・サポートが必要か(複数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい・発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	161	37	37	41	8	5	33
地域住民の理解があること	%	24.2	16.2	35.1	17.1	25.0	20.0	30.3
働く場があること	%	34.8	13.5	27.0	36.6	37.5	60.0	60.6
生活費の支援があること	%	48.4	45.9	40.5	65.9	50.0	40.0	39.4
住居の支援があること	%	21.1	18.9	21.6	36.6	12.5	20.0	6.1
身近な相談相手がいること	%	33.5	27.0	37.8	31.7	50.0	0.0	39.4
世話をしてくれる家族や支援者(ホームヘルパーなど)がいること	%	35.4	40.5	51.4	29.3	0.0	20.0	30.3
必要な福祉サービスを受給できること	%	30.4	43.2	45.9	31.7	12.5	20.0	3.0
いつでも利用できる居場所があること	%	13.0	21.6	5.4	12.2	25.0	0.0	12.1
その他	%	3.1	0.0	2.7	4.9	0.0	0.0	6.1
無回答	%	5.6	5.4	8.1	2.4	0.0	20.0	6.1

3-3「人権を守る」 図表 55

「自分が今後こうしたい、こうなりたい」という思いを伝えることができるか(単数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい・発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
できる	%	54.3	72.3	33.3	49.1	55.6	64.7	34.3
できない	%	16.9	5.3	31.5	13.0	22.2	17.6	33.3
わからない	%	25.7	16.3	33.3	37.0	22.2	17.6	31.5
無回答	%	3.2	6.1	1.9	0.9	0.0	0.0	0.9

4-1「働く」 図表 56 仕事をするにあたりどのような支援があるとより働きやすくなるか（複数回答）

	単位	全体	調査票種類				
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい・発達障がい*	難病*
回答総数	件	189	51	83	40	11	4
スケジュール管理	%	18.0	9.8	20.5	17.5	45.5	0.0
マニュアルがある	%	20.6	11.8	18.1	30.0	45.5	25.0
ジョブコーチがいる	%	13.8	5.9	15.7	15.0	36.4	0.0
相談できる人がいる	%	38.6	25.5	31.3	62.5	63.6	50.0
バリアフリー*である	%	8.5	15.7	7.2	5.0	0.0	0.0
自分にあった仕事の分担	%	51.3	47.1	49.4	57.5	54.5	75.0
通勤や働く時間などの配慮	%	30.2	33.3	21.7	37.5	36.4	75.0
通勤するための移動支援*	%	10.6	11.8	10.8	12.5	0.0	0.0
その他	%	7.9	7.8	8.4	10.0	0.0	0.0
無回答	%	14.3	17.6	18.1	7.5	0.0	0.0

4-2「社会参加・楽しむ」 図表 57

「年に数回」「ほとんど外出しない」方が回答した外出しない理由(複数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	68	44	6	10	1	4	3
路上に障害物や階段・段差が多いため	%	7.4	9.1	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
外出先の建物の設備に不安があるため	%	2.9	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
発作などがあり自分の心身の変化が不安なため	%	5.9	2.3	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0
車などの移動手段がないため	%	11.8	11.4	0.0	10.0	0.0	25.0	33.3
バスやタクシーなど移動費用がかかるため	%	10.3	11.4	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
人とのコミュニケーションに不安があるため	%	7.4	0.0	16.7	30.0	100.0	0.0	0.0
新型コロナウイルス感染症などの感染リスクが不安なため	%	22.1	18.2	33.3	20.0	0.0	25.0	66.7
外出が一人ではできないため	%	63.2	63.6	66.7	50.0	100.0	75.0	66.7
体調が悪いため	%	22.1	22.7	16.7	30.0	0.0	25.0	0.0
その他	%	16.2	11.4	33.3	30.0	100.0	0.0	0.0
無回答	%	7.4	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

5-1「学ぶ」 図表 58 障がいのある子を育てる中での難しさ(複数回答)

	単位	全体	年齢	
			10歳未満	10歳代
回答総数	件	107	47	60
社会性(マナーや協調性など)	%	53.7	59.6	50.0
コミュニケーション	%	55.6	63.8	50.0
危険認識	%	38.9	42.6	35.0
食育	%	10.2	14.9	6.7
金銭管理	%	8.3	2.1	11.7
時間管理	%	21.3	21.3	21.7
読み書き	%	16.7	12.8	20.0
性に関すること	%	6.5	0.0	11.7
周囲の理解	%	27.8	25.5	28.3
その他	%	9.3	6.4	11.7
無回答	%	1.9	0.0	3.3

6-1「安心して暮らす」図表 59 バリアフリー*化を進めてほしいと考えるもの(複数回答)

	単位	全体	調査票種類					
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	高次脳機能障がい 発達障がい*	難病*	障がい児
回答総数	件	623	264	108	108	18	17	108
駅・バス停留所	%	32.1	37.5	20.4	36.1	33.3	52.9	23.1
電車・バス・タクシー等の乗り物	%	32.9	36.0	28.7	27.8	61.1	29.4	30.6
道路(歩道や交差点など)	%	34.0	37.9	19.4	29.6	38.9	52.9	39.8
公共施設や学校	%	17.7	7.6	28.7	13.0	11.1	17.6	37.0
スーパー、コンビニなど	%	15.7	14.0	19.4	14.8	22.2	29.4	13.9
病院	%	16.4	15.2	25.0	20.4	5.6	17.6	8.3
公園	%	4.5	2.7	6.5	1.9	0.0	0.0	11.1
駐車場	%	5.1	6.4	1.9	1.9	0.0	5.9	9.3
各施設職員・市民の対応(心のバリアフリー*)	%	23.6	8.3	30.6	32.4	50.0	11.8	42.6
その他	%	5.3	4.5	9.3	6.5	0.0	11.8	1.9
無回答	%	15.7	21.6	15.7	14.8	11.1	5.9	4.6

5 市民向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

市民の障がい及び障がい者施策に対する認識を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、市民向けにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和4年12月7日～28日
配布・回収方法	・市ホームページ内「アンケートフォーム」に回答していただく、もしくは市内公共施設に設置した紙文書で回答していただく形式で実施。

(3) 回答者数

・回答者数：174人（男性：83人、女性：89人、その他：2人）

6 事業者向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

障害福祉サービス事業所等を対象に、サービス提供者の視点から、本市の障がい福祉施策に対するご意見等を伺い、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、事業者向けアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和5年2月1日～3月31日
配布・回収方法	・市内障害福祉サービス事業者を対象に、電子メールによりお知らせし、電子申請にて回収。

(3) 調査票の回答者数

調査票区分	対象事業者	配布数	回収数
事業者	市内において障害福祉サービス事業所を運営する事業者	154件	48件 (31%)

7 自立支援協議会*からの意見聴取の実施概要

(1) 調査の目的

自立支援協議会*を構成する5部会（くらしの基盤強化部会、未就学児の相談のしくみ部会、地域支援体制強化部会、就労・生活支援部会、当事者部会）に対して、地域における障がい者等への支援体制に関する課題等を伺い、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、意見聴取しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和5年2月15日～4月15日
配布・回収方法	・「茅ヶ崎市自立支援協議会*代表者会議」にて調査票について説明し、各部会での議論、代表者会議での共有を経て、電子メールで回収を実施。

(3) 調査票の回答者数

対象事業者	配布数	回収数
「茅ヶ崎市自立支援協議会*」の5部会	5件	5件 (100%)

8 障がい者ヒアリング調査の実施概要

(1) 調査の目的

障がい者の方を中心に、障がい者施策に対するニーズや課題、期待する支援等を把握し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査実施日程及び対象

日時	ヒアリング対象	参加人数
令和4年11月15日(火) 14:00~15:00	視覚障がい	当事者3人、事務局4人
令和4年11月17日(木) 10:00~11:00	聴覚障がい	当事者2人、事務局3人、 (手話通訳者2人)
令和4年11月22日(火) 14:00~15:00	身体障がい (肢体不自由)	当事者3人、事務局4人
令和4年12月20日(火) 9:00~10:00	高次脳機能障がい*	当事者3人、支援者1人、事務局4人
令和4年12月20日(火) 10:30~11:30	聴覚障がい (中途)	当事者2人、事務局4人
令和4年12月23日(金) 13:30~15:00	精神障がい	当事者3人、支援者1人、事務局4人
令和5年1月15日(日) 9:30~11:00	知的障がい	当事者4人、支援者1人、事務局4人
令和5年1月20日(金) 11:15~12:00	内部障がい* (ぼうこう・直腸)	当事者2人、事務局3人
令和5年1月23日(月) 10:30~11:30	肢体不自由児 重症心身障がい*	当事者の家族3人、事務局4人
令和5年1月25日(水) 13:00~14:00	難病*	当事者2人、当事者の家族1人、事務局3人
令和5年1月30日(月) 14:00~15:00	発達障がい* (成人)本人	当事者2人、支援者1人、事務局4人
令和5年1月31日(火) 10:00~12:00	発達障がい* (児童)	当事者の家族2人、事務局2人
令和5年1月31日(火) 13:00~14:00	発達障がい* (成人)保護者	当事者の家族3人、事務局4人
令和5年1月31日(火) 15:00~16:00	内部障がい* (腎臓)	当事者3人、事務局3人

9 パブリックコメント実施概要

「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」について のパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和6年1月10日（水）～ 令和6年2月8日（木）

2 意見の件数 ●●件

3 意見提出者数 ●人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代		不明
人数	0人	0人		0人

実施後に掲載します

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数	※	項 目	件 数
		件			件
		件			件
		件	合 計		件
		件			

※「……（案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

修正部分の対照表（ページは、素案時のものとなります。）

修正後	修正前

修正後	修正前

修正後	修正前

修正後	修正前

10 用語解説

あ行	
安心まごころ収集	ごみ(資源物)を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な障がい者(身体障がい者のうち、在宅で肢体不自由の障がいの程度が1級もしくは2級の方)や高齢者(要支援1から要介護5の方)の世帯のほか、同等な状態にあると認められる方を対象にごみ(資源物)の戸別収集(無料)を行う事業のこと。また、世帯の方に声掛けして、ごみ(資源物)を収集することで、安否の確認も同時に行う。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出するための支援のこと。
意思決定支援	自己決定に困難を抱える障がい者が、日常生活等において自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人自らによる意思決定を支援すること。なお、本人自らで決定することが難しい場合には、支援者等が本人の意思の確認や意思及び選好の推定を行い、本人に最善の利益となるような決定がなされるよう支援をすること。
委託相談支援事業所	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護*のために必要な援助を行うことについて市が委託している事業所。
医療的ケア	自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為のこと。
医療的ケア児支援法	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年6月11日成立、同年9月18日施行)の略称。 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することが目的の法律。
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。
NPO(民間非営利組織)	Non Profit Organizationの略称。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利民間組織(団体)の総称。NPOのうち、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人という。
遠隔手話通訳サービス	タブレットやスマートフォン等を通じて画面越しに手話通訳者が手話通訳サービスを提供する。
親亡き後問題	障がいのある子どもがいる場合で、親が亡くなった後、その子の将来を託せる他の子や親族がいない場合、財産管理や生活支援などをどうしていくかという問題。

か行	
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。
学習障害（LD） （学習障がい）	読み書き能力や計算力などの算数機能に関する、特異的な発達障がい*の1つ。
カフェドットコム	障がいのある方の就労を支援する店舗で、茅ヶ崎市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ内にある。障がいのある方の就労訓練、社会参加の場としている。
基幹相談支援センター	障害者総合支援法*第77条の2の規定に基づき、地域の障がい福祉分野における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の実情に応じて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護*・虐待の防止等の業務を行う。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力してともに働くこと。なお、福祉分野においては、住民・地域・事業者・NPO*・行政等の様々な主体が力を合わせて福祉活動を展開すること。
強度行動障害 （強度行動障がい）	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
居住支援協議会	障がい者や高齢者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、障がい者や高齢者等及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活に関する相談や助言等生活全般に関わる支援を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービス。児童福祉法*における障がい児への支援サービスの1つ。
権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な障がい者等について、援助者が本人の代理として、権利の行使やニーズに対応するサービス等の獲得を行うこと。

高次脳機能障害 (高次脳機能障がい)	頭部外傷や脳血管障がい等により、脳が損傷され、それに伴い生じる障がいのこと。具体的には、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等がある。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難であって、常時介護を要する方に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の援護を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
合理的配慮	障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁に対し、提供者にとって過度な負担とならない範囲で、その障壁を取り除くために行われる配慮・便宜のこと。
心のバリアフリー	道路や建物をバリアフリー*化するだけでなく、市民一人ひとりが高齢者、障がい者等の移動や施設利用に制約のある方の困難を自らの問題として意識し、バリアをなくそうとすること。
さ行	
在宅療養費支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
サービス等利用計画	障がい者のニーズ等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する計画。
施設入所支援	施設に入所する障がい者について、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
指定特定 相談支援事業所	障害福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画*の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画*の見直し(モニタリング)を行う事業所。
指定福祉避難所	障がい者や高齢者等の要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制の整備等がされている避難所。
児童発達支援	障がい児に対して児童発達支援センター*等において、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス。児童福祉法*における障がい児への支援サービスの1つ。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童の日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
児童福祉法	昭和 22 年に制定された、児童の福祉を保障する法律のこと。乳幼児の保健の改善、母体の保護、未熟児の養育、障がい児の育成医療や、児童福祉施設の設置について、行政が行うことを定めている。

	また、本法では、市町村は、障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、市町村障がい児福祉計画を定めるものとされている。
自閉スペクトラム症 (ASD)	主に社会的なコミュニケーションの困難さや空間・人・特定の行動に対する強いこだわりがある等、多種多様な障害特性のみられる発達障がい*の1つ。
市民後見人	自治体等が行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
社会福祉協議会	地域の課題解決と住民生活の向上を目指した福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織のこと。
重症心身障害 (重症心身障がい)	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者に、居宅介護*や他の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスであり、障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
重層的支援 体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等、常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うためのサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
就労継続支援	A型は企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。 B型は通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する、令和6年度以降3年以内に利用が開始される予定のサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。

就労定着支援	就労移行支援*等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援*・放課後等デイサービス*等）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行うサービス。児童福祉法*における障がい児への支援サービスの1つ。
障害支援区分	障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す 6 段階の区分のこと。区分1～区分6まであり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。
障害者基本法	昭和45年5月に心身障がい者対策基本法として成立、平成5年に障害者基本法に名称変更となった。全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法*に基づき設置され、障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護・支援、障がい者の家族の負担軽減等を目的とした機関で、茅ヶ崎市においては障がい福祉課に設置している。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年6月 17 日成立、平成 24 年 10 月1日施行）の略称。 主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障がい者福祉施設従事者等、3 使用者による障がい者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定めたものである。 なお、虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい者には施設等の種類（障がい者施設等、児童養護施設等、要介護施設等）に応じて本法律、児童福祉法*又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者には本法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用する。
障害者雇用	障がいのある方が一人一人の能力や特性に応じて障がいのない方と同じように働けるよう、企業や自治体等が障がいのある方を雇用すること。

障害者差別解消法	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年 6 月 19 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)の略称。 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。 主な内容としては、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組等が挙げられる。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和 4 年 5 月 19 日成立、令和 4 年 5 月 25 日施行)の略称。 すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 24 年 6 月 20 日成立、平成 25 年 4 月 1 日施行)の略称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に制定された。 主な内容としては、障がい者の範囲の拡大(難病*等の追加)や、障害支援区分*の創設、障がい者に対する支援の拡大やサービス基盤、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が挙げられる。
湘南地域就労援助センター	湘南障害者就業・生活支援センターを併設した就労相談機関。藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町在住の方の就労に関し、一人ひとりの適性に合わせた職場探しのお手伝いや就労後の定着支援、就労に関わる生活面での支援を地域にある様々な関係機関と連携しながら進めるなど、自立・安定した就業生活を目指した幅広い支援を行う。
情報意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立訓練 (機能訓練)	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
自立訓練 (生活訓練)	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。

自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、現在、3種類ある。 ・「更生医療」の給付対象は18歳以上の身体障がい者で、一定の所得未満（人工透析等の継続的な治療をされる方を除く）の方 ・「育成医療」の給付対象は18歳未満で、肢体不自由や視覚障がい等の身体上の障がいがある、又は現存の疾患を放置すると障がいを残すと認められる児童で、都道府県等が指定する「指定自立支援医療機関（育成医療）」で受ける治療により、確実な治療効果が期待できる方など ・「精神通院医療」の給付対象は、精神疾患があり、通院医療を受けている一定の所得未満の方
自立支援協議会	市と関係機関が相互の連絡を図ることにより、障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的とする会。
自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）*や施設入所支援*を利用した後一人暮らしに移行した人に、自立した日常生活を営む上で一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時対応により情報の提供や助言等の援助を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法上の各種の援護を受ける場合や、その他の各種制度を利用するための証票として県知事が交付するもの。
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、主に昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行なうサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのため長期にわたり社会生活上に制限があると認められ、一定の精神障がいの状態にあると認定された方に県知事が交付するもの。
成年後見制度	判断能力が不十分な方が、契約手続き等で不利益を受けることを防ぐための制度。具体的には、契約締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、誤った判断に基づいた契約を取り消すことができる仕組みがある。認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者が対象。
成年後見支援センター	茅ヶ崎市が運営する成年後見制度*に関する説明や申立の相談、関係機関との調整、講演会を通じた理解啓発等を行う機関。
成年後見市長申立て	成年後見制度*の利用が必要にも関わらず、申立てが可能な配偶者や4親等内の親族がいないことにより申立が困難な方について、市長が家庭裁判所に申立てを行うこと。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画*を作成する専門職のこと。

た行	
短期入所	自宅で介護をする人が病気の場合などに、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所を必要とする障がい者等が本施設に短期間入所し、入浴・排せつなどの介護を受けることができるサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。 福祉型は、障害支援区分*Ⅰ以上である障がい者もしくは障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分Ⅰ以上に該当する障がい児を対象とする。 医療型は、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい*児・者等を対象とする。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うサービス。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
地域活動支援センター	障がい者を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり。
地域定着支援	単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの支援を行う障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
地域包括ケアシステム	人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて対応していこうというシステム。
ちがさき障がい者支援アプリ	障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を取得することができるよう、本市が令和5年1月に運用を開始したアプリ。 「事業所一覧・空き状況の検索」「障がい福祉のあんない」「冊子のデジタル化」「お知らせ配信」「オンライン相談予約・手話通訳者等の派遣申請」「デジタル障害者手帳「ミライロID」との連携」「やさしいマップちがさき*」の機能がある。
注意欠陥多動性障害（注意欠陥多動性障がい）(ADHD)	発達水準からみて不相応に注意を持続させることが困難であったり、順序立てて行動することが苦手であったり、落ち着きがない、待てない、行動の抑制が困難であるなどといった特徴が持続的に認められ、そのために日常生活に困難が起こっている状態。

通級指導教室	小学校、中学校、高等学校などで、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う特別支援教育の形態の1つ。
伝えるウェブ	語彙の制限、分かれ書き、短い文章への分割、ふりがなの追加などの処理を機械学習によるAIが自動で行うサービス。ホームページ式を自動でやさしい日本語化するほか、「やさしい日本語エディタ」を利用することで、印刷物や掲示物のやさしい日本語化を支援する。
DX化	デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変化していくこと。
tvkデータ放送	「自治体データ放送」サービスを利用して、防災・気象情報やくらしの情報を配信する放送。家庭にあるテレビを利用し、茅ヶ崎市の情報を文字で配信するもの。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護等、必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスである。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
当事者目線の障がい福祉推進条例	全ての障がい当事者が、障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、本人の望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障がい福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であるとの考えから、神奈川県が令和5年4月に制定した条例。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいがある児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。
ともに生きる社会かながわ憲章	平成28年7月、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やその家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えた。そこで、神奈川県では、このような事件が二度と繰り返されないよう、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。
な行	
内部障がい	内臓機能の障がいであり、心臓・呼吸器・じん臓機能・ぼうこう、又は直腸機能・小腸・肝臓機能・免疫機能の障がいがある。 障がいのある臓器のみならず、全身の機能低下を伴うことにより、疲れやすい状態にあり、長時間立つことや重い荷物を持つこと等の身体的な負担を伴う行動が制限される場合もある。

難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾患のことであり、長期にわたって生活面に支障をきたすことがある。 また、日によって症状の変動が激しいことや症状が外部から分かりにくい、改善と悪化を繰り返すといった特徴がみられる場合もある。
日中一時支援	障がい者又は障がい児の日中における活動の場の確保とともに、家族の就労支援と一時的な休息を目的に、日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適應するための訓練等の支援を行う事業。
は行	
はちまるごおまる 8050問題	80代の親が自室にひきこもる50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負うという社会問題のこと。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができ、実用性のあるもの。
発達障害 (発達障がい)	発達障害者支援法によると、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい*、注意欠陥多動性障がい*その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。 人間関係を構築することやコミュニケーションを行うことが苦手な一方、優れた能力が発揮される場合もあり、周囲からは理解されにくい障がい。
パラスポーツ	障がいのある人のために考えられたスポーツや障がいの有無に関わらず取り組めるスポーツについて広く表す言葉。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元来は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている(心のバリアフリー*)。
PDCAサイクル	プロジェクトの実行に際し、計画を立案し(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法及び茅ヶ崎市地域防災計画の定めにより、避難行動要支援者に対し、避難の支援や安否の確認等を行うための基礎となる名簿のこと。
プッシュ型通知	アプリが自動的に情報をお知らせする機能。
ふれあい補助員	市立小中学校における特別な配慮を必要とする児童・生徒への学習支援をする職員。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を定期的に訪問し、障がい児や保育所等の職員に対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービス。児童福祉法*における障がい児への支援サービスの1つ。

放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。児童福祉法*における障がい児への支援サービスの1つ。
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律において規定している、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合のこと。従業員が一定数以上の規模の事業主は、「法定雇用率」以上にする義務がある。
や行	
やさしいマップちがさき	ちがさき障がい者支援アプリ*における、公共施設や民間の店舗のバリアフリー*情報を表示する機能。民間の店舗についてはみんなにやさしいお店ちがさき(P45 下部参照)として宣誓している店舗が掲載されている。
ら行	
ライフステージ	人間の一生をいくつかの期間に分類したとき、それぞれの期間をいう。
療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。
療養介護	医療的ケア*を必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスである。障害者総合支援法*における障害福祉サービスの1つ。
レスパイトケア	在宅で障がいのある家族の介護にあたっている家族の休息や、リフレッシュのための支援策。

第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）

令和6年（2024年）1月発行

発行 茅ヶ崎市 福祉部障がい福祉課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-82-7159

FAX 0467-82-5157

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード



QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。